

第百回 参議院 内閣委員会 會議録 第四号

昭和五十八年十一月二十四日(木曜日)
午前十時十七分開会

委員の異動

十月十一日
近藤 忠孝君 補欠選任 内藤 功君
十一月十八日
野田 哲君 補欠選任 片山 甚市君
矢田部 理君 本岡 昭次君
十一月二十四日
片山 甚市君 補欠選任 野田 哲君
本岡 昭次君 矢田部 理君
本岡 昭次君

出席者は左のとおり。

委員長 高平 公友君
理事 亀長 友義君
坂野 重信君
小野 明君

委員

板垣 正君
岡田 広君
源田 実君
沢田 一精君
林 寛子君
林 道君
堀江 正夫君
穂山 篤君
片山 甚市君
本岡 昭次君
太田 淳夫君

國務大臣

大藏 大臣 竹下 登君

政府委員

大藏省主計局次 保田 博君
兼内閣審議官 古賀 章介君
厚生大臣官房審 中島 忠能君
兼内閣審議官 事務局長 林 利雄君
自治省行政局公 員 剛彦君
務員部長 岩崎 雄一君
厚生省年金局年 金課長 山口 道朗君
日本国有鉄道共 濟事務局長 中原 道朗君
日本電信電話公 社厚生局長

説明員

常任委員会専門 員 利雄君

本日の會議に付した案件

○国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合 制度の統合等を図るための国家公務員共済組合 法等の一部を改正する法律案(第九十八回国会 内閣提出、第百回国会衆議院送付)

○委員長(高平公友君) ただいまから内閣委員会 を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。 去る十八日、野田哲君及び矢田部理君が委員を 辞任され、その補欠として片山甚市君及び本岡昭

次君が選任されました。

○委員長(高平公友君) 国家公務員及び公共企業 体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案 を議題といたします。

本案につきましてはすでに趣旨説明を聴取して おりますので、これより質疑に入ります。

○片山甚市君 私、本法案の質疑に当たりまし て、今国会が異常な事態のままで今日まで至りま したために、質疑など非常に大きな制約を受けて いることはまことに遺憾と思うものであります。

衆議院における審議過程でも明らかのように、 端的に言いますと、一つは、高齢化社会を展望し ての公的年金一元化について明確な内容を持った 方針がないこと。二つ目には、国鉄共済年金の財 政破綻を国家公務員や公共企業体共済組合員に転 嫁するのみで、国の責任を全く放棄した無責任き わまるものであること。三つ、統合することによ って負担は引き上げ、給付水準は引き下げるとい う手法で、共済組合員の既得権、期待権を踏みに じり、国民の年金に対する信頼を失わせるもので あると言わざるを得ません。これらについて徹底 的な究明をすることがなければ納得できるものでは ありません。

以下、大きく分けて六項目にまとめ質問します が、これらについてはすでに関係者の間でかなり 時間をかけて論点は解明されておると聞いており ますから、その点について十分配慮をのぞいて確かな 言葉で要点を簡潔に御答弁を願いたいことをまず 申し上げます。

そこで、具体的な内容をただす前に、まず前提 として次の点について聞きたい。各省庁にはさま

ざまな諮問機関、たとえば審議会等を設置してお りますが、それらの結論、答申が出された場合に はどのように取り扱われているか、お答え願いた い。

○政府委員(保田博君) 先生御指摘のように、現 在、政府に関連しまして各種の審議会なり諮問機 関がございます。もちろん、これらの審議会なり 諮問機関は、それぞれ設けられました目的、性格 によりまして、一概に申せませんけれども、いず れにしても、制度の変更その他にかかわりま す重要な事項につきましては学識経験者におかし い中を貴重な御意見をいただくわけでございますか ら、当然政府といたしましては、いただきますた 御意見なり答申なりというものは尊重しなければ ならないと、こういうふうに考えております。

○片山甚市君 一概には言えないがという一概と は何であって、尊重するということについてはど のぐらいの程度の重さを持っているんですか。尊 重するとおっしゃいましたが、一概には言えない がと、一概という一概の概はどういうことですか。お答えね。

○政府委員(保田博君) お答えいたします。 そのどんなにかというところがなかなか一概に 言えないので、一概に申し上げにくいと申し上げ たわけでございますけれども、先ほど申し上げま したように、基本的に政府としてできる限りの尊 重をすべきであるという態度でございます。

○片山甚市君 次長のお言葉は、できる限り尊重 したいという基本的な考えだというように聞きま した。できる限りというところでこれから議論をし ていきます。

そこで、社会保障制度審議会の設置の意義、そ の答申は今日までどのように取り扱われてきたか について、厚生省からまず伺いたい。

○政府委員(古賀章介君) 厚生省におきますとこ

ろの年金関係の審議会としましては、社会保険審議会とそれから国民年金審議会がございまして、これらで改正の都度それぞれの審議会から御意見、答申をいただいております。その両審議会の答申を得ました後で社会保険制度審議会の御答申をいただいて、法案作成をいたし、国会に提出をするというところになっております。私も、改正案の策定、法案の提出に際しましては、これらの審議会の御議論を十分尊重いたしまして制度改正を行ってきたところでございます。

○片山基市君 大蔵省。

○政府委員(保田博君) ただいま厚生省当局から御答弁いたしましたとおりでございます。

○片山基市君 それでは、厚生省、今日までのように審議をされたかについて、例を挙げて説明してください。

○説明員(山口剛彦君) 制度的にはただいま申し上げたとおりでございますけれども、これまで私も年金の制度改正につきましては、四年あるいは場合によっては三年という間隔を置きまして財政再計算を行い、制度改正をいたしております。その都度、最近では昭和五十五年が大きな制度改正でございますけれども、いずれも、先ほど申し上げましたように、専門の審議会でありまして社会保険審議会、国民年金審議会、まず改正の前に審議会の方から自主的に次の改正に向けての御意見をいただきました。その御意見を踏まえて私どもが案をつくりまして、案ができた段階で正式に諮問をするという手続をとりまして、御議論をいただきました。正式に政府案として国会に提出をするという段取りをすつとっております。

○片山基市君 厚生省からの答弁によると、尊重の答申につきましても尊重さるべきだと思いますか。共済年金統合についての答申について尊重さ

るべきだと思いますか。

○説明員(山口剛彦君) このたびの共済組合関係の審議会の御答申につきましては、厚生省としては直接の関係を持っておりませんので、私ももちろんそれについて申し上げる立場にはございません。この点は御理解をいただきたいと思います。

○片山基市君 いままで答申について尊重してきたというお答えがあったと思いますが、いかがですか。

○説明員(山口剛彦君) 社会保険制度審議会でも、これまで私どもの関係をする事項につきましては何回か御答申、御意見をいただいております。でございますが、それに対しては私も精いっぱい尊重するという態度を変えておりません。ただ、今回の具体的な御答申につきましては、共済関係についての制度審議会の御意見でございますので、この点につきましては、先ほど申し上げましたように、私も御意見を言う立場にはないというところでございます。

○片山基市君 それでは、大蔵省に聞きますが、厚生省は従来まで制度審で答申された事案については尊重してきた。そこで、今回、制度審の共済年金に対する統合法案についての答申を大蔵省としては尊重したと言いますか。お答え願います。

○政府委員(保田博君) 今回の共済の統合法案の作成に当たりまして、制度審に御意見を伺いました。その際、先生御指摘のようないろいろな御意見がございました。政府に対して、いろいろな御注文があったわけでございます。それらについて完全無欠にこたえ得たかどうかということになりますと、私としても完全無欠でございますと胸を張れるほどではないものではなかったかもしれません。国鉄の共済組合の窮状、それに対する救済の緊急性、それからそれに対する救済の方策として政府が御相談申し上げたような案でまことにやむを得ないといった点につきましては一応御了解を得られたものであると、こういうふうに理解

をいたしております。

○片山基市君 そういうことを言うならば、尊重しなかったということですね。

○政府委員(保田博君) 基本的に尊重をしたつもりでございます。

○片山基市君 法案審議の中で明らかにしますが、したかどうかを明らかにしきり白状させますが、大体、衆議院においても哲学がどうだのとか何とか言って切り抜けていますが、非常に不当なことは、制度審の従来の答申につきましても、厚生省が言うように、大蔵省でなければ全体的に尊重したのかかわらず、大蔵省は今回全くこれを尊重しなかった、こういうふうに私は断定するんですが、もう一度抗弁するならしていただきます。

○政府委員(保田博君) 立場によりまして、いろいろな御見解があるかと思っております。そのことまでを私ここで否定するつもりはございませんけれども、政府としては極力尊重をさせていただいたと、そういうふうな考えをしております。

○片山基市君 それならば、昭和五十八年三月二十九日、総社第三八号によって、大蔵大臣、運輸大臣、郵政大臣にあてた社会保険制度審議会の会長大河内さんから出された文書を一読していただきたい。読んでください、みんなの前で。全部読んでください、時間はあるんだから。

○政府委員(保田博君) では、読み上げます。

国家公務員共済組合法等の一部改正について(答申)

昭和五十八年三月一日蔵計第三五九号で諮問のあつた標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

一 現行の各種公的年金制度は、将来、収支の著しい不均衡から行き詰まりを来すおそれがあり、それを解決するためには、速やかに総合的な対策を確立することが必要である。その場合には、国民の年金制度への信頼を損なうことがあつてはならないことはいうまでも

ない。

二 これまで、国は、公的年金制度全般の将来展望を明らかにしてないにもかかわらず、今回の諮問を公的年金制度の再編・統合の第一段階として位置づけていることは、甚だ理解に苦しむところである。

三 本審議会は、長期にわたり安定した国民皆年金体制を確立するために、既に再度にわたる公的年金体制に関する新しい全体構想について建議を行ったところであるが、政府は、これら建議の意図するところを踏まえて、早急に公的年金制度の将来の在り方の具体策を改革の手順を含めて明らかにするよう強く要望する。

四 公的年金制度の改革を進めるに当たつて、国は、年金制度の技術的、制度的調整を図り、関係者の十分な理解と基本的合意を前提として案をまとめるべきである。そのような観点から今回の諮問の経過を見ると、これらの努力が著しく不足していたことを指摘せざるを得ない。

五 今回諮問のあつた制度改正要綱は、国鉄共済組合の財政対策の緊急性を考慮すれば、一つの対策としてやむを得ないものと考えられる。

しかし、国鉄共済組合の危機的状況については、かなり以前から予測されていたところであり、本審議会もその解決策を講ずべきことを繰り返し指摘してきた。それにもかかわらず、今日まで国の責任にも触れた具体案が提示されていないことは遺憾であり、さらに国としての格段の配慮が望まれる。

六 制度改正要綱について特に指摘すべき主な事項は、次のとおりである。

(一) 公共企業体職員の年金の給付水準を国家公務員並みにそろえるに当たつては、可能な限り経過措置を設ける等の配慮が必要である。なお、既裁定年金の取扱については、制度の切替に際し、既得権尊重へ

をいたしております。

の観点から特にきめ細かな配慮が必要であることを指摘しておきたい。

(二) 制度改正要綱に基づく試算によれば、次の財政再計算期に保険料率を一挙に大幅に引き上げることになっているが、これについては段階的に引き上げるような経過措置を設けるべきである。

(三) 財政調整事業を円滑に実施するために設けられる財政調整事業運営委員会の構成及び運営については、実情に即し、広く組合員の意向が反映されるように留意すべきである。改正後の国家公務員等共済組合審議会についても同様である。

おつて、今回の諮問に先立ち、地方公務員等共済組合法の改正案が本審議会に諮問されたが、これと今回の改正案は共に財政調整を図ろうとしているにもかかわらず、その間に重要な点において整合性を欠いていることが目立つことを付記する。

以上であります。

○片山基市君 いま次長が読んだように、一概には言えないが尊重するということがありますが、そういうことであれば、その各項目については非常に重い意味を持つておるし、答申については政府としては便宜的に都合のいいところだけつまみ取りをするということは許されなないと思ひます、大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣(竹下登君) 各審議会ということになりますと、御案内のとおり、それぞれ多少の違いはございますが、法案を提出する場合にその意見を聞くとか、あるいは尊重しなければならぬとか、私どもの記憶で、何年何月とは正確に記憶しておりませんが、無答申に終わったというようにすることはたしか米価審議会一度ぐらいあったかなと思ひます。が、今回の場合、いま保田次長が読み上げましたように、もろもろの努力不足、不備な点等を指摘されつつもこの答申そのものをいただいたというところは、やはり私は、諸般の環境が一〇〇%熟しておるとは言えないにしても、いま

や国鉄共済の救済措置等時間を置くべき課題ではない。だから、少なくともわれわれの意見を率直に申し述べた内容、すなわち政府側から見ればかなり手厳しい指摘をしつつも、答申そのものを法律案を国会に提出する手続だけでも整えてやるという、もう一つ大きな配慮というものが私は全体から痛感をされておるわけでありまして、その限りにおいて、この意見に照らし、このように御提案申し上げ、御審議をいただける経過に至ったというふうに私は理解をしております。

○片山基市君 それでは、もう一つ重ねてお聞きしますが、この際、制度審の答申については今後とも尊重していくつもりですか。今回でなくなると、これから政令を出す場合にそれを受け入れて努力されますか。尊重するということは、ただこの場所だけでなくて、これからの運営委員会もございまして、いろんな場所があるんですが、答申された問題をあらゆる場所で尊重していくように努力を大臣としては続けていくつもりですか。

○國務大臣(竹下登君) 社保審そのものは、これは御案内のように総理大臣の諮問機関でございますが、問題ごとに、たとえばこのたびは国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案でございますので、大蔵大臣の私と運輸大臣と郵政大臣あてにこの答申をいただいたわけでございますが、こうした権威のある審議会の答申は尊重すべきは当然であります。今後この運営等について関係方面の意見を聞きつつ尊重するという基本線を堅持して対応していくべきは私どもに課せられた使命ではなからうかというふうに考えております。

○片山基市君 冒頭に申し上げたように、今回の審議時間は至って不当な抑圧の中でおるものでありますから、委曲を尽くしたいんですが、時間がないために言えません。

そこで、緊急避難的な問題があつて、私たちが涙をのんで、この法案についてはしかるべき措置がとられることだろうと思ひますが、しかしとられておる措置は制度審で求めておるものとか

け離れた内容を財政上持つておるのであります。それをこれから大蔵省を含め、関係の者たちが制度審が指摘するような措置にできるだけ近づけていく、尊重していく、こういうことの気持ちのあらわれと解してよろしうございませうか。

○國務大臣(竹下登君) やはり御趣旨として、いま片山委員御指摘の筋は私どもとしても心得て対応すべき責任がある、このように考えております。

○片山基市君 それでは、法案についての質疑に入りますが、若干形式的になりますけれども、年金制度の意義と目的について。年金制度といいますが、御承知のように年金担当大臣は厚生大臣でありますから、厚生省からまず年金制度の意義と目的についてどういふものかということについてお聞きをしたいと思ひます。

○政府委員(古賀章君) 公的年金制度は、現在、三種類、八制度に分かれておるわけでございまして、公的年金制度の果たす役割りというものは、今後ますます重要性を増してくるであろうというふうに考えております。

公的年金とはどういふものかということでございますけれども、老後の社会生活を支える支柱である、平均的な老後の市民生活を支えるところの基本的な部分、それを担うという性格のものであると思ひます。公的年金だけですべての老後の生活を保障するというわけには必ずしもまいらないわけでございまして、個々の老人の方々のニーズというものが異なるわけでありますから、そのニーズにに応じまして、企業年金でありますとか、貯蓄、個人年金というふうなものを組み合わせながら多様な個々の老人の方々のニーズにこたえていく。しかしながら、公的年金というものはあくまでも老後の社会生活の基本的な部分を支えるものであるというふうに理解をいたしております。

○片山基市君 大蔵省はどうお考えですか。

○政府委員(保田博君) ただいま厚生省当局がお答えをしたとおりと理解をしております。

○片山基市君 羊頭狗肉ということで、厚生省がいま社会保障に重点を置いていますが、いわゆる大蔵省の場合は財政管理、お金のつじつま合わせということになっておると思ひます。特に、給付制限等を見ても、社会保障制度になじまない問題であります。これは後刻質問します。

ただ、大蔵省の考えることと厚生省の考えておることについては違いがあるように思ひますが、大臣から先ほども答申を尊重していく行政的な立場をとられるということでありまして、これ以上聞きません。

そこで、高齢化社会になった時代の年金制度についてどう考えるかということで、一つは、高齢化社会とは健康で働くことについて生きがいを感じる生活時間が長くなった人間社会、いわゆる働くことができる時間が長くなったということでありまして、労働者が六十歳以上になりましたも普通に働くことができるように今日では仕事によれば相当延びたと、そういうことでありますから、高齢化社会というのは歓迎されるべきであります。高齢化社会になったら何か要らぬものが生じておるといふふうな大変なことが起こつたと、こういうふうには思ひますが、それは制度のあり方を変えなきゃならぬことであつて、いわゆる高齢化社会は歓迎されるべきだ。特殊の支配階級の人だけが長寿であればいい、働く人たちは早く死んでしまつたらいいというふうな考え方はいただけない。特に、年金制度とは、まだ十分に働く意欲がある者については働かして、年金を出すから働かなくてよろしいというのじゃなくて、働ける者には働く条件をつくる。そして、働けない高齢者の方々は、生活ができるだけの基本的な年金が国家的に保障されるということではないだろうかと思ひます。

それで、私たちは、働く意欲がある者が働く条件ができれば、労働が保障されておれば、世代間の公平性の問題も、年金財政の健全化も、互助精神の確立も十分に可能だと思ひます。いわゆる

働ける者に働くなと言つて年金もやらないというふうな今日のやり方は納得できない。たとえば六十歳定年制も完全ではありません。たまたま六十歳になつても働いて、中曾根内閣の大臣を見てもわかつたかとおと、大半が六十五歳以上です。年金でやめたいといふのなら、やめてもらつていいんです。そうしたら内閣成立しませんね。皆さんは六十五歳以上でもがんばれるのだけれども、いわゆる一般の庶民は働く場所がない。こんなことでは大変であります。大臣、いかがでしょう。私が申し上げるのは、働ける者には働ける条件をつくりながら、年金の掛金も掛けてもらいながら、そして老後についての保障ができる社会保障年金というものをこれからつくっていくべきだと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 基本的には、私はいまの御意見に反対する何物もございません。賛成でございます。

おおよそ、いま問題になっておりますのは、急激に訪れた高齢化社会、確かに私も、昭和二十二年でございますが、初めて平均寿命が五十歳を超したと思ひます。私が国会に出ました昭和三十三年は男性が六十三歳、女性が六十九歳、したがって十・何歳か二十五歳で延びております。世界じゅうで見ましても、日本の次がアイスランド、スウェーデン、ノルウェー、オランダ、イスラエル、デンマーク、スイス、カナダ、ギリシャ、イギリスと、こういう順番で、これは私が演説の勉強をするために覚えさせていたんですが、七十歳以上の国がございまして、日本がその最高になり、そしてそれが急速になつたといふところにあるいろいろな問題が生じておると私は思つております。

基本的に、御指摘になりました勤労意欲ある国民がその能力、適性に應じて職場のある社会、これは私は本場に福祉国家の理念である。同感でございます。しかし、その勤労意欲というものを制限するものは、生まれながらとか、あるいは疾病とか、障害とか、やつぱり老齢というものの一つの要素だと思ひます。そこに、いまおつしやいました年金制度等がこれを補完いたしました。本場の意味における私は福祉国家というものの理想図が将来描かれていくのではないかと。そういう方向でもつてやはり不断の努力を積み上げていかなければならぬ。いまだのような意見に絶えず耳を傾けて為政者たる者は対応しなければならぬといふふうに考へております。

○片山基市君 大臣のお答えでありますから私からつけ加えることはありますが、特に六十歳以上の方々に、健康状態、知能の発揮の場所、条件がありまされども、やはり高齢者に対しては、いままで持ったところの知識、技能、能力を発揮できる場所を国家的にも社会的にもつくっていくことが高齢化社会における有意義な人生を全うさせ、年金制度をして崩壊せしめず、若い人への負担をかけるという一方的な言ひがかりを解決することになり、公的年金が基本的な老後の保障たる年金を支給できるようになるものと思ひますが、もう一度伺ひますが、いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) これは基本的に、私はおつしやる意味は理解をいたします。私も、やはりそこについて考えなきゃならぬのは、したがって、それがいまも御指摘のありましたような世代間の抗争とまでは申しませんが、不公平な負担感とか、そういうようなものを避けるようにするのは当然のことでございます。そこで基本的にいふゆる将来像の問題が出てくると思ひます。いまお互いが頭の中であるいは観念的にあるいは実際の描く理想像といふものに現実の姿がかなり離れたものであると思ひ思つております。したがって、それをできるだけ近づけていくという努力といふものが今後の将来像、あるいはそれに向かつての当面、今日御審議いただいております法律案の中身、そういうふうな位置づけで御理解をいただけたらなと、こういう期待を持っております。

○片山基市君 そこで、本法案についての目的はどういうものかについて説明願ひたい。

○政府委員(保田博君) 今回御提案申し上げております法律案の目的は、大別して二つございします。

一つは、国家公務員及び公共企業体職員にかかわる共済組合制度を統合するというところでございします。統合といひますのは、平たく言えば給付の要件あるいは給付の算定方法を同一にするということでございます。

それから第二点は、あわせまして、現在窮迫を告げております国鉄共済組合の財政に對しまして国共済及び電電、専売の両公企体共済組合から財政調整事業を行う、平たく言ひますれば国鉄共済組合に對する財政的な援助の仕組みをつくりたい、こういうことでございします。

○片山基市君 そこで、公的年金制度の再編統合の第一段階といふことを説明しておりますが、制度審では第一段階ではないか、最後の段階がわからないではないか、こじつけではないか、こゝろ言われておることについて、いふゆる再編統合の全体像を示すことによつて答えてもらひたい。答えられなければ、まず欠陥法案の第一になりません。この法案がいふゆる制度審は第一段階でない、こゝろ書いてありますね。これについて第一段階だといふ強弁を、一遍、保田さんしてくださ。

○政府委員(保田博君) 現在、わが国の社会保障制度上の最大の課題は、先ほど先生御指摘のように、本格的な高齢化社会の到来を控えまして、公的年金制度の長期的な安定化を図るためのことにございします。長期的な安定化を図るための方策といひますと、第一には、まず給付と負担の両面にわたつて、八つの制度に分かれております各年金制度を通じて、八つの制度に分かれております。第二に、それらを前提といたしまして、公的年金制度全体の再編統合を図つてまいらなければならぬ。そういう方向で公的年金制度全体の改革について計画的に政府として現在検討を進めて

おるわけでございます。

政府といたしましては、本年の五月に、この公的年金制度全体の改革のスケジュールといったものを閣議で御決定をいたしておるわけでございします。かいつまんで申し上げますれば、昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させるといふ大きな目標を立てておるわけでございします。それをさらに具体的に分けますと、三つの段階に分かれようかと思ひつてございします。

その第一段階が昭和五十八年度における措置でございまして、その一つが、今回御提案を申し上げております国家公務員と公共企業体職員の共済組合制度の統合を行う、あわせて国鉄共済組合に對する財政上の対策を行うといふことでございします。それから、同時に、地方公務員の共済組合制度内の財政単位の一元化を図るということでございます。後者につきましてはすでに前通常国会におきまして法案として成立を見たわけでございします。

その第二段階でございしますけれども、これは昭和五十九年から六十一年度にかけてのものでございまして、先ほど申し上げました公的年金制度の一元化を展望する。その展望の上に立ちまして、国民年金と厚生年金保険及び船員保険の関係調整を行う。さらには、共済年金制度につきましても、先ほど申し上げました国民年金、厚生年金等の関係整理を横目に見ながら、その趣旨に沿いつつそれらの制度との関係調整を行うわけでございします。

以上によりまして、給付面の統一化が行われ、進められるわけでございしますが、それに合わせまして負担面の制度間の調整をさらに進めまして、最終的には昭和七十年年度の公的年金制度全体の一元化を完了させたい。こういうふうな考へておるわけでございまして、今回御提案申し上げております法案は、政府全体といたしましては、そういう大きな年金制度改革の方向に向けての作業の最初のステップであると、こういうふうな理解をいたしております。

く、国民全体が年金に対する信頼感を失うおそれがある法案である。この法案の審議の内容によつては裁判闘争になり得る個人的な権利も発生する、こういうことを恐れますから、せつかく国会で審議するならば、国民から不信と思われるような制度の改正はやめた方がいい。

いま私が申し上げるのは、冒頭に言つたように、経過措置等を踏まえて政令にゆだねる部分について相当配慮を持ってやるべきで、そうしなれば不測の事態が起きるし、年金に対して、これからの厚生年金、国民年金の統合について、また

いような状態が起ころのじゃないか。いわゆる高齡社会は働ける者に働く場所を与えながら、いわゆる年金の掛金も納められるようにしながらお互いが互助精神をすべきじゃないかという私の説には大臣は賛成しておるんですから、私のこの考え方はいいがですか。大臣、お答え願いたい。

○国務大臣(竹下登君) 考え方は、私は否定をいたしません。したがって、確かに、いま御指摘なされたように、理想像があつて、そしてその前の段階、そしてその第一歩としてあるならば非常に国民にも明確に理解がしやすい。しかし、いまはいわゆる手順だけが決まって、理想像というもののそのものは描かれていないままの手順としての第一段階というもので、それが国民の皆さん方の中

に年金の最終的な長期構想というものが描かれな
いままに出されておれば、ある種の不安とか、そ
ういうものを感ずるおそれがある。これは私も否
定いたしません。したがって、それについては、
いま訴訟問題というお言葉もありましたが、既得
権とかあるいは期待権とか、そういうものでその
ようなことがあったならば、より理解を深めてい
ただくための障害となる。そのようなことがない
ためにも関係方面、なかんずく本院等の御議論を
通じながら、運営に当たって十分話し合ひでやつ
ていかなきゃならぬという基本的な姿勢は、私も
御指摘のとおり持つべきものであるというふうに
考えております。

い、共謀してやりたいと言っておるんですから、やるなら七十年までの間のお金が必要をやつについて説明してください。試算ができないようなことないでしょう、大蔵省は何でも金取るの好きだから。ちよつと説明してください。

○政府委員(保田博君) 昭和六十五年以降、いわば今回の統合法案で予定しております第一期の財政調整五カ年計画を通過した後の国鉄共済組合の財政状況につきましては、国鉄の経営形態が果たしてどうなるのか、あるいは従業員の規模がどうなるのかといったような非常に大きな不確定要因がございますので、現在われわれとして試算したものはございません。

ただ、直観的に言えますのは、現在御提案しておりますような統合法案でわれわれが考えておりますような財政調整事業が行われるといたしましても、昭和六十五年以降、連合会、電電、専売の三つの保険集団で国鉄の共済組合の財政を支えていくということはかなりむずかしいと、そういうふうに考えております。

○片山基市君 そうすると、七十年までのことがわからなくて、いわゆる七十年の話をしたんです、今度は六十四年までしか見通しがないことも明らかになった。

これは電電の資料を見ると、先ほど保田さんが言った新しい方法をとるとしても、国鉄共済へ他の共済組合が拠出しなきやならない金額は六十年から十年間で総額約五兆円に上り、そのうち二兆円を電電共済が、三兆円を国家公務員共済連合会がそれぞれ負担することになると想定されると言っておるんですが、おおむね間違いないですか。

○政府委員(保田博君) 先生が御指摘の数字は、われわれちよつと聞いたことのない数字でございます。

○片山基市君 それでは、やっぱり六十四年までの間は六百億円を出してもらえば事足りる、それから先はわからぬから、それではよしなに扱え、わしは知らない、わしも次長でおらないし、どこかの政治家になつてゐるかわからぬと、こういう

ことですな。まあ気安くやろうじゃないか、余り気張るなど。

○政府委員(保田博君) 先ほど、今後の年金改革についての大きなスケジュールを申し上げました。その中に、第二段階としまして、昭和五十九年から六十年にかけて、厚生省当局を中心とした御努力によりまして国民年金、厚生年金保険等の関係整理が行われるわけでございます。その趣旨に沿ひまして、共済年金につきましてもこれら国民年金、厚生年金との間の関係整理を行うということになっております。したがひまして、昭和六十五年以降の国鉄共済組合に対する財政援助のあり方等につきましては、この年金改革の第二段階の段階で十分慎重に検討をしてみたい、こういうふうなことを考えているわけであります。

○片山基市君 大蔵省の考え方はわかりましたが、どうしても納得できないのは、昭和七十年に公的年金をいれゆる統合して、国民に安心をしてもらった年金を、間もなく厚生年金、国民年金を基本にして出そうというときに、おれは関係ない、六十四年まで金取ればいいんだ、ひったくるんだ、ぶったくるんだ、悪代官をやればいいんだと、こういうふうにとれますから、そう言わないで、厚生省の御指示に従ひまして、大蔵省はまじめに社会保障年金については考えます、こう言つてはいいんです。とにかくおれの持ち分だから、おれのエリアだから、テリトリーだから他に侵入させない、こう言つていますが、御承知のように、地方共済組合の問題にとつても納得できないという制度審の答申がありますね。指摘されておるんですね。自治大臣のエリアだから知らぬと言つても、整合性を求めてこれから全統合しようじゃないかというときに、おれのところだけ何とかなつたらいい、とりあえず六十五年まで何とかなつたらいいというふうな考え方についてはいただけませんか、答弁要りません。ただだけせん。そういう考えは納得できない。

次の質問に移ります。

各共済の年金財政は、国鉄を除けば、この法案が成立することにより現行より破綻の時期が早く来ることは言うまでもありません。国鉄共済の救済ということ、年金制度に対する信頼をつなぎとめる意味から必要でありますけれども、その救済が他の共済を不安定にするということについてはどうお考えになりますか。いわゆる国鉄を救うことについて反対しませんが、大臣も連帯ということとが突つたということ、この法案の意義があるということをお断言して御答弁していただけますか。われわれもそうですが、その救済の方について、救つたけれども、こちらミイラ取りがミイラになつて、ずつとあちらへ行つてしまつて、流される、おだぶつになるような仕組みを早めるということですが、それでもよろしいと思ひますか。保田さん、そんなことをしてもよろしいと思ひますか、提案者。

○政府委員(保田博君) 楽しいとか楽しくないということではございませんで、国民の求めております公的年金制度の長期的な安定のために日夜腐心をいたしておるわけでございます。

○片山基市君 現実に国鉄を救済することによつて、他の共済は同じように連帯ですから早く崩壊することになるということには御了解得ますか。

○政府委員(保田博君) 国鉄の共済組合につきましては申し述べませんが、電電と専売につきましては、先ほど御答弁いたしましたように、今回の統合法案が成立いたしますれば給付の水準が国家公務員並みに調整をされるわけでございまして、そのこと自体は電電と専売の共済組合の財政に対してプラスの効果を生むのではないと思ひます。国家公務員の共済組合連合会につきましては、給付の水準が変わりませんから、電電、専売について先ほど申し上げましたようなプラスの財政効果は期待できないわけであります。

国鉄に対して財政援助をしなければならぬ、その金が国家公務員共済組合連合会あるいは電電、専売の将来の年金財政に悪影響を与えるようなことがあつてはなりませんので、われわれとしては国鉄に対する拠出金の出し方がそれぞれの共

済組合の将来の財政に対してマイナス効果とならないような拠出制度を考えていただければ幸いです、こういうふうなことを考えておるわけであります。

○片山基市君 いま御答弁があつたように、マイナス効果を及ぼさないように財政運営をやつてもらう考え方もあると、こういうことでよろしいと思ひます。

それでは、次のことに移りますが、本法の第一の目的に相互救済が明記されておりますが、その互助精神で一部が救済されると同時に他の大部分はより悪くなるということについて、互助という立場と相互救済ということについては合致しないか。相互救済、相互に救済されるんですが、救済した方がつづいていくような形になる。あなたがもしやるように、いわゆる給付水準を下げることを含めて既得権をなくしていく、あるいは期待権を失つていくような形をストレートにとるとすれば、今度の法案がそうなつていきますが、それは納得できないと思ひますが、もう一度、非常にくだいけれども、そのところが開きたいんです。お答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(保田博君) 国家公務員共済組合連合会につきましては、先生が御指摘のような給付水準の切り下げといったようなことはないわけでございまして、先生の御心配になつておりますのは、電電と専売の共済組合の長期給付の水準がどうなるかという御心配であらうかと思ひわけでございまして。

確かに、これらの組合の給付の要件は国家公務員並みにさや寄せられるわけでございまして、そのこと自体はそれぞれの共済組合の将来の財政の長期的安定にプラスになる改革なのでございまして。わが国の年金制度全般を通じて言えますことは、非常に困難なこととして将来懸念されますのは、給付と負担のアンバランスということが最大の懸念なのでございまして。今回の統合法案は、少なくとも公企体共済につきまして、負担との関係で長期的に見る限り、非常にアンバランスに高い

給付の水準を調整させていくことによりましてこれらの共済組合の財政の健全化に資するものである、こういうふうに考えております。

○片山基市君 給付の水準を下げるることによって財政の安定を図りたいということについては納得できません。なぜならば、制度審が指摘するように、その措置をとるとしても、いわゆる激変緩和措置をできるだけとて言っているにもかかわらず、それは単に現給付を減らすだけでありまして、納得しません。

そこで、もう一度くどいけれども申し上げますが、制度審も指摘しているとおり、国鉄救済の赤字は本来国の責任において解消されるべきものでありましてにかかわらず、このようなやり方で共済組合員はもとより、国民の年金に対する不信感を増大させるのではないかと。特に、国鉄救済のため各共済組合の大きな犠牲のもとに協力して救済しようという中でありますから、国は何にも手を差し伸べてない、給付水準を下げる、保険料を上げる、こういうことしかないのではありませんか、そういうふうな何ってよろしゅうございませぬ。

何か国が特別の措置をとりましたか。国鉄当局は国と違うんですから、保険者ですから、国が何か国鉄を救済するための特別の措置をとりましたか。

○政府委員(保田博君) 年金制度の負担、年金給付の財源というのは、保険料であるか、あるいは租税を財源とする国庫の負担か、いずれにしても国民の負担にはね返る。それ以外に逃げ道はないわけでございまして、国庫が安易に今回問題になっております国鉄の共済組合に負担をすれば事足りるということではないわけでございまして、国庫が直接国鉄の共済組合に対して助成を行うということになれば、その負担はやがて国民に租税というふうなことで返ってくるわけでございまして、果たしてそれが国民の望むところなのかどうか、われわれは非常に疑問を感じております。まさに共済の原点に立ち返りまして、社会連帯の精神に従って、沿革なり運用の相類似します国共済と電電、専売の二公社の共

済組合とで国鉄の共済組合を支えていくというのがとるべき最もいい道ではないかと、われわれはそういうふうな考えておるわけでございします。

○片山基市君 税金は使うべきでないし、保険者の方で被保険者と相談をして給付を下げるなり保険料を上げたらいけないか、こうおっしゃっておるようですが、制度審はこのように言いました。先ほど読んだのを忘れておると思います。

「国鉄共済組合の危機的状況については、かなり以前から予測されていたところであり、本審議会もその解決策を講ずべきことを繰り返し指摘してきた。それにもかかわらず、今日まで国の責任に

も触れた具体案が提示されていないことは遺憾であり、さらに国としての格段の配慮が望まれます。」

いまのお話は本で鼻をくったというのか、悪代官の標本らしく、金を取り立てることはするが、金を使うのはおれが使うんだからおまえにやらぬぞといったようなものです。しかし、「国としての格段の配慮が望まれます。」と言っておるんですから、これはどういうことをされるのかと言ったら、しないと言っているんですから、制度審を尊重するという立場からいえば、大臣、何か一工夫、私はお金だけじゃないと思うんですが、相当国鉄についてのことについては考えてもらわなきゃならぬ、こう思います。昭和六十四年までしかめんどろ見られない、あと六十四年になれば民間になるかどうかはわからないものをそういう顔はできないという先ほどのお話であります、大臣、これは思案をしてみるとどんな、長考一番じゃなくて短考一番ばつと、長考やられると時間かかりますから、お答え願えませんか。制度審が答えたことですね。

○政府委員(保田博君) 社会保障のための巨額の財源を税金で賄うべきか、あるいは保険料で賄うべきかという問題につきましては、実は昭和三十七年に社会保障制度審議会の答申があるわけでございします。

この答申はいろいろ示唆に富む内容を持っておるわけでございしますが、税金、国庫の金を社会保障の分野でまず使うべきは最貧層に対する公的扶助、平たく言いますと生活扶助にまず第一に金を割くべきである、そう言っておられます。第二は、貧困階層のさらにもっと上ではあるけれども低所得階層、自分たちだけではなかなか生活をやっていけない人たちに對するいろいろな配慮のために国庫、税金を使うべきである。第三番目に、これは対象が国民全般に及ぶわけでございしますけれども、その事業の性質から税金以外には期待できない公衆衛生の分野が第三番目である。社会保険、いわば医療保険でございしますとか、今日問題になっております年金といった社会保険というものは、一応それらが通常の生活を維持できる人たち、それらの人たちが何か保険事故、たとえば病気であるとか、ある一定の年齢に達して所得がなくなつたといったようなことに備えるための社会保険制度というものは、本来しるべき階層の方々の集団なんでありまして、みずからの保険料で賄うのが基本である。その社会保障の分野に對する国庫負担というのは限定的に考えるべきである。

そういうふうな御指摘をいただいておりますわけでございまして、そういう意味からしますと、今回の国鉄共済組合に対する援助というものは、広く社会全般をカバーする年金、保険制度をもちまして、相互扶助の精神に基づいて援助を行っていくというのがやはり基本的に最も適切な方策である、そういうふうなわれわれは考えておるわけであります。

○片山基市君 税金の使い方など説明してくれなうと言ったのじゃありません。勝手なことをのうと言ふ時間だけ、委員長、時間延ばしてください。

大臣、私が聞いておるのはこういうことです。今日まで国の責任にも触れた具体案が提示されてない、これは遺憾であると言っております。「さらに国としての格段の配慮が望まれます。」と言っておるのだから、大蔵省としてどないされるんですか。私は、お金をくれと言っておるのじゃないです。何とか金が出しやすいうようにすることいいんじゃないですか、大臣。金出す方が、国鉄を救おうじゃないか、こんなことは大変だよというふうな状態をつくるのが国としては格段の配慮じゃないですか。そう思うんですよ。

先ほど言ったように、国共関係の連合会では三兆円程度、電電は二兆円ほどの金をこの十年間出さなきゃならぬと、こう言っておるわけですね。そんなことおれは聞いたことない、一年間六百億円だ。それで済むのかと言ったら、六十四年までだ、後は知るか、こんなことを聞かれてもおれは関係ない、おれやめたらしめいと云わんばかりの——言いませんよ、こんなことは。私が勝手に言うんです。こういうことでは納得できないので、何も言質をとつたのではありません。先ほど大臣が言われたように、何としてもお金を出す方の側に了解してもらえようという国の施策というものの、弾力性というものが必要だと思つて、これが制度審が求めている、いわゆるやむを得ない、国鉄を救おうじゃないか、頼むよと、こういったことじゃないでしょうか。これは大臣、政策問題ですから、大所高所で一言お答え願いたいんですが、いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 私もこの指摘を見れば、いわゆる共済制度という点について限って見た場合、これは確かにもっと早くこれに対しての措置を行えという指摘はたびたびいただいていた。政府全体として考えますと、国鉄当局が共済組合に対して支出されるという意味においては、国鉄全体の財政の中ではいろいろな議論をし、それなりの手当てをしてきたと今日思うのであります。共済組合のためにという意味においてはそれなりの、その都度いろいろな議論をしながらやってきたと私は思っております。

そうして、私も途中議論したことがございしますが、たとえば国鉄共済が今日の状態になったのはいろいろな問題ございしますけれども、非常に限定

的に考えれば、ちょうど私ぐらいの年配の者が、満鉄だ、朝鮮鉄道だ、いろいろおぼろげに、それが帰ってきて、当時雇用の場としては第一級の雇用の場であった。それがちょうどもうような、給付を受ける、退職する年齢になつておる。したがって、そういう意味において一つの要因になつておるといふような事態に對しての議論もいたしました。

しかし、さればとて、それだけを取り上げてや一つ一つの救済措置をやるかといへば、全体を救うような状態にはそれではならぬといふような議論もいたしながら、国鉄全体の経営の中でそれなりの措置をしなから今日まで来ましたが、御指摘を受けたように、もっと早くやればよかったのじやないか。それは全体の理解がそこまでするならばもっと早くやっておくべきものであったといふ指摘を受けても、それは不可能なことでありましたと言へぬではないかといふふうに思います。

したがって、国鉄共済のみに限つて見た場合、これに對して、いわば負担者も国民、利益を受ける者もまた国民でございますから、いわゆる租税収入をもつて幾ばくかのものを与えていこうといふことをここで申し上げるわけにはいきませんが、国鉄共済そのものが今日まで推移してきた経過についての理解は十分持ちながら、今後は相互連帯の中で、いずれは七十年度の全体的な統合も見ながら救済していく措置を行つていかなければならぬではないかといふふうに考えております。

○片山基市君 大臣にどうしてもお答えを願えないんですが、さらに國として特別に格段のいわけの配慮が望まれると言つておることにお答えありませんが、実はこれから高齢化社会に差しかかるという集団は、大臣もおっしゃる通りに、戦後経済を支えてきた最大の担い手であり、しかもそのところでは世界のGNPの一〇%までつくってきたんです、國の富を。ですから、私はそういう人たちに對して、栄光のある人生の最終ラウンドに入るんですから、どこにおる人たちにもという

ことで昭和七十年には公的年金を保障しようではないかと言つておる段階です。

先ほど冒頭に言つておる通りに、国鉄に限定しておりません。国鉄を救うのは、国共済関係や公企共済にいま入つておる人たちが、大臣がおっしゃる通りに、力を合せて助けようじやないかといふことでなければできないと言つておるんですから、できやういふように大臣はお考えになりますか。連帯といふのは言葉じやないんですから、がんばれと言つてもらえるようなことになるんですか。私は、税金をいまだきいと言つていませぬ。共済組合が力を出して何とか国鉄を救おうじやないかと言へるようになるのか、大蔵の統制で金を出せ、給付を下げるというようにすることだけしか言われないんですか、これを聞いておるわけですか。大臣、いかがでしょう。

○政府委員(保田博君) 国鉄共済組合に對しまする連合会等の財政援助の仕方につきましては、本法案が成立、施行されました段階で連合会の中に長期給付財政の調整事業にかかわる委員会ができておるわけでございます。その委員会におきまして具体的な援助の方策が検討されるということでございます。いまして、われわれは一定の考えを押しつけるというつもりは毛頭ございません。

○片山基市君 大臣が答えてほしいところは、時間には大臣も大事にしますからお答え願うけれども、私は政策的に言へば、ほかの共済組合が国鉄を救おうじやないかといふ気持ちが出るような、法律で縛られるから文句を言わぬけれども、仕方ないといふのじやなくて、協力しようじやないかといふことではなかりや十年もたない、五年もたないと思ふんです。中曽根内閣は十年もつたりでおるんでしやうけれども、そんなことは竹下総理大臣ができるかわからぬ時代にあり得ないことですか。

そういうことで、私が言いますと、このように多くの犠牲を伴う制度であるからこそ、互助精神に基づく各共済組合の支援に對してはそれぞれに組合員が納得できるさまざまな工夫をいま一番求

めておるのではないかと思います、大臣の御所見を賜りたい。

○國務大臣(竹下登君) これはまさにポイントでございます。私が衆議院で答へたいとした言葉を御引用なさつておられますが、今度の国共審の答申というものは、私は連帯意識がなかったらあれは出なかつたと思つております。いづれにせよ、連帯意識といふものを最終的にわれわれが理解したその姿勢を示すためには、まさに中間報告をもつて答申にかゝるというように、また、法案作成の進みぐあいを考慮していただいて、まさに連帯そのものが背景にあつたから出た答申とおまへらはこれをして受けとめてもいいぞと言わぬばかりの配慮があつたのじやないかと思ふのであります。

したがって、それはやっぱりこの法案を提出するに当たつて、私も労働側、学識経験者等の委員さんともお会いいたしました。本當にこれは連帯の思想といふものがこういう支えになるのだなといふことをしみじみと感じたわけなんです。そうすると、そういう連帯の精神が今後の運営の中に生かされていくようなことに對してわれわれがいささかも邪魔をするようなことをしちやいかぬ。むしろ、そういう連帯の思想といふものが現実問題として、合理的な成果を得るための協力とでも申しますが、そういうことはわれわれの立場として基本的に考えておかなければならぬという感じを、その當時も、なお今日も私は持つております。

○片山基市君 私の意見に大体御賛同のようでありますから繰り返して申しませんが、各共済組合が工夫をこらしても国鉄を救つていこうじやないかといふような状態ができるように、法案ができましたならば、保田さんも言われたように運営委員会等でも十分委曲を尽くしてもらい、官僚統制とか押しつくだとか言われないように十分に配慮してもらいたいと思ひます。運営審議会、運営協議会等々がありまして、組合員の意見を聞くところの場所がある。その意見が十分に整合性を持つて施行されるように期待をして次の問題に移

ります。

そこで、各共済の単独運営についてですが、法案によりまして、当分の間それぞれの組合が長期給付事業を行うとしておりますが、当分の間とは、とりあえず公的年金の全統合が成る予定の昭和七十年を目指しておると理解してよろしうございませうか。

○政府委員(保田博君) 今回の共済統合法案は、本則におきましては財源の算定単位まで一本化するといふ前提に立つておりますけれども、いま先生が御指摘になりましたように、附則におきまして当分の間は国共済、各公企共済の財源の算定単位をそれぞれ別にするものとしたしております。平たく言いますと、財布を別にして自主的な運営を行うということにいたしておるわけでございます。

その当分の間とは具体的に何を言うかといふこととでございますが、われわれとしますと、財政調整事業にかかわる部分を含めまして国鉄共済組合と他の共済組合の組合員の負担水準がある程度近づくと、かつそれによりまして他の諸条件の整備とともに各組合の合意が得られる段階で完全統合が行われる、それまでの間はそれぞれの組合が長期給付事業を独立して行うといふふうに理解をいたしておるわけでございます。具体的な年限につきましては、先ほど来御答弁いたしておりますように、政府全体として昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了したいといふこととございまして、最大限昭和七十年程度までに終わるといふふうに考えております。

○片山基市君 そこで、先ほど地方共済年金の問題について触れたときのことにかかわるんですが、それぞれの組合が長期給付事業を行うといふことになりまして、それぞれの共済組合の歴史、沿革といふものも相違があることを認めたものと思ひますが、いかがでしょう。

○政府委員(保田博君) 御指摘のとおりでございます。今回の統合法案では、国家公務員と三公社の共

済組合制度につきましては、給付内容を一致させるというもののほか、三公社の済組合も含めた国家公務員等済組合の長期給付については原則として国家公務員等の済組合連合会において一元的に行うというものをたててまいりました。国共済も各公企体共済もそれぞれに長い歴史を持っておりまして、今日まで独立した運営を行ってきたわけでございます。したがって、その財政状況も違いますが、それぞれがまたいろいろな経緯を持った年金の積立金を持っておりまして、給付に際しては、これらを一律に財布を一緒にするといふことは、踏み切りますと、負担が急激に変わる組合が出てくるとか、あるいは年金積立金をその多寡を問わず一緒にしてしまふということが果たして現実的であるかどうかといったようなことを考へまして、先ほど先生から御指摘いただきましたように、当分の間は三公社の済組合の独立性を認めるということにしたいものでございます。

○片山基市君　そこで、長期給付事業については単独で自主的に、最終の到達点、一番長くかかって昭和七十年ですが、一本に統一されれば大体目標は達成されると思うんですが、そういうように理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(保田博君)　公的年金制度全体の見直しの作業のテンポにもちろんかわるわけですが、ございますが、基本的には先生のおっしゃったとおりでございます。

○片山基市君　それぞれが行うということは、少なくとも他の済済に迷惑をかけるようなことがなければよろしいというように理解を——日本語で言います。他の済済に給付が違つたりなんかすることができませんね、勝手にいふんな。そういうことがなければ運営上の問題については自主権がある、こういうように理解をしてよろしいでしょうか。

○政府委員(保田博君)　財布が別であるというところでございますが、先ほど来申し上げておりますように、政府としては全体としての公的年金制度の完全統合を昭和七十年を目標として進めていきたいというところでございますから、その完全統合の趣旨、抽象的に申し上げておきまして、各組合の独自の運営を認めるということでございます。

○片山基市君　統一をしていく完全統合の趣旨というのはいくつかあるのでしょうか。法律に書いてあるのでしょうか。

○政府委員(保田博君)　基本的には給付と負担の統一ということではなからうかと思ひます。給付の水準が上れば負担が当然高くなるわけですが、逆は給付が一定であると考えれば、たとえば資産の運用といったようなことを考えますと、これはできる限り有利に運用できれば保険料率は安く済むということでございます。しかしながら、この資産の運用といったようなことでございまして、これはまた保険料という観点から、被保険者が拠出した貴重な財産でございますので、その運用についてはやはり有利であると同時に安全確実なものでなければならぬといったようなことで、運用面についても当然一定の制約があるかと思ひます。

○片山基市君　そういうことを言つて、大蔵省が財布の中へ手をつ込むようなことはやめてもらいたい。私は、公共企業体の場合でもそうですが、運営協議会等がありまして、そこで安全かどうかを考へるし、これから運営委員会でもできまして、セレクトされるところはたくさんあるんですが、当該済組合の組合員の納得と意思統一のもとで運営していくというふうなことを、ごく一部の人が考へるのじゃなくて、全体の会議でそのようなことをやっていくのだというふうな考へてよろしいでしょうか。

○政府委員(保田博君)　これは政策の基本になる。先ほど言つたように、痛みを感じて金を出さうというときに、金を出す工夫ができるような状態をつくつてほしい。それが格段の配慮を国がするということになるのじゃないか。いわゆる給付

の問題については後で議論しますから、お金を出す場合には出しやすいような状態にしてもらいたいと思ふんですが、大臣、いかがでしょうか。

○政府委員(保田博君)　資産運用の点でございしますが、やはり有利であると同時に資産に対して確実な運用するということがなければならぬと思ふわけでございます。株式なんかその資産の運用対象としてはどうかという御議論も確かにあるわけでございます。あるいは外国の債券についてどうであろうかといったようなこともございしますが、これも、これらの資産は安全性という点からいへば、やはり問題がないわけではなからうかという解しておるわけでございます。とにかく年金積立金の有利運用は大事なことでございまして、それと、またその安全という点も非常に重要なことであるというふうに理解をしております。その面からの限界がやはりあるのではないかと、こういうふうに考へます。

○片山基市君　安全ということで大蔵省が規制をしたいというふうに言つておるといふようにとれます。

そこで、それなら、それだけ心配するのなら、お金のめんどうは見えぬが、おまえの財布の中のお金は心配だということ、運営協議会とか運営協議会があつて、しかも済組合を担当する企業があるから、どうも運営をするかについて任せられないということを言つておるんですね。信用できない。それはむしろやむを得ないこととせよ。簡易保険の運用の問題でもあのような状態もありまして、私たちとしてはここで運営委員会とか、運営協議会とか、運営協議会で審議することとを議論しておるのじゃないんです。思ひやりを、信用しないというのには保田さんの言い方です。おまえらすることにはあらうか、大蔵省として機のようなことになるのやうか、大蔵省としてはおれの金にしたいんだと、こういうふうにとれるんですが、納得できません。

財政運用について言う前に、私は済済組合から国鉄を救済するお金が出しやすくない状態にしたい。そして、そういうものがあるが、五年間で、そのうち統合するんでしょ。みんな財布一緒にするんでしょ。違ふんでしょ、大臣。何か大蔵大臣のところではいつまでも金を持ちたいように思ふけれども、厚生大臣になるのか、年金大臣になるのか、だれか持つたのだから、それまでに暇統というか傷がつかぬように監督するのはいいけれども、運営について信用できないような言い方は、大臣、納得できません。

私は、大体物わかりがいいとか、ほかの人みたいに遠慮しないで個別に質問して具体的に聞いておるんです。哲学論議はしていません。できぬことないんです。そんなことないですよ。緊急必要なことについて、われわれは何か、いまだ切か。各済組合がどこが困つても、一人が困つても助けようじゃないかという気持ちが起ころなきやならぬ。起こすのはその当事者が——あなたのところも困る困るというおる。私の方も言われておる。これを最大限、当局も納得できるし、私たちも入れる範囲内で、言葉としてはできるだけ、そういう方向で協力するよ、一〇〇％ないぞと言ふのならいいけれども、初めから保田次長のように主計局だからおれの金だよ、おまえらやかしゅう言ふな、金はおまえらでもおまえらの財布の中身だけ調べてやろうかと、こんな検査官的な態度はないと思ふんです。

私が大臣にこれで三回か四回尋ねておるの、政策的な立場で言うと、何とかそこを温かい、済済組合長が、国会でも言うてくれたけれども、羽目を外さないから何とか努力するよという話し合いができるような状態に置いてほしい、命令するのじゃなくて、おまえらばかだから投機するのだから、おまえらばかだから株式にするのだから、こんな言い方をしたいかぬと思ふんです。株が悪いならこういう方法がある、こんな方法があ

問題については後で議論しますから、お金を出す場合には出しやすいような状態にしてもらいたいと思ふんですが、大臣、いかがでしょうか。

○政府委員(保田博君)　資産運用の点でございしますが、やはり有利であると同時に資産に対して確実な運用するということがなければならぬと思ふわけでございます。株式なんかその資産の運用対象としてはどうかという御議論も確かにあるわけでございます。あるいは外国の債券についてどうであろうかといったようなこともございしますが、これも、これらの資産は安全性という点からいへば、やはり問題がないわけではなからうかという解しておるわけでございます。とにかく年金積立金の有利運用は大事なことでございまして、それと、またその安全という点も非常に重要なことであるというふうに理解をしております。その面からの限界がやはりあるのではないかと、こういうふうに考へます。

○片山基市君　安全ということで大蔵省が規制をしたいというふうに言つておるといふようにとれます。

そこで、それなら、それだけ心配するのなら、お金のめんどうは見えぬが、おまえの財布の中のお金は心配だということ、運営協議会とか運営協議会があつて、しかも済組合を担当する企業があるから、どうも運営をするかについて任せられないということを言つておるんですね。信用できない。それはむしろやむを得ないこととせよ。簡易保険の運用の問題でもあのような状態もありまして、私たちとしてはここで運営委員会とか、運営協議会とか、運営協議会で審議することとを議論しておるのじゃないんです。思ひやりを、信用しないというのには保田さんの言い方です。おまえらすることにはあらうか、大蔵省として機のようなことになるのやうか、大蔵省としてはおれの金にしたいんだと、こういうふうにとれるんですが、納得できません。

財政運用について言う前に、私は済済組合から国鉄を救済するお金が出しやすくない状態にしたい。そして、そういうものがあるが、五年間で、そのうち統合するんでしょ。みんな財布一緒にするんでしょ。違ふんでしょ、大臣。何か大蔵大臣のところではいつまでも金を持ちたいように思ふけれども、厚生大臣になるのか、年金大臣になるのか、だれか持つたのだから、それまでに暇統というか傷がつかぬように監督するのはいいけれども、運営について信用できないような言い方は、大臣、納得できません。

私は、大体物わかりがいいとか、ほかの人みたいに遠慮しないで個別に質問して具体的に聞いておるんです。哲学論議はしていません。できぬことないんです。そんなことないですよ。緊急必要なことについて、われわれは何か、いまだ切か。各済組合がどこが困つても、一人が困つても助けようじゃないかという気持ちが起ころなきやならぬ。起こすのはその当事者が——あなたのところも困る困るというおる。私の方も言われておる。これを最大限、当局も納得できるし、私たちも入れる範囲内で、言葉としてはできるだけ、そういう方向で協力するよ、一〇〇％ないぞと言ふのならいいけれども、初めから保田次長のように主計局だからおれの金だよ、おまえらやかしゅう言ふな、金はおまえらでもおまえらの財布の中身だけ調べてやろうかと、こんな検査官的な態度はないと思ふんです。

私が大臣にこれで三回か四回尋ねておるの、政策的な立場で言うと、何とかそこを温かい、済済組合長が、国会でも言うてくれたけれども、羽目を外さないから何とか努力するよという話し合いができるような状態に置いてほしい、命令するのじゃなくて、おまえらばかだから投機するのだから、おまえらばかだから株式にするのだから、こんな言い方をしたいかぬと思ふんです。株が悪いならこういう方法がある、こんな方法があ

る、ちよつとでもお金をつくつてくれ、国民の税金使えぬのだからと。そのかわり、おまえのところの給付はきちんと見てくれよ。これはいいですけれども、給付は縮める、金の運用はおれが勝手にやる、金がかつたら保険料だけ上げる。これは現代の生きた悪代官ですよ。赤城山の忠治じゃないけれども、切り殺してやりたいような気持ちになりますよ。義賊になるわけにいきませんしね、国会議員だから、言論でやらなければならぬから。

保田さんに答えてもらつてもしょうがないですが、大臣、何とか前へ進むために一言お答え願えません。無理でしょうか。

○國務大臣(竹下登) 連帯の責任、連帯意識というものが根底にあつてこのような答申が、答申ならざる答申と申しましょうか、中間報告をもつて答申にかえていただいてこういう法律ができた。そこで、基本的に、私も財政当局といえども姿勢としてはいま御指摘のような姿勢を持つべきだと思います。

ただ、資産運用ということになりますと、これは私もこの点につきましては、資産運用の有利運用というものは実際問題としてわれわれも外為特会とかいふものを預かりながら、これほどむづかしいものはございません。ときに有利運用問題、年金によらず、あるいは郵貯によらず、いろいろ議論をしてみますと、おのずからそこに限界というものがあつたということを議論しながらつくづくと感ずるわけでありまして。したがって、いわゆる有利にして安全確実な運用ということになりますと、もちろん専門的知識も要りますし、この問題については私は、運用の問題をすべて自主的にゆだねるということに対しては、有利かつ確実安全という点から考えた場合、これは財政当局ということもさることながら、金融財政全体を扱つておるときにはやはり問題の多い課題ではないかというふうに思つております。

○片山基市君 それでは、資産運用については現行以上に拘束するというつもりはない、現行、い

まのやつておる運用については大体認めていきたい、こういうことですね。

○政府委員(保田博君) 現在以上に規制を厳しくしようというつもりはさらさらございません。

○片山基市君 大臣が政策的な考え方を述べましたから、それ以上追及しても……。一遍言つたことは返らぬですから。

私が申し上げるのは、お金をつくることができようにするということと資産が安全であることは言うまでもありません。そんなことはどうでもいふなと思つておる保険組合の組合長がおるとすればとんでもないことだと思ひます。私は、そういうことについては組合員も賛成しないけれども、運営審議会や協議会も賛成しないと思ひます。大蔵省が言う前に幾つかのことが出ると思ひます。これを信頼してほしい。あなたの方は、そう言つても大蔵省の権限だと思つておるようですから、これ以上きようは詰まらせんけれども、後の質問者のところで、もし許されるならできると思ひます。

そこで、今日まで修正率そのものは、国共審においてもすぐれて改定期における経験的あるいは組合員の負担などに対する配慮として現実的対処がなされてきたというように思ひますが、この際現行修正率で対処すべきであると思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(保田博君) 国家公務員共済組合連合会の場合には来年の十月に財政再計算が行われるわけでございます。その際に財源率並びに保険料率の決定が行われるわけでございますが、保険料率については当然引き上げなければならぬわけでございます。

引き上げの一つの要因は、前回の財政再計算の後に公務員のベースアップが行われ、年金のベースアップも行われております。いろんな制度改正が行われましたことが年金財政に対してやはりそれ相応の負担を求めらるわけでございます。と同時に、また前回の財政再計算におきまして御指摘の修正率を本来ならば一・〇とすべきところを〇・

八と切り下げたことに伴ひまして保険財政に大きな穴があいておるわけでございますから、それを穴埋めするための保険料率の引き上げが必要になるわけでありまして。それが一つというか、二つというか、数え方でございますが、そういうものがあります。

そのほかに、御指摘のように、この次の財政再計算のときにわれわれとしては修正率を現行の〇・八から〇・九に引き上げてはどうかということをお聞き願ひまして、今回の法案の御審議をいただく材料として国鉄の共済組合に対する救済策を御検討いただくためのわれわれの試算として提出したものの中には、確かに修正率を〇・八から〇・九に引き上げた試算があるわけでありまして。

それから、三番目といひますか四番目に、国鉄の共済組合に対する援助のための保険料の引き上げ。

大きく分けてそういうような要因がかみ合ひまして、この次の財政再計算期にはかなりの保険料率の引き上げが必要になつてくる。この点は、それぞれの共済組合の将来にわたる財政を健全に維持するために必要であるということ、それから後世代との間の世代間の公平といった問題がございます。われわれは、この二つの観点から考えます。われわれは、修正率につきましてもできることならばこれを一・〇にしたい、それができないとしても〇・九程度にはぜひともしていただきたいというのがわれわれの希望であります。

○片山基市君 そこで、共済組合掛金の急激な負担増加を緩和するためにも、国鉄を救済するためにも、今日財政当局が言われることをすれば、救済をする専売の方が保険料率が国鉄よりも高くなる状態が出る。そうすると、救済する側よりも救済される側の方が掛金率が少なくなつていくような状態の改定ということがあるものか。政策的にすくられて当面、これはこの議決事項でありませぬけれども、政府の態度として現行を据え置

く、そして国鉄救済に当面努力をする。財政再計算はきちんとやるんですから、この事態において

ては〇・八を据え置くように大臣としては政策的にお考えを願ひませんか。当局が言うのは、財政を安定させるためだと言つていますが、それならば金を出す方は大変な額になる。ところが、給付は下けると、こう言う。こういうことは納得できませんから、掛金額の急激な増加を防ぐためにもいわゆる修正率を現行にとどめてもらいたい。もう一度、大臣にお答えをお願いいたします。

○政府委員(保田博君) 技術的にわたる部分につきましては、私の方から御答弁いたします。

先ほど来申し上げておりますように、この次の財政再計算期には、国鉄共済は当然のことでございますけれども、国家公務員共済組合あるいは電電、専売の両共済組合につきましても保険料率の大幅な引き上げは不可避であらうかと思ひます。でございます。それは基本的に、先ほど申し上げましたように、それぞれの共済組合の財政を将来にわたつて自分たちの年金制度の財政を健全に維持するために必要なものであるというのが第一点。それから第二点は、先ほど簡単に申し上げましたが、いわゆる後世代との間の負担の公平といった問題なのであります。

先ほど御答弁いたしましたように、国共済につきましても、電電、専売の共済につきましても、いずれにいたしましても、現在持つております年金の積立金を食いつぶして賦課方式に移行せざるを得ない時期というものは遠くないわけでございます。その賦課方式に移行する時期は、また人口の高齢化が進みまして、年金の負担が現役の方に非常に大きくなるのしかつてくる時期なのであるわけでありまして。現代の世代が保険料率を安くするということは、いわば後代の負担において現代の世代が楽をする、保険料の負担という面で楽をするということでありまして、人口の高齢化が近づいて、年金制度が賦課方式に移行する時期が近いということをお考えますと、やはりわれわれとしては後世代のために現代の世代もアンバランスにならない程度には保険料を負担していただかなければならないのではないか、これがわれわれとし

て保険料率の大幅な引き上げをやむを得ないとする立場なのでございますが、先生御指摘のように、片一方では現役の方々が負担する保険料率に余りにも大幅に上がり過ぎるのではないかと、御指摘もあるわけでございます。

先ほど来議論の対象となっておりますのは、われわれの単なる試算でございます。したがって、数字に来年の財政再計算期に具体的にどんな数字になるかというところにつきましては、現在われわれがその数字をお示しするわけにはまいりませんけれども、われわれとしては、先ほど来申し上げておりますような将来の年金財政の健全化という要請、それからもう一つは、後世代との間の負担の公平といった問題から大幅な引き上げを要請する声と、現実の引き上げによる保険料を負担する現役の方々の保険料の激変緩和を求める声とのいわば綱の引き合いみたいな感じになるのではないかと。後者の意見についてわれわれとして全然耳を傾けないというつもりはございません。

○片山基市君 また、私の方の委員の方で具体的に最終的にも政府当局とお話をする、ここで質問いたしますから、そのときにもできるだけ私たちが国鉄共済を救っていききたい、そのためには当面納得できる条件をつくっていく中で逐次安定させていくということについて言っておる。○八と云うのは、現状を踏まえて、そして国鉄の必要な金を出そうと、こういうことでありますから、その点では、これで私の意見はとりあえず置いておきますが、検討を加えてもらいたいと思うんです。

そこで、法案の具体的な運用についてですが、政府は法律を尊重するということは言うまでもないと思いますが、この法案によれば、長期給付財政調整事業は、一つは国鉄共済の救済を行うものであること、二つ目は調整事業の事業計画、業務の運用に関する重要事項等は運営委員会が定める、三つ目に調整事業は運営委員会が五カ年計画を定めて具体化していくことになっておると思いますが、いかがですか。そのとおりです。

か。

○政府委員(保田博君) おっしゃるとおりです。

○片山基市君 つまり国鉄共済救済の方法は、これからこの法律が施行された後に設置される運営委員会が決められるものだと思いますが、いかがですか。

○政府委員(保田博君) おっしゃるとおりでございます。

○片山基市君 したがって、大蔵省の出している数字はあくまでも参考として受けとめてよいでしょうか。

さらに、その試算にしても、たとえば毎年五〇程度の給与改定が行われるような仮定の上で成り立っていますが、この試算の数字自体は、一九八一年から八四年に向けての状態を見ると修正されないうちで、粗い試算そのものも本当の試算だということことで、粗い試算そのものも本当の試算だということことで理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(保田博君) 御理解のとおりであります。

○片山基市君 そうなりますと、要は、国鉄共済の救済をすることがこの運営委員会では最も大きなことであり、それを中心として給付をいわれる均一化させることによって他の共済組合も財政を安定させよう、こういうように大蔵省は考えたという理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(保田博君) おっしゃるとおりであります。

○片山基市君 先ほど申しましたけれども、国鉄共済の救済のための所要資金としては年度別にどういうような試算がされますか。先ほど言うように、運営委員会が定めることでもありますから、ここで言ったからといって確たるものではありませんが、心算としてどのぐらいになる予定で主計局としてはつくられていますか。

○政府委員(保田博君) 国鉄の共済組合に対する国共済と電電、専売の両公企体共済からの援助額につきましては、先ほど来答弁の中にも出ておりますが、法案を作成する段階あるいは法案を御審

議していただく段階での御参考のために非常に粗い試算をわれわれが行ったものでございまして、いろいろな数字が変わり得るものでございまして、けれども、一応われわれの試算では年間約六百億円と考えております。

○片山基市君 何ぼ聞いても年度別に言わないで平均率を出しておるから、それは運営委員会ですることですからそれ以上聞きません。

そこで、救済の方法はいろいろありますが、みんなが損をしない方法で英知をしぼるべきだと思いますが、先ほどの資産の運用との関係があるんですが、そのような考え方でよろしゅうございませうか。

○政府委員(保田博君) ちょっと最後のところが聞き取れなかったもので、申しわけありませんが……

○片山基市君 それは、みんなが損をしない方法で英知をしぼるべきだと思うが、どうか。資産運用についての意見もありますが、考え方はよろしゅうございませうか。

○政府委員(保田博君) 基本的にはおっしゃるとおりだと思います。

○片山基市君 さて、国鉄共済についてお伺いしますが、自助努力をどのようにされておるか。国鉄当局から、簡単によろしゅうございませうから、お願いいたします。

○説明員(岩崎雄一君) 国鉄共済の財政悪化したしたのは五十年代に入ってからでございますが、それに対する対策といたしまして、今日までに大体四回保険料の引き上げをやっております。追加費用の繰り入れ方式の変更による国鉄負担の増を行うという形で財源確保に努めてまいりましたが、これが財政悪化のテンポに追いつくことができなかった、そして今日のような状況になったわけでございます。今回、この法案によりまして、国鉄共済について具体的な御措置をいただくべく、この御審議いただいておりますわけでありますが、大変御迷惑をおかけして恐縮に存じております。また、他共済の組合には財調という形で御

援助いただくことになっておりますので、これも大変心苦しく思っておりますが、先ほど来お話しになっておりますように状況はきわめて残念ながら切迫をいたしておりますので、何とぞ御救済の手を差し伸べていただきたい、このように切望しております。

なお、国鉄として御救済をいただく以上、できる限りの自助努力を行いたい、こういうことで、すでに先ほど来の財調試算の前提になっておりますが、五十八年十月から一七七でございまして財源率、これは掛金は七四でございまして、それを五十八年先月から二〇八、掛金で八七・五というように引き上げをいたしております。

このほか、今後財調委員会最終的には議論されるわけでありまして、われわれの心づもりとしては、国鉄本体の負担増ということで千四百億ばかりの財源確保を図る。これは一つは追加費用、現在は一年おくれで実績を翌年繰り入れるといふ方式をとっておりますが、これを当年度繰り入れに変更するということ、それから国庫負担相当分、現在は提出時に対する一五・八五という比率になっておりますが、これを給付時の負担に切りかえる。こういうことで、国鉄本体が一年当たり千四百億の負担増をすることになっております。

このほか、国鉄共済自身の自助努力といたしましては、先ほど先月引き上げを行ったと申し上げましたが、五十九年の十月からはこれをさらに、掛金で申し上げますと一〇二に引き上げを行う、こういう決意を固めておる次第でございます。ただ、それだけではこれはなかなか相償いませぬので、OBにも負担の一端を担ってもらう、こういうことで年金改定をしぼる停止するというようなことを考えております。

○片山基市君 そこで、保険料を引き上げるときに、運輸大臣に提出するとき組合のサイン、了解を得ずに提出したというふう聞いていますが、そういうふうな不心得な、労使の問題ですが、国鉄当局がそのようなことをしたように聞かれます。

が、そんなことはありませんか。

○説明員(岩崎雄一君) このし初めから論議をしてまいりまして、運営審議会の十分の議を経たということで運輸大臣に認可申請をいたしております。

○片山基市君 労働組合との間に、判を押したりしてちゃんと書式を整えるようになっておるにもかかわらず、二名以上あればよろしいなどというようなことで藉口して労働組合の印もとつてないということですから、大体ふまじめで権力的だと思えますから、それ以上聞きませんが、しかりおきます。けしからぬですね。時間がありませんから、このくらいにしておきます。

そこで、財政調整運営委員会についてですが、財政調整運営委員会は財政調整事業の計画を執行するための重要な手続だと考えます。民主主義は手続が重要であるという大蔵大臣の御意見を受けとめて、運営委員会の運営や決定は連合会や各経済組合員の理解と納得が得られなければならぬと考えざるがどうか。

二つ目に、委員会の構成は六名以内とした理由についてはどういふことか、また人選する場合の基準は何か。こういうことについて、二つお答え願いたいと思います。

○政府委員(保田博君) 法案が成立いたしました後にできます財政調整のための運営委員会が民主的に運営されるべきである、構成する各経済組合員の意向も十分踏まえたような運営がなされるべきであるということについては先生御指摘のとおりでございます。われわれとしてもその方向で十分の努力をさせていただきたいと思っております。

二番目、ちょっと聞き損ねたのでございますが……。

○片山基市君 運営委員会の構成員を六名にしたのはどういふことか。委員会のメンバー。

○政府委員(保田博君) 連合会並びに国鉄、電電、専売の各経済組合の代表者がいわば保険者の代表としてその利害を背にして御意見を述べられ

るといふのは当然のことでございますので、参加される四つの経済組合の代表者を入れる、それから学識経験者として中立的な立場で財政運営委員会について御意見を述べ、場合によっては調整的な機能も期待できるような方々として二名、そのうちの一名は委員長職も担っていただくなければならぬ方、こういうふうに考えて六人としたわけでありまして。

○片山基市君 人事にわたりますからちょっと聞きますが、大蔵大臣は去る十月五日の衆議院大蔵委員会、大蔵委員会の意見を踏まえ対処する、運営委員会は民主的に行う、ある種の予見を持つべきではないと答弁されておられますが、そういうことで具体化するとすれば、大蔵省プロパーの人だけで運営委員を占めるといふことがないように十分に配慮するようにしてもらいたい。これについてはまた引き続き私の方から再質問すると思っております。ひとつ検討してもらいたいと思っております。よろしくうございませう。

○国務大臣(竹下登君) 再質問の際お答えをすべく検討させていただきます。

○片山基市君 いまおっしゃったように、委員の人選については、公正な判断、組合員の意見が反映するようにしてもらいたいということでも申し上げておるわけでございまして、個々の問題については後で議論があらうかと思っております。

そこで、激変緩和措置ですが、年金に対する組合員の既得権とか期待権についてどう考えておられるのか。非常にいままで議論してきましたから、簡単に大蔵省としての考え方を述べてもらいたい。四十五分になると私の持ち時間終わりますので、あと二問くらいありますから、ひとつ簡略に答えてもらいたいんです。

○政府委員(保田博君) 今回の統合法案の内容をいたしまして、公営企業職員の卒業生並びにこれから卒業される方々の年金給付の水準が国家公務員にさや寄せられるわけでございます。いかなる制度におきましてもそうでございませうけれども、とりわけ過去の長い歴史を持ってあります年金制度

につきまして制度の改正をいたしますという際に、改正の前と改正の後とで程度の差がありまして、有利不利の問題が残るというところは、これまでとにやむを得ないことなのではないかと考えております。できるだけそういうものはない方がいいわけでございます。

社会保障制度審議会の御指摘もあるわけでございまして、今回の統合法案では、やはり国共済と公営企業共済との給付水準の相違の多くは、いわば官官格差とも言われております公営企業共済制度の年金制度が国家公務員制度に比べましてやはり非常に有利である。そして、それがまた負担との関係において長期的に見てバランスを失っているほど有利であるといったことを是正するのが今回の法案の目的でございますので、今回の共済法案ではできるだけ公営企業共済と国共済との間の格差を解消したい、国共済の給付水準に統一したいというふうに考えておるわけであります。過去におきまして年金制度が改正されますときには、多くの場合御指摘のように経過措置がとられたわけでございまして、今回の法案の趣旨から考えまして、そういう経過措置はきわめて限られたものにせざるを得ない、これが基本でございます。

○片山基市君 それは納得できませんが、年金制度というのは組合員と保険者との間の契約でありますから、一方的に権利を消滅させるような法律をつくって押しつけるならば、激変緩和措置がとられてこれだけしなやかならぬということをするべきであって、いまのような形で問答無益で一刀両断切り捨てることについては賛成ができません。年金制度は設立以来何度か改正を行ってきたけれども、いま次長が言うとおり、それぞれ経過措置がとられてきました。経過措置をとるといふことは、契約をした者に対して納得させるといふことでありますから、今日の法案をつくることに特に制度審が経過措置をとりなさいというところを指摘しておるのですが、制度審に対しては、従うことができなかった理由は別として、従わな

かったと言っているんですね。

○政府委員(保田博君) 基本的には今回の法案の考え方を考えるわけにはまいりません。同じ法律体系の中で特定のグループの給付水準だけを優遇するということとは、やはり制度としての整合性を著しく損なうことになるわけであります。社会保障制度審議会におきまして経過措置を十分とるようという御指摘はございましたが、そういう観点からいたしますと、われわれはいわゆる既裁定年金、現在すでに年金を受給しておられる方々につきましてのみ現在の受け取っておられる年金額を保障する、従前額保障をするということにさせていただきます。既裁定年金については年金水準に裁定がえが行われる、来年の四月から行われことになるわけでございしますが、それでは現に受給している年金額を減少させることとなるという方々のためには、その激変を緩和するために従前額を保障するということが最低限の既得権の侵害はないというふうに措置をさせていただいたつもりであります。

なお、法律の施行後OBとなる新規裁定者につきましては、退職手当につきましてはゆるゆる三割減額の措置を来年から廃止するというふうなことでバランスをとらせていただきたこと、こういうふうにご考慮をお願いいたします。

○片山基市君 全面的に賛成できませんが、制度審の答申についてはここまではしなくも尊重しない態度が明らかにされたと思っております。何回も言いましたように、制度審についてそれは尊重するかどうか。経過措置をとりなさいと言っておるのですが、経過措置が現給保障程度のものであれば納得ができませんし、また衆議院における堀議員の質問の中で、今年公営企業をやめた人は、退職金は三割カットされ、年金は現額保障はされるものの、来年の年金はスライド停止されてしまう。踏ん切りけたりではないか。ということについて、大臣は考えるとも考えないともおられる意見を言っておりますが、これは考えられるのですか。

○政府委員(保田博君) 衆議院の大蔵委員会にお

きまして御指摘のような質疑が掘委員と大蔵大臣との間でございました。そのときの御指摘の問題点、それに対する大蔵省の考え方は現在も変わっておりません。法制局等々関係者の間におきまして法技術的にそれが可能であるかどうか検討をさせていたいただいております。

○片山基市君 検討課題ということで聞きました。新しい給付への切りかえに当たっては制度審が示したところの何らかの経過措置をとるべきだと思いますが、とれません。新しい給付の方々に対して、既裁定の問題についてはお答えを願ったんですが、具体的に言うと、既裁定は三割の年金をもとへ返してもうわけにいかぬのでしょ。返るのですか。既裁定の方々に過去にさかのぼっていわゆる退職金を返すんですか。

○政府委員(保田博君) 既裁定の年金を受け取っておられる方に対して退職年金の三割カットを思います。社会保障制度審議会の経過措置について考えろという御指摘をわれわれとして嚴重にこれを受けとめましてつくりましたのが現在の案でございます。公企体共済のOBあるいはこれからOBになられる方々の年金制度をさらに優遇を続けるというところは、世の中でよく言われます。いわゆる年金の官官格差というものを残存することになるわけでもありませんし、そういうふうな民間の公的年金に対して異常に高い年金水準をそのまま放置しておきまして、将来の八つの分立する年金制度の統合を進めるということはなかなかむずかしいわけでございます。今回考えております年金制度の改革は、いわばそういう意味での給付と負担について国民全体の年金制度の統一を図るという観点からいたしますと、経過措置について非常に厳しい態度をとらざるを得なかったということについては何とか御理解をいただかなきゃならぬのではないかと、こういうふうに考えております。

○片山基市君 問題は、やはりお金を出す側について、なるほど痛みはお互いにかち合うもの

などということになるような経過措置が何としてもとられるべきだと考えます。それでもお金のことだから勘定したら合わないじゃないか、法律つくったんだからいいじゃないか。法律つくらなければいまままでどおりです。法律つくって統一するだけのことです。問答無益でやることについては反対だ。私は、統一することに反対言いません。たね。そういう血の通ぬことをしておるから、国会などというところについては山師が集まったようなところだと国民が言うのであります。自分の金もつけになるようなことだったら一生懸命やっておるけれども、人のことだったら踏んだりけ

ったりだと、こういうふうになりますから、私も国会議員の一人ですから、そう言われないうちに、若干の工夫を加えて、保険者の方が、いわゆる健康保険制度を持っておる、共済組合制度を持っておる組合長あたりが、まあそれでいいじゃないか、当然じゃないかと言ってもらわなければ……。大蔵省は金取ることは大変勇敢ですね。たとえば特別納付金を電報につけてみたりなるとかというふうなことをして不当にも一年に二年分取つてみたり、法律に書いてないこともどんどんやれるんです。ところが、そこで働いた人に対しては何にもない。こんな冷たいことで、後生はよくないですよ、いつまでもそんなことしておたら。人間というのは若干は仏心があつて、御苦労でした、いままで戦後これだけのいわゆる事業をつくってくれた、また国鉄を含めて大変な御苦労を願った。国鉄を見なさい。ちょっと事故が起これたらすぐ刑事問題です。命かけてやっていますよ。

そういう意味で、演説はこのぐらいにします。給付についての問題は、激変緩和をしてもいいというところで、いままでの既裁定の方々に五年程度は最低現状のものをよこすようにしながら直してもらいたい。そういうふうなことを言うてきましたから、こどももう一度強く言います。何回も、十年という言葉を使つたり、五年と言いましたけれども、やらないということが最も

正しいのだという意味ですから、これは私たちとしては、この法案について反対する根拠です。新規裁定の問題についても、いわゆる退職金を三割カットしておるのをいわゆる今度返すからそれでいいじゃないかと言われまして、それで、制度はつくつたものではありませんが、私たちがとしては納得できません。官官格差をなくするということ言ひ方で、国家公務員の方々がたくさんおられるんですから、百万万と七千万と対比した人数が多い方が勝つたということばかりでした。そういう言ひ方だと思ふんです。私たちは納得できませんが、次の問題に移ります。

給付制限ですが、年金が社会保障的立場に立つならば、公的年金統合の際、国民年金、厚生年金との統合が大きな課題となります。その場合に、厚生年金のレベルに統一されることにして、現行としては、公的年金統合時まで少なくとも各共済の特殊性を踏まえ現行を維持すべきではないだろうか。先ほど、歴史と沿革がありまして、国鉄の場合、運転をしておると、事件が起これるとすぐに刑事問題になる。それは、大蔵省におつて刑事問題になるといふのは、それこそ仕事の上で泥棒でもせぬ限りありません。ところが、国鉄の場合にはちょっと信号の都合とか機関車の都合によつたら入れられたりする。そういうことがあつたから、そういう意味で、私は給付制限の問題については、処分をすることによつて一つのセクションが済んでおるんですから、年金において二重の制限をするようなことはやめてもらいたい。こう思ふんですが、簡単でよろしいから御答弁願いたい。

○政府委員(保田博君) 国家公務員共済組合並びに公企体共済組合というのは二つの実は側面を持つておるわけでありまして、一つの側面は、社会保障制度の一環として老後の所得保障を行うという面でありまして、同時に、先生が御指摘になりましたように、国家公務員としてあるいは公共企業体の共済組合の職員として公正に能率的に職務を行つていくための制度の一環としての側面を持つ

ておるわけでございます。今回、国家公務員と公企体共済組合の共済組合の統合が行われるわけでございます。一つの体系に年金制度がおさまるわけでございますから、できることであれば、給付の面あるいはその給付の制限の面につきましてもできるだけこれが統一されることが望ましいわけでありまして、ただ、御指摘のように、国家公務員と公企体職員との間にはやはりいろんな意味での差があることを否定するわけにはまいりません。法案が成立いたしましたので、その施行のための政令案をつくりま

す段階におきまして、いろんな意味での御要請等も考慮しながらこの問題については検討をまいりたい、こういうふうに考えております。

○片山基市君 大臣、それでよろしうございませぬ、いまの答弁で。

○国務大臣(竹下登君) 次長が申し上げたとおりでございます。

○片山基市君 最後の質問に移ります。共済組合員である船員の取り扱いですが、社会保障審議会船員保険部会の昭和五十八年七月二十七日の答申によると、「船員保険(年金)のあり方について、厚生年金との統合に当たつてその特殊性を配慮すべきであり、共済組合員である船員についても、また船員保険年金に準ずる給付内容が厚生年金と異なる点は、その業務に起因した特殊性を配慮したものではないかと思ひます。そういうことを考えますと、国家公務員共済組合に統合される国鉄共済組合員が、その特殊性、給付額の決定方法が船員期間を三分の四に換算することですが、これを放棄するのは、国公共済の援助を受ける者として当然であるということで考えておられますか。

○政府委員(保田博君) 現行の公共企業体共済法では、船員であります組合員の船員であった組合員期間について三分の四倍とする、そのことが給付水準の引き上げにつながるわけでございますが、そういうことになっておりますが、国公共済の場合、国公共済で船員といひますと、海上保安庁の

職員でございませうか、あるいは国立大学なんかの船員の場合でございませうけれども、こういう国共済の船員についてはそのような措置が講じられていないわけがございませう。今回の統合法の主たる目的が公企体職員の共済年金の給付要件等を国家公務員の共済年金の給付要件等に一致させるという基本的な方向をとっておりますので、公企体の船員の皆さんについて御要望のあったような経過措置を講ずることはなかなかむずかしいのではないかと、こういうふうに考えます。

○片山基市君 なかなかむずかしいのじゃなくて、やりたくなかったということなんです。

実は、救済される側に立つておるんだから国鉄の場合はやるべきでないというお話があつたんですが、そんなことはありませんか。国鉄の船員についてそういうことを適用する必要はない、国鉄を救済しておるんだから、こういうようなことはありませんか。

○政府委員(保田博君) 御指摘のようなことを私耳にしたことはございせん。

○片山基市君 国鉄には昭和五十七年の末で千七百二十三名、電報の場合は二百六十八名海底線敷設船その他の人たちがおられます。船員保険の適用を受ける負担分を持っております。該当者の数は大したことはないと思つておられるとすれば大問題でありまして、船底は板子一枚で地獄の仕事であります。いま相当安定しておるといっても大変なことでありますから、船員保険を先ほど申しましたように変えていくという状態であれば、その時期にそれらを考へてやるべきではないだろうか。船員に対するすべての特殊性を一切認めない措置はとるべきでない。数が少ないから財政に影響がありませぬ。今度厚生年金を交えるときには船員の保険はそうするんです。先鞭つけるんです。海員組合賛成しますか。

これは大変です。日本の貿易の荷物は、戦後、飛行機でなくて船で運んだんです。輸出国で御苦労願つたでしょう。この人たちはもう要らなくなつたんです。アメリカの航空会社を使つ

てやるんですか。この人たちが三分の四になつておるのには特殊性があるんです。それは、どこかの研究所は特殊性がないのかもわからぬけれども、遊んでおるのかもわからぬけれども、船員組合はそんな簡単な組合じゃないですよ。整合性といふことが、国家公務員だから特権階級だといふのなにいざ知らず、公企体は現場です。次長、大蔵省と違います。現場で郵便配達したり、電報配達したり、電話をかけたなり、運転をしたり、機関車を動かしたりしておる。その仕事は私鉄の皆さんと変わらないし、船員組合と変わらないし、海底線敷設船の場合、どんな場合でもやっておるんです。

私は、数が少ないから、そうして声が出ないからいいことにして切り捨てることについては反対です。財政に幾ばくの負担がかかるんですか。これは厚生年金の問題が出て調整されるときにやるべきことであつて、いまはそうと置いておいてほしい。財政に直接関係ありません。国鉄の教で言へばいま申しますように千七百二十三名、いわゆる電報の場合には二百六十八名であります。私はそういう意味で申し上げておるんです。大臣が人間の血の通う大臣であれば、このことについては実行の段階で検討してもらいたい。十分に海員組合と話をしてもいい。海員組合といふとおかしいけれども、当該者と話をしてもいい。船員の諸君の特殊性といふのを認めないなどといふて通るなら通つてもいいけれども、政治的な圧力が加つてから初めてあつて何かすることになつたら大変です。厚生年金、国民年金、船員保険など統合するときに支障を来さないようにする。私の意見です。これ以上言いません。時間が来たから時間を守るのには社会党の議員の徳性であります。

もつと言いたいことあつたんですが、激変緩和の問題、その他の問題言いたんですが、あとの委員もおりまして、私より優秀な者がおりますから、きちんと言つてくれる。民主的運営の問題に

ついても、保田次長のように鉄面皮な何でもかんでもやる人と違つて、われわれのハートは温かいんです。それから、社会党というのは皆さんみたくに、法律を解釈したら人間が生活できるなどと思つたらもつてのほかです。

演説はこのくらいにしますが、どうか、先ほど言つたように十分に受けとめて大臣の方で努力をしてもいいと思ひますが、大臣、いかがでしょうか。長話をして大変御苦勞願ひしましたが、二時間半ほどやりましたので、私の意見について御所見があつたら聞いて終わります。

○國務大臣(竹下登君) 各般にわたつての御高見を承りました。それは私なりにありがたいことだと思つております。

○委員長(高平公友君) 午前の質疑はこの程度と、午後三時十五分まで休憩いたします。

午後三時十五分休憩

午後三時十五分開会
○委員長(高平公友君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○本岡昭次君 本法案にかかわる基本的な問題点は、午前中が党の片山委員が詳細にわたり政府にたゞしめたので、私は残された若干の問題点、またこの法案の基本にかかわる周辺の問題について質問をさせていただきます。予定された質問時間がたゞいま大幅に縮小されて持ち時間の三分の一がなくなつたということで、質問も簡便にしたいと思ひますが、答弁の方もそのつもりでお願いいたします。質問を予定しておりました身を次々削つてまいりますので失礼になるかと思ひますが、了解を初め賜つておきたいと思ひます。

まず、午前中の審議で、社会保障制度審議会答申の意向がどのように本法案に尊重され、本法案の中に反映されているかということを始め、片山委員と政府との間で多くの議論が行われました。私は、それを聞いておりまして、片山委員と同じく、大蔵大臣、保田次長の答弁からはどうしても答申が尊重され、あるいは答申の意向が本法案に反映されたとは受けとめることができないのであります。結論として、こうした答申の軽視、さらに国の責任を回避して、国鉄救済にかつて関係共済組合の年金水準を低下させ、あるいはまた組合員の負担増を図つていくということでは全く納得ができません。そういう立場で、私も一点、この答申に関連して質問をしたいと思ひます。

この答申にはいろいろなことが書いてありますが、「制度改正要綱について特に」ということを断りながら、「指摘すべき主な事項」を三つ挙げております。それは答申の六であります。その中の第三項は次のように書いてあります。「財政調整事業を円滑に実施するために設けられる財政調整事業運営委員会の構成及び運営については、実情に即し、広く組合員の意向が反映されるように留意すべきである。改正後の国家公務員等共済組合審議会についても同様である。」特に指摘すべき事項としてこのように述べられておるわけですが、この中にあるように、「広く組合員の意向が反映されるように留意すべきである」とありますが、この指摘事項は本法案にどのように具体的に生かされているのか、まず質問をしたいと思ひます。

○政府委員(保田博君) お答えいたします。

御提案申し上げております統合法案が成立いたしますと、その施行に伴ひます財政調整事業運営委員会が構成されることになつてございませう。この運営委員会の委員につきましては、午前中の御質問に對して私の方から御答弁いたしました。要するに、学識経験を有する者二名、そのうちの一人が運営委員会の委員長となるべき方を含めましてでございますけれども二名、それから

連合会、各公企体の共済の保険者を代表する者四名、合計六名で構成されるということになるわけでございます。

この委員会の非常に大きな役割は、国鉄の共済組合に対します財政援助の具体的な内容を決めることとでございますけれども、その財政援助の中身を具体的に作成するに当たりましては、それらの事項は当然のことながら連合会ないしは各公企体共済組合の事業計画なり予算なりに非常に重要な関連を持っておりまして、当然その援助の具体的な内容を作成する段階でこれらの公企体に御相談があるはずでございます。その際には、連合会の場合には運営協議会、それから国鉄、電電、専売の公企体共済組合の場合にはそれぞれ運営協議会というものが設置をなされておるわけでございます。これら運営協議会なり審議会には組合員の代表も、おおむね半数がこの代表として御参加をいただいております。この代表として、そういう組合員の参加があります。これら協議会なり審議会です。十分御審議をいただけるものと考えております。

さらに、五カ年計画といいますが、具体的な内容を最終的に大蔵大臣が認可をいたします際には、当然国共審にお諮りすることになっておるわけでございます。現在、国共審の委員は九名でございます。そのうち三人は組合の代表者でございます。今回の法案が成立いたしますとこの九人の人数は十五名に増員されて、これに伴いまして組合の代表者も五名になるわけでございます。したがって、運営委員会での国鉄共済組合に対する財政援助の具体的な内容について大蔵大臣が認可をいたします際には、これらの組合の代表の御参加をいただいております。国共審でも十分御議論をいただいております。その上で認可をさせていただきます。そういう意味で、各段階におきまして組合員の意向を十分くみ上げながら民主的、自主的な運営に努めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○本岡昭次君 答申の文章を正確に読みますと、

「財政調整事業運営委員会の構成及び運営については、実情に即し、広く組合員の意向が反映されるように留意すべきである。」、こう書いてあるわけ、あなたがいま言ったのは、全体として組合員の意向というものがくみ上げられる形になっておりますという説明であるわけですね。ここで留意せよと言っているのは、財政調整事業運営委員会の構成及び運営について広く組合員の意向が反映されるように留意せよと、そのものずばり書いてあるのです。そのことの答弁にはいままってないです。全体的な仕組みとしてはそういうふうになります。財政検討委員会をうしますと、こういうことなんです。だから、ずばり聞きますが、広く組合員の意向を反映させるということが、組合員の代表をその中に加えるということがそのものずばり一番広く組合員の意向が反映されると、こういうことになるのではないかと思いますが、それはどうですか。

○政府委員(保田博君) 御指摘のように、運営委員会の構成をどうするかということにつきましてはいろいろ御意見もあろうかと思いますが、われわれは、先ほど御答弁いたしましたように、各保険者を代表する者を各連合会あるいは公企体の共済から代表者一名ずつを参加させていただく、それに中立委員、学識経験者二名をもつて構成するというようにしてござっております。先生御指摘のように民主的な運営に十分努めていきたいと、こういうことでございます。

○本岡昭次君 組合員の代表を加えるということとは検討の余地がないと、こういうことですか。

○政府委員(保田博君) 先生がお読み上げになりましたような社会保障制度審議会の御意見を参考にした上から、政府としては今回御提案申し上げておるような財政調整事業運営委員会の構成が適当であろうと判断したわけでございます。運営については民主的な運営をもってその精神の活用を図りたいと、こういうふうに考えておるわけがあります。

○本岡昭次君 納得できませんが、時間がありませんから、これだけにかかわっておれませんが、次に参ります。

そこで、それは組合の代表を入れられない、加えることができない、こういうことで、それはどうしてもおかしいと思うのですけれども、それはどうして、いままのところそれができないから、そこで各共済に事前にそれぞれ相談するというふうなことがありましたが、具体的に各共済との関係において、財政調整事業運営委員会というのはどういうふうに相談をし、意見を聞き、やっていくんですか。一番最後の意見を聞くという段階じゃないに、五カ年の事業計画を立てる前にどういう形にかかわっていくのか。いまあなたが事前に相談をするというふうなことをおっしゃいましたが、どうやるんですか。

○政府委員(保田博君) 財政調整事業運営委員会の主たる仕事は、国鉄の共済組合に対する財政援助の五カ年計画を作ること、これが最初でございます。この五カ年計画を作った後、各組合に対して、五カ年計画の具体的な内容、対象の期間でございますとか、拠出金をどの程度にするか、あるいはその額をどのように各組合に割り当てるかといったようなことにつきまして下相談をするわけでございます。その下相談の段階におきまして、連合会なり国鉄、電電、専売の各公企体共済組合の代表者はそれぞれ運営協議会なり運営審議会に御相談になるであろう、その際に共済組合の組合員の代表者の御意見も十分これをくみ取るということができるとは、こういうふうなことを考えております。それらの意見をくみ上げた後に五カ年計画の具体的な案が作成されるわけでございます。

それで、これが大蔵大臣に認可を求めるといって手続が行われるわけでございますが、その際には、先ほど申し上げましたような国共審に諮問をし、その御意見を聞くという段階、手続を経ることになっております。その際に、先ほど申し上げ

ましたように、国共審には組合員の意向を強力に代表する先輩がおられます。また、それらの先輩の数もまた三人から五人にふえるということでございます。その中で、それらの方々の御意見も十分参考にしながら認可の手続を進める、こういうことでございます。

○本岡昭次君 財政調整事業運営委員会の構成については納得できませんが、一応次に進みます。そこで、いま最後に言われたように、国家公務員等共済組合審議会に最後の段階で意見を聞くというところもありましたが、それは九名を十五名に増員することとありますが、それは、労働者代表、使用者代表、公益代表という形でその人数を案分をしていくように思います。現在は三、三、三という割合であります。それをそのまま踏襲すれば労働者代表五、使用者代表五、公益代表五、こういうふうになるかと思いが、そういうふうになりますか。

○政府委員(保田博君) おっしゃるとおりでございます。

○本岡昭次君 それで、これまで各種委員会に組合代表を選んだ場合に、組合の代表の中には在籍専従、離職専従、いろいろあるわけでございます。あるいはまた専従していない組合代表もある。いろんな資格があると思いますが、今回こうした法案が改正されたということをもって新しいそうした委員会に役員を選出するについての制限を加える、こういうようなことはありませんか。

○政府委員(保田博君) 先生の御懸念は、各共済組合の運営協議会の委員あるいは連合会の審査会、さらには運営協議会の組合員を代表する者がいずれも共済組合員である限り組合専従者だからといって委員の選任に当たり制限をさるというのではないのかどうか、こういう御懸念であらうかと思っております。このことに関しましては、従来から政府としてそういう指導をしたことはございせんし、今後ともそういうことをするつもりはございせん。

○本岡昭次君 それから、あと一点。

これまで郵政あるいは三公社のそれぞれの共済にあった審議会、それはそのままの形で存続をさせていくことは言うまでもないと思いますが、そのとおりですね。

○政府委員(保田博君) 御質問は、審査会のことでございますか。

○本岡昭次君 審査会です。

○政府委員(保田博君) 現在の国家公務員共済組合法では、組合員の給付あるいは保険料の徴収あるいは組合員資格といったようなことについて争いが生じたときに審査会を設けて審査を行うおるわけでございますが、これらの事業は、長期給付を行っております連合会と郵政省の共済組合並びに三つの公企体の共済組合でそれぞれが設けておるわけでございます。今度の統合法案が成立いたしますと、長期給付は連合会で一括して行うことになっておるわけでございます。本則はそういうことでございます。ただ、当分の間、長期給付は各公企体の共済組合が行うということになっておりますけれども、そういう期間でございまして審査会は連合会に一元化するというつもりでございます。

○本岡昭次君 それぞれの共済は連合した形で国鉄救済の問題はとも当たる、あるいはまた、その給付の水準等々はばらばらであつてはいかぬから一つに合わせるとういふふうな調整はあるにしても、いままでの三公社のそれぞれの共済は、当分の間というあれがついておつても、自主的ということがあるのになぜ審査会を一本にまとめ上げてしまふんですか。残さなければ、その自主性というふうなものも確保されないのじゃないですか。

○政府委員(保田博君) 審査会の仕事は、先ほど来ごく簡単に触れましたけれども、いわば一種の司法的な性格を有するものでございまして、現在国共済の例でございまして三者構成をとつておりまして、組合の代表者が三人入つておるわけでございますが、これらの組合を代表する者が参加しておりますその理由といふのは、不服審査の

請求がありました個々の事案につきまして、個々の組合員でございましてか、あるいは個々の組合の利害を代表するということのためには実はないわけでございます。そういう特定の事案についての利害関係者というのではなくて、広く共済組合の事業全体の立場からの御判断をいただくというところでございまして。

したがいまして、全組合員を代表する立場から審査が行われるということでありまして、連合会のほかに個々の公企体の共済組合がそれぞれ審査会を持つという必要はないのではないかと。実際の事案といたしまして、せいぜい年間数件程度のことでございまして、連合会に一元化されましても被保険者の救済について特に不利になるといったようなことは御懸念に及ばないのではないかと。こういうふうな考えでおります。

○本岡昭次君 それは、どこで決められるんですか。いままでの論議の中になつたことだから、当然三公社は三公社のそのした審査会として存続するといふふうなわれわれ理解しておつたんですが、いま新しく一つにまとめてしまふというのはどこでそういうことをこれから決めていくんですか。それは法案の中にあるんですか。

○政府委員(保田博君) 法案の中にそういうふうになつております。そういうことにするにつきましては、もちろん法案の具体的な内容でございまして、関係の各省庁なり関係の組合の代表の方等とも十分調整をいたしました上でそういう原案をつくつたものでございます。

○本岡昭次君 ここでは、先ほど言いましたように、さらにちよつと疑問の点もあるんですが詰めに聞かせておきますが、それでは次の問題に入つていきます。

先ほどの片山委員の質疑の中で出てきた問題なんです。昭和六十五年以降国鉄年金の救済については年金改革スケジュールの第二段階の課題として検討をさせてもらふという答弁があつたわけですが、そのときにならないとわからない、こういう

ことのようにありますが、そのときに検討の課題として出されるのは、地共済といふ連合させようとする国家公務員等共済組合連合会との関係調整、関係整理、そうしたものがこの第二段階の課題となるというふうな考えでいらっしゃるのかどうか、はつきりとしておは言つておいていただきたいと思ひます。

○政府委員(保田博君) 午前中の御質疑の中で明らかにしましたように、政府としては昭和七十年時点を目標として公的年金制度全体の統合を目指して作業を進めてまいつておるわけでございますが、第二段階と申しますのは、先生御指摘のように昭和五十九年から六十年にかけて厚生年金、それから国民年金、船員保険についての関係整理を行うこととございまして、あわせて見ながら、その趣旨を尊重しながらこれらとの関係調整を進めていく、こういうことになるわけでありまして。

地方公務員共済組合をどうするかということがいづれ大きな問題になると思つてございまして、これにつきましては、厚生大臣が現在年金担当大臣として指名をされておるわけでございますが、この年金担当大臣のもとで厚生省当局、自治省当局、それから大蔵省も参加いたしまして、どの段階でいかなる内容のもとにその年金統合の一翼を担うかというところについては今後検討を進めていかなければならない、避けて通るわけにはいかない問題である、こういうふうな理解をいたしております。

○本岡昭次君 そうすると、いまの答弁は、地共済と国共済の関係において関係整理といふんですか、統合一元化という問題については避けて通ることではない、いづれその段階が来るであろうということなんです。それは昭和六十五年のその段階、いわば五年計画が終わつた段階でいふふうな考えていいのかどうか、こう言つていい

○政府委員(保田博君) 厚生省当局を中心として検討を続けられております年金改革の具体的な内容、その実施の具体的なスケジュールが決まらないことには共済グループの厚生年金なり国民年金なりとの関係整理のスケジュールも決まらないというところでございまして、鋭意その前段階の前提条件をなします厚生年金と国民年金あるいは船員保険についての改革の具体案づくりが進められておると、こういう段階でございまして。

○本岡昭次君 厚生省にそれではお尋ねします。共済との関係整理、いまのような形での統合するといふふうなスケジュールをどの段階で出されるんですか。

○政府委員(古賀章介君) 大蔵省が御答弁になりましたように、昭和五十九年から六十年にかけて二つのことをやるのが政府の方針として決まつておるわけでございます。

一つは、国民年金、厚生年金及び船員保険の関係整理を図る。午前中も御答弁申し上げましたように、現在厚生省におきまして三制度の改正案というものを鋭意努力を重ねておりまして、成案を得次第、関係審議会に諮問をいたすことになつておるわけでありまして。

その第二番目は、この改革の趣旨に沿ひまして共済年金につきましても関係整理を行うということとでございます。厚年、国年、船保の改革案、これが固まれば、共済年金につきましてもこの改革の趣旨に沿ひて関係整理が行われるものと期待をいたしておるわけでありまして。

当面の時点といたしましては、昭和六十年までに厚年、国年、船保の改正案の趣旨に沿ひた改革が共済年金についても行われるというふうな考えでおります。

○本岡昭次君 そのときには、社会保障制度審議会も言つておられますように、公的年金制度全般の将来展望を明らかにするといふ問題ですね。昭和五十九年から六十年までに、いまお話ししたようにするその段階で、いまのように将来展望もないまま、全体像もないまま、ただ国鉄救済のた

めにとか、どこかの年金制度が破綻を来すからそれをまた救わなければならぬとかという形じやなくて、そのときには厚生省として自信を持って将来こういう公的年金全体の具体的な中身を出しますと、こういうことを前提としていまおっしゃっているんですか。

○政府委員(古賀章介君) 公的年金制度改革の具体的内容、手順等につきましては、すでに閣議決定を見ておりますように、五十八年度末までにその成案を得るということになっております。それで、その成案を得るに際しましては、公的年金制度の九割を占めます厚年、国年、船保の改革案というものが固まりますれば将来の公的年金制度の再編統合のおよその方向が固まるであろうというふうに考えられますので、五十八年度末までに策定いたしますところのその成案、それに昭和七十年までの統合の具体的内容、手順等が当然に盛り込まれるということになるわけでありまして。

○本岡昭次君 確認しますが、五十八年度末、来年の三月までに出る厚生年金、国民年金、船員年金の関係整理統合というんですか、それを出す段階で昭和七十年を目途とする年金改革の全体像、具体的な内容、そういうようなものも示して、そして六十一年度までに共済年金が国家公務員関係とそれから地方公務員関係、これも関係整理をする方向へ持っていくようにする、こういうことをいまあなたはおっしゃったのだと理解してよろしいですか。

○政府委員(古賀章介君) 年金改革の具体的内容、手順等についての成案というのは五十八年度末でございすけれども、厚年、国年、船保の改正案は次期通常国会に提案するわけでございすので、これは提案いたします前に関係審議会に諮問をいたし、御答申を得なければいかぬわけでありまして、先ほど来申し上げております成案よりも前に関係審議会に諮問する厚生省案というものは明らかになるということでございます。

○本岡昭次君 それで、厚生省案であります、現在私たちが知り得る範囲というのは、「二十一

世紀の年金を考える」ということの中で、アンケート調査をされたその中に一つの試算があつて、その試算の意味するところは基礎的年金制導入ということが示唆されているんですが、その改革の内容は基礎的年金制の導入と考えてよろしいですか。

○政府委員(古賀章介君) 先生がいま御引用になりました試算A、Bの問題でございすんですが、その試算A、Bが盛り込まれておりますのは「二十一世紀の年金を考える」という冊子の末尾に掲げられておるものでございす。この冊子は、昨年の暮れに有識者調査をやりまして添えたものでございまして、これは給付と負担の組み合わせを二つほど例にとりまして試算をして回答に便利なようにするために設けたものでございまして、決して試算A、Bというのは厚生省案ではないというところを申し上げておきたいと思つてございす。

それで、今度の厚年、国年、船保の改正案のやはり大きな柱と申しますのは、公的年金制度の再編成というもののに向けてどういうように体系づけるかというところでございす。それからやはり給付水準の適正化という問題でございす。それから三番目には婦人の年金権をいかにして確立するかということでございます。

それで、第一番目の体系の問題といたしましては、去る七月に社会保険審議会が意見書を提出しております。それは「各制度に共通する給付を導入する」という考え方の下に、全体として整合性のとれた制度」とする必要があるということと、各制度に共通した給付というものを導入することを示唆しておるわけでございす。各制度に共通した制度というものは、やはり基礎的な年金の導入を示唆したものであるというふうに考えられますので、私どもはこの意見書を十分尊重してまいりたいというふうに考えております。

○本岡昭次君 最後の結論だけ言つてもらえはいんだ、衆議院と同じことをあなたは言っているんだから。私はそれを読んで、基礎的年金を導入

入するという考えを持っているのだらうと聞いているのだから、最後のことだけ言えはいじやないですか。

それで、基礎的年金ということなんですが、五万円程度とか、あるいはまた四万五千円程度とかいうようなものがここに出ておりますが、この四万五千円とか五万円とかいうこの定額部分の金額、これは何を基礎としてここに出したんですか。つかみで出したんですか、それとも何か算定基準があつて出したんですか。

○政府委員(古賀章介君) 基礎的年金部分の額につきましては、現行の国民年金におきまして最低資格期間二十五年を満たした者への年金額が四万七千二百二十四円、これは五十七年度価格でございすけれども、ということになっております。これを勘案いたしまして、試算Aでは一応仮に月額五万円といたしまして、試算Bでは一割程度減じまして仮に四万五千円というふうにしたものでございす。

○本岡昭次君 そういう仮にというふうな形で出すべきものじゃないと思ふんです。基礎的年金というふうなものは、一方では先ほど言つた厚年部の会合の答申では平均賃金の六〇％というふうなところを水準に置いて出すべきだというふうなことを言っている中で、それではここにも四万五千円であれば全体の直近男子被保険者の平均標準報酬月額六〇から六五％、あるいは基礎的年金部分五万円程度であるならばそれが七〇から七五％程度と、こうなっている。これは計算の結果こうなるというふうなことじゃないと思ふんです、年金というものは、基礎的年金部分というのは、それでは逆に直近男子被保険者の平均標準報酬月額の何％程度ということがなければ、これは厚生省としてまことに無責任なこういう試算をしたということになります。一体、何％をそれで基礎的年金額というふうに頭に置いてこれからやろうとするんですか。

○政府委員(古賀章介君) 先ほど申し上げましたように、関係審議会に諮問をいたします案を現

在私ども固めつつある段階でございす。したがって、諮問いたします場合にはそれが固まるわけでございますけれども、この試算A、Bというのは、試算Aにつきましては七〇から七五％程度、試算Bは六〇から六五％程度というものを、仮にそれを想定いたしまして計算したものでございす。

○本岡昭次君 こうした二階建ての年金を考える場合には、基礎的年金部分というもののそれ自体が平均標準報酬月額の何％というふうなことをはっきりさせなければならぬ側にとつては全然見当がつかない、そういうことになりす。だから、このままここに書いてある金額で計算すると、五万円部分は二一・六五％、四万五千円は一九・四八％というふうになるわけで、ここから考えられることは、基礎的年金部分というものを大体一九％から二〇％前後のところを持つていこうとしているのだなということになっていきます。だから、そこところは非常に重要な部分で、そこをはっきりとさせてほしいということを要望として強く出してございす。

それから、もう時間もありませんから、あと一点聞いておきますが、四十年加入で何％というふうな形が出てきつたありますが、二十年で年金を受給する資格ができる、だから通常二十年でそれでは平均標準報酬月額の何％、三十年で何％、四十年で何％と、こういうふうな形が出てきて初めて年金をもらふ国民なり労働者は具体的に年金を想定ができるわけなんです。だから、ここで四十年加入で六〇％というふうになれば、三十年の加入期間の者は一体何％なのか、二十年であれば何％なのかというふうなことがわからない。だから、この部分についてももっとはっきりさせるべきだというふうに思ひますが、一体、この六〇％という想定は、これは四十年の拠出期間のものを示しているのか、三十年のものを指して言っているのか、それはどうなんですか。

○政府委員(古賀章介君) これは、これから四十年加入が一般化する段階、すなわち成熟した段階

の状態を想定いたしましたはじいたものでござい
ます。したがって、四十年加入が一般化し
た、成熟化した段階、これは昭和百年の試算で
ございすけれども、その時点での年金額の平均標
準報酬に対する割合でございす。

○本岡昭次君 もう一遍、最後のところ。

○政府委員(古賀章介君) 年金額が平均標準報酬
に占める比率、それは加入年数が四十年が一般化
した、成熟化した段階におけるものでございす
から、四十年加入を前提にいたしてございす。

○本岡昭次君 そうすると、四十年加入で六〇%
というものを想定してこれから考えようとしてい
るということですか。

○政府委員(古賀章介君) これはあくまでも想定
といひます。冒頭申し上げましたように試算で
ございす。私も、やはり現在のまま推移し
たしすならば、五十五年計算におきましても平
均標準報酬の八三%、任意加入を入れますと一
〇%になるという状況になるわけにございす。こ
う、それを妥当な線に持つていこうと、こうい
うことでございす。さきに申しました七月の意見
書におきましても、現役の平均標準報酬の六〇%
程度が妥当であろうということが述べられてお
ることは先生も御承知のとおりでございす。

○本岡昭次君 最後に。

いま厚生省との議論短かったもので、中途
半端になってしまいましたが、要するにいま出さ
れている試算、恐らくこれは厚生省がこれから出
してくる原案になると私は見ます。そこから想定
されることは、四十年加入で厚生年金が三八%、
国民年金が三四%程度引き下げる内容というもの
になってくる可能性が非常に強い。これは大変な
年金の改悪であり、水準を低下させていくとい
うことで、ILO百二十八号条約という部分から見
てもこれは許しがたい中身のものが考えられて
いるように、どうしてもこれは私たちが想定され
るべきでないものになるということが想定されま
す。出てみなければわかりませんが、いまの段階
でそのようなものを国民の前に提示すること、そ

のこと自体をやめるべきであるという警告を発し
ておきたいと思ひます。

最後に、せっかくの機会ですから、大蔵大臣に
所信を聞いて私の質問は終わります。

大蔵大臣は、午前中の片山委員の質問に対し
て、繰り返して制度審の答申を尊重していくとい
う基本線で今後の運営を行つていきたいと言わ
れ、また次のようにも答弁してゐます。連帯の思
想を生かしていくような今後の運営が必要とい
う言葉も出された。連帯の思想を生かしてい
く、この連帯という言葉は本会議でも大臣が答
弁の中に使つておられますが、私はこの際、この
連帯の思想というものは一体何なのかということ
なのですが、やはりこれから連合すべき各共済組
合がそれぞれの方針や行動を持つていくけれど
も、それは一つには国鉄の救済というもののあ
るし、これからの年金制度というものをより適
正なものにしていくことについてお互いに
信頼し合つて、そして強いつながりを持つてい
く、こういうことが本場の意味の私は真の連帯
だと思ひますが、連帯という言葉にはもう一つ
の意味もあつて、国鉄救済について連合する各
共済組合がとにかく強い責任を持つていくこと
もこの連帯の思想という一つの側面としてあるわ
けで、大蔵大臣の考えというのは前者であらう
といふに私は思ひます。

それだけに、これから、先ほどもありましたよ
うに、いろんな共済組合、各年金制度が統合一元
化という日程に組み込まれていきます。その際
は、大事なこと、各年金、厚生年金、国民年
金、共済組合、さまざまな過去の歴史と経験を持
つその立場、そうしたものの自主性というものを
尊重していきながら、いま言ひました真の連帯、
そして助け合い、こうしたものを僕はやってい
かなければ成功しないと思ひます。そういう意味
で、一体何が大事かといふことを一言で言へば
やはり私は運営の民主化のこの一語に尽きるの
ではないかといふふうに思ひますが、大蔵大臣、
最後に、あなたが思つた連帯の思想という

ふうな言葉のこれからの裏づけになるべき具体的
な言葉をもつたいて終つたい、このよう
に思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 私がたびたび連帯という
ことを申し上げましたのは、特に印象強かつたの
は、国共審の審議会で答申をいただく前に、いろ
いろ各共済組合ごとの問題を抱えながらも最終的
には、この場合あるいは労働者連帯でも申した
方が適当かもしれないが、そういう背景が曲が
りなりににも答申をいただけたなど、こういう印象
が非常に強かつたわけでありす。基本的にこの
共済制度そのものは、いままさに御指摘がござ
いす。たとへば、これは労働者連帯というやうな
ものではなく、社会連帯あるいは国民的連帯、こ
ういふものの中に当然のこととして成り立ち得るも
のでありす。したがつて、それが運営に当たつ
てはもとより民主的であらなければならぬ。それ
はやっぱり社会連帯の基本として運営の民主化と
いうやうなもの、あるいは民主的運営というもの
はポイントとして存在しておるといふ認識にお
いては相違がないと思ひます。

○太田淳夫君 それでは、かわりまして質問をさ
せていただきます。

現行の八種の公的年金制度にはそれぞれ長い歴
史的な沿革があるわけにございす。したがいま
して、これらの統合一元化に当たりましては関係
者の十分な合意と理解が必要だと思ひます。とこ
ろが、この法律案を諮問されました国家公務員共
済組合審議会及び社会保障制度審議会の答申を見
ますと、この点の努力が著しく不足をしていたの
じゃないか、ここの努力を著しく不足をしていたの
の答申の経緯並びに関係者の理解と合意を得るた
めの政府の基本的な考え方を伺ひたいと思ひ
ます。

○政府委員(保田博君) 共済年金制度につきまし
ては、実はかなり古くからその将来が危惧されて
おつたわけにございす。その発端となりまし
たのは、昭和四十八年に年金制度についてスライ
ド制が導入されたということが発端であつたわけ

でございす。そういうことで、国共審におきま
しては懇談会等を設けて、将来の共済年金財
政の健全性を維持するためにはいかがあるべきか
といふことについていろいろ御議論がなされてお
つたわけにございす。

ところが、その後、昭和五十年代に入りますと
国鉄の共済組合の財政問題が急速に顕在化してま
いったわけにございす。そこで、その国鉄の共
済組合に對しましては、国鉄の御当局におきまし
て他の共済組合よりも大幅な財源率の引き上げ、
言いかえれば保険料率の引き上げについての御努
力をなさいましたし、さらには追加費用繰り入れ
方式の変更でございす。また、過去の繰り入れ不
足分の集中的繰り入れの措置といつたやうなこと
を講じられました。年金財政の收支均衡に御努力を
なさつたわけにございす。しかしながら、これ
らの措置だけではどうしてもやはり抜本的な解決
にはならないといふことが次第に判明することに
なりました。

そこで、昭和五十三年から国鉄におきましては
国鉄共済組合年金財政安定化のための研究会が設
けられ、それから運輸省におきましては国鉄共済
年金問題懇談会が設けられまして、将来の抜本策
につきましていろいろ御検討が進められてまい
つたわけにございす。その結果、国鉄の共済単
独での対応には限りがある、共済年金制度全体の関
連から検討が必要であるといふ御結論が得られた
やうでございす。

このような事情を背景として、大蔵省とし
ましては、国鉄問題が大きな発端になつたわけ
にございすけれども、先ほど申し上げましたよう
な年金についてのスライド制の導入といつたよう
なことから共済年金制度全体の見直し検討作業に
取り組んでいくことになつたわけにございす。昭
和五十五年六月、共済年金制度基本問題研究会と
いふのが大蔵大臣の私的諮問機関として設けられ
ることになりました。その後、約二年間にわたり
まして四十四回の御検討をいただいたわけにござ
いす。その結果、昨年の七月、国家公務員と公

全体職員の間共済年金の統合を図るという御意見をちょうだいしたわけでありませう。また同時に、ほぼ時期を同じくいたしまして、臨調の第三次答申におきまして国鉄共済年金と類似共済制度との統合を図ることが御提案になったわけでございます。

政府といたしましては、これらの研究会における御意見あるいは臨調における答申の趣旨を尊重いたしまして、国鉄に対する財政援助の方策並びに国家公務員共済組合と公企体共済組合との統合という内容を主たる内容とする今回の統合法案の骨格を定めたわけでございます。昨年七月以来、この原案をもちまして関係各省、関係共済組合の方々と十分なる協議を尽くしたつもりでございます。

その後、国共審にかけられました。国共審では昨年の暮れ以来懇談会を含めまして十回以上の御議論をいただいて御意見をちょうだいし、さらにその上で社会保障制度審議会に諮問をして御承知おきの御答申をいただいたわけでございます。

それで、国共審における審議の段階、あるいはそのいただきました御意見、あるいは社会保障制度審議会の御答申にござらぬいただきますように、立場によりましていろいろ御議論があったわけでございます。その手続等につきましてわれわれとしては最大限の努力をしたつもりでございますけれども、なお足らざるどころがあったという御指摘を受けておりますことは御承知おきのとおりでございます。

しかしながら、そういう御指摘にもかかわらず、今回の統合法案を政府としてまとめて国会にお出したというところは、とりもなおさず現在の共済年金制度の財政、特に国鉄共済組合の財政状況の逼迫を何としてでも早く解決してあげなければならぬ、これが崩壊するといったようなことになりまして、わが国の年金制度全体に対する信頼感を失わせてしまうことにもなりかねないということでございます。何よりもその緊急

性が高かったということで御理解をいただきました。こういうふうに考えております。

○太田淳夫君　そこで、午前中に同僚委員からも質疑がございましたけれども、この法案によりまして国鉄共済年金のために財政調整を行うことになっていくわけですね。五十九年十月がその再計算期に当たるといふことですけれども、大蔵省の試算によりまして、この二重の要因によって来年の十月から各共済組合の保険料率が大幅にアップするということを示されております。社会保障制度審議会の答申でも、保険料率の引き上げにつきましては「段階的に引き上げるような経過措置を設けるべきである」、このように出ておりますけれども、私もそのようにすべきだと思っておりますが、大蔵大臣、どのようにお考えでしょうか。

また修正率〇・九につきましても、これは従来の経緯からいっても私は再考を求めたい。そのように考えておりますが、その点はどうでしょうか。

○政府委員(田嶋博君)　先生御指摘のように、来年の十月が国共審等の財政再計算の時期に当たっておりますわけでございます。先生御指摘のように、またその際には財源率の大幅な引き上げ、平たく言いますと保険料率の大幅な引き上げを回避することは不可能である、こういうふうな考えをうけてございまして、午前中にも御答弁申し上げましたが、その際に財源率ないしは保険料率の引き上げの要因として考えられるものが大別して三つあるわけでありまして、もちろん、財政再計算の中心身、それから国鉄に対する財政援助の中心身は、今後それぞれ保険料率の算定委員会とかあるいは財政調整事業の運営委員会と御検討いただくわけでございます。現在私たちがその数字を具体的に

にお示しするわけにはまいりませんが、一応本案を作成いたします際に、関係者の御勉強の便宜のため、あるいはさらに法案の御審議をいただくための御便宜のために作成いたしました、先生御承知のようなく粗っぽい大蔵省の試算というものがあるわけでございます。それに基づいて御説明をいたしますと、来年度

の保険料率のアップの要因の第一は、前回の財政再計算期以後ベースアップが行われております。給与は引き上げられ、年金についてもベースアップが行われるということによりまして、そのことが連合会なり公企体の各共済組合の財政事情に対して当然大きな需要を呼び起こすわけでございまして、同時に、また前回の財政再計算のときには標準的な財源率に對しまして修正率〇・八というものを乗じたわけでございます。この〇・八を乗じますことによりまして将来の年金財政に大きな穴があいておるわけでございまして、その穴埋めをしなければならぬ。そういうことでございまして、その二つの要因からいけば連合会、公企体共済のそれぞれの組合の財政を将来にわたって健全に保つために必要な保険料率の引き上げがあるわけでございます。これが第一。

それから第二は、先生御指摘のように、先ほど来議論の対象になっております大蔵省の粗い試算では修正率を〇・八から〇・九に引き上げておる。それに伴う保険料率の引き上げもかなりの数字になるかと思ひます。これはそういう修正率を引き上げるといふことと結局保険料率のアップ率を大きくするということとがございまして、それをなすわけはそれの粗い試算の中に織り込んだかということでございますが、これについてはごく簡単に御説明をいたしますと、本来ならば将来の保険給付の財源は被保険者から徴収される保険料とその運用収入をもとにして標準的な給付を将来にわたってずっと確保できるというそういう保険料率であるべきなわけでございますが、わが国の各年金制度では、そういう標準的な保険料率を算出するところというところは実はしていないわけでございまして、共済年金の場合にはそれが〇・八に現在なっておりますわけでございます。しかし、その〇・八にとどめておるといふことは、現役の皆さんの保険料率をそれだけ安くしておるわけでございまして、将来の年金給付の財源をそれだけ乏しくしておるということなのであります。

その結果、国共審に例をとりますと、たしか昭和八十二年ぐらいには保険料率をかなり引き上げるとしてしましても現在持っております積立金を全部使い尽くして賦課方式に移行せざるを得ないという状況になっておるわけでございまして、その賦課方式に移行せざるを得ない時期というのは、年金制度の財政といった観点から申しますと、その時期がまたわが国の高齢化が非常に進行する、現実に保険料を納められる現役の方々に対してOBが非常にふえるというその時期でありまして、いわばその将来の現役の労働者、勤労者は保険料を納めて、それが自分たちの将来の年金財源になるといふことではなくて、まるまるその時期のOBの年金のためのお金を払っていかなくてはならぬ、そういう時期でもあるわけでございます。そして、現役に対するOBの割合が非常に大きくなって、そのための年金保険料負担が非常に大きくなるという時期でもあるわけでございます。現在の現役の労働者なり労働者の保険料率を安くするということは、二重の意味におきまして後世代に対してアンバランスな負担を残すということにもなるわけでございまして、そういう意味ではわれわれとしては修正率というのはいくら高くてもいい、余り大きな修正をしない方がいい、そういうふうに考えておるわけでございます。

第三に、その保険料率引き上げの要因として考えられますのが、国鉄共済組合に対する拠出金を賄うための保険料の引き上げでございます。いづれにつきましても、先ほど来申し上げましたように、今後、財政再計算を実際に行う際、あるいは国鉄に対する救済の問題につきましては、長期給付財政の調整のための運営委員会と御審議をいただくわけでございすけれども、先ほど来申し上げました三つの要因のうち大きなものは前二者でございます。連合会なり公企体の共済組合の将来の年金財政を健全化するという観点、それから後世代と現代の世代との年金負担のバランスをできるだけ公平に維持したい、こういう観点からの引き上げ、そういうふうに御理解をいただきたいと思っております。

個がある種の矛盾を感ずるということは私もあるだらうと思います、率直に言つて。

でございますが、今回のこの法律自体の問題とは直ちにこの給与問題が關係しておるわけではなないわけでございますので、本来的には財政改革を先行い、そして各公企体が、将来の姿は別といたしまして、それぞれ健全な財務内容を持つようになつて、感情論という少し非礼に當たるかとも思いますが、そうしたもろものうやむやな気分とでも申しましょうか、そういうことがないことが私も好ましいと思つております。お説を判読した場合は私の気持ちの上では理解できる話であります。

す。

○太田淳夫君 関係者の理解と合意につきましては今後の問題がありますので申し上げておきますけれども、この法律案は公的年金制度の再編統合の第一段階、このように位置づけられておるわけでございますけれども、そうなりますと、当然近近第二段階の改正が予想されるということですが、その際に今回のこの国家公務員共済組合審議会に見られるような審議のごたごたを起こしてはならないと、そのように思いますし、次回そういった第二段階の改正に当たりましては、事前、事後、いづれも関係者の十分な理解と合意を得ることがいまから必要とされるのじゃないか、このように思います。その点について、大蔵大臣から次回には万造漏なきことをお約束していただきたい、このように思うんですけれども。

○国務大臣(竹下登君) 確かに答申いただきます際に、私も感心して見ておりましたが、まず国共

審におかれて——国共審というのはいままででは国家公務員共済の審議会であります、そういう立場にありながらも三公社等の労使双方をたたびお呼びになりまして、それも運営を見ておりますと呼びつけたという感じが全くなく、もともとから同じ審議会のメンバーであつたような雰囲気でした。たたび懇談会が持たれておりました。しかし、その回数はいくらでもございましたが、ときに意見の対立もありましたりして、結果として先

ほど来申し上げておりますような中間経過を略記して答申にかえる、こういうようなことになったわけです。

私の読み取りましたのは、再三申し上げるように、とは言え、いわゆる連帯という問題が、急ぐところから中間経過を略記して答申にかえてやろうというところまでの最大公約数となったのはやうに連帯の精神じゃなかったかなと、こういう気持ちで私なりに感じておったわけでありました。したがって、この種の問題、これは歴史的経過からございまして、それはきちんとようかんを切ったような形で整理できない問題がたぶんございします。が、私は運営がスムーズに行われるよう、またわれわれにできる可能性があるとしたり、そういう環境に対して政策当局は政策当局としての態度で対応していかなきゃならぬのかなと、こういうふうに考えております。

○太田淳夫君 臨時の第三次答申は、三公社の民営化を指摘するとともに、国共済と公企体共済の統合並びに「統合後の共済制度は、三公社の経営形態変更後も、当分の間継続する」とこととしていくわけですね。また、共済年金制度基本問題研究会の意見は、「経営形態の変更にかかわらず、当面共済年金制度の適用を続け、かつ、合併を行っていくのが現実的な方策ではないかと考えている」と、このようにしているわけですね。

そこで、臨調答申の趣旨に沿って、現政府は電電を初め専売や国鉄についても経営形態についての検討をされているようでありまして、一応の成案がまとまって次期通常国会には、また選挙後の特別国会、それはちょっとわかりませんが、提出されるかもしれないと聞かれておりますけれども、今回の法案によりまして、公企体共済法はこれは廃止してしましまして、現在の三公社の職員は国共済法が適用されることになっておりますけれども、電電なり専売公社の経営形態が仮に特殊会社になっても、その特殊会社の職員にはこの国家公務員共済組合法を引き続き適用させるのか、それとも厚生年金制度を適用させるのか。

か。その点、大蔵省はどのように考えておりますか。

○政府委員(保田博君) 各種の年金制度の適用区分と経営形態というものは必ずしも現在明確に一致をしているわけではないわけでございます。ただ、原則として民間部門の被用者には厚生年金、公共部門の被用者には共済年金が適用されるというものが非常に多くの例でございまして、冒頭申し上げましたように例外もあるわけでございます。また、年金制度には非常に古い歴史や沿革がございまして、公共部門でも公団、公庫等では厚生年金が適用されております。民間部門でも、私立学校でありますとか農林漁業団体には共済年金が適用されておるといふことでございします。

厚生年金と共済年金というものを比べてみますと、給付の要件等が非常に大きく異なっております。すし、この非常に大きなグループを厚生年金から共済年金に、あるいは共済年金から厚生年金に移すという場合には、それぞれの年金資金の積立金を実際どう扱うのかがいかに、あるいは給付の評価をどうするのかがいかにといったような、非常に現実問題としては解決のむずかしい問題が実はあるわけでございます。

そういう面につきまして御専門の皆様方の御意見も聞きまして結果、今後仮に三公社の経営形態が変更されるといったような場合でも、公的年金制度全体の再編統合が完了するまでの間は引き続き共済組合制度の適用を継続していくことが現実的であり適当であるというふうに考えております。先生先ほど御指摘のような臨調の答申とか共済年金制度基本問題研究会の御意見もそういうことになっておるわけでございます。政府としては、今回の統合法案でも、そういうつもりで統合法案の内容を検討し確定をして国会に御提出をしたと、こういうことでございします。

○太田淳夫君 アルコール専売が民営化されたときは厚生年金の適用に移したということも言われておりますけれども、臨調答申では三公社の経営形態変更後も当分の間は共済年金制度を適用さ

せるべきだと、こうしているわけですね。しかし、わが国の現在の年金体系から見ると、民間には厚生年金制度を適用するのがこれが原則じゃないか、このようにも言われております。

そこで、電電公社の一部分だけの経営形態、仮に特殊会社、現在のKDDのようなものに変わった場合でも共済制度は適用されるのでしょうか。

○政府委員(保田博君) 電電公社が例として引かれておるわけでございますが、電電公社の経営形態が今後どういふふうなものになるのか、われわれも正確には了知していないわけでございますけれども、少なくとも昭和七十年の公的年金の再編統合の時期までは現在の国共済に残っていたことが、結局被保険者の方々にとりましても結果的にいいことであろうと思っております。仮に民間移行の段階でも卒業生等が、共済から厚生年金に移ってしまうというところでございまして、その将来のための給付の財源は現在電電公社の共済組合が持っている積立資産しかないわけですね。現役の方々も厚生年金に行ってしまうと、その方々の保険料というものは厚生年金の方へ積み立てられるわけですね。したがって、OBの方々の受け取られる年金資金の財源というものはしかるべき段階で残っている年金資金しかないわけですね。それを思い返しますとやはり年金給付のための財源がないといったようなことを考えますと、電電公社が民間に経営形態を変更したからといって共済年金制度から厚生年金制度へ適用を促さるというものは必ずしも組合員のためにならないのではないかと、こういうふうに考えておるわけでありまして、今後どうなるかまだわからない点があります。臨調答申にもありますように、たとえそういう特殊会社になつたとしても、これは合理化をやっているか否かならないということが迫られているわけですね。けれども、これからは電電としては新規事業に進出をしていく面もあるかと思うんですが、その点、電電はどのように考えましようか。

○説明員(中原道朗君) 電電公社の経営形態を改める法案につきましては、政府におかれまして現在御検討中であるというふうに承知しておりますが、新たな経営形態下におきまして、先生御指摘のような事態というものが生じることはあり得ようかというふうに想定はいたしております。これがスムーズに推移し、機能するには年金が同一制度上にあるということが私も必須ではなからうかと考えております。また、あえて年金制度を異にするものとしたならば、この適用いかにによりまして、組合員の異動減少等によりまして共済組合の年金財政は急速に悪化する。また、その一方、移籍あるいは出向、いろいろ形はございまいしうけれども、その職員等は共済組合の強制脱退というふうなことになる不利益を余儀なくされようかと案じております。したがって、私どももいたしましては、新しい経営形態とそれから共済年金制度との間に多分発生するであろう種々の矛盾点につきましては、どうしても必要な措置を事前に講じていただきたいものであるというふうに考えておるところでございます。

○太田淳夫君 まだこれは現実化した問題ではないもので、明快な答弁は期待されませんけれども、厚生省としてはどう考えますか。

○政府委員(古賀章介君) わが国の公的年金制度では、先ほど来お話がございしますように、職域に応じて加入する制度が定まっておりますわけでございます。民間被用者は原則として厚生年金保険を適用するのがたまたまでございます。民間部門で共済制度をとっておりますところがあることは先ほどお話があったとおりでございます。しかしながら、今後仮に公社の経営形態が民営になった場合におきましてその適用制度をどうするかということにつきましては、原則厚生年金であるけれどもやはり政策的な選択の余地があるであろうというふうに考えておまして、引き続き共済組合としての適用を継続していくのも一つの対応の仕方であらうというふうに考えております。それから、子会社を設けた場合の年金適用の問題

題でございますけれども、本件につきましても、いままでの経緯、行政改革の趣旨などを考慮いたしますれば、原則論だけを貫くことだけでは問題解決にはならないのではないかという認識を持っております。

○太田淳夫君 それでは、国鉄共済年金の悪化の原因とこれまで国鉄共済組合が自主的にやってきた保険料率の引き上げの努力、これについて御説明願いたいと思います。

○説明員(岩崎雄一君) 国鉄の年金財政が非常に悪化をいたしましたのは、石油ショック後の非常に大幅な年金改定、ちょうどそのころから退職者がふえてまいりました、五十年代に入ってからのことでございますが、その後、これに対する対策といたしまして、五十一年四月以降四回の保険料の財源率の引き上げをやっておりますが、先ほどもお話ししたように、国鉄の追加費用の繰り入れ方式の変更等による財源確保策を講じているのとやっておりますけれども、遺憾ながら財政悪化のテンポがそれらの措置を上回って今日の事態を招いたと、こういうことでございます。

この原因がどういふところにあるかということにつきまして、基本的には、先ほど来話が出ておりますが、給付と負担というものが必ずしもバランスしていないというところに根本的な原因があらうかというように存じますが、これは各年金とも共通の問題だと思いますが、国鉄の固有の原因といたしましては、輸送構造の変化に伴いまして国鉄本体の減量化施策を現在進めておりますが、それによりまして現職の組合員数が非常に減少してきておる。一方で戦中戦後に、これは国鉄はそのときまさに国そのものであったわけでありまして、復員者等を含めまして当時の雇用政策を積極的に推進した。そのことによりまして団塊年齢層ができたわけでありまして、それがちょうどいま退職時期を迎えておる。国鉄で平均いたしますと一年大体一万人ちょっとぐらいというのが平均の退職人員数、計算上の数字なんですけれども、現

在二万数千名の退職がこのところ続いております。その人たちがほとんど年金受給者になる。そういうことによる年金費の増高ということが大きな影響を与えておるわけでありまして。かてて加えまして、この年金制度が国鉄の一事業内の制度でありまして、いま申し上げましたような構造的变化というものがなかなか吸収し切れなかった、ストリートにそういう構造的变化が年金財政に影響を及ぼした、そして支払い側である分母がやせ細り、受け取り側の分子が非常にふえた、こういうことが今日国鉄が非常に早く年金財政が破綻する原因ではなかったかと、こういうように考えております。

いままでどういう努力をしたのかという御質問があったかと思いますが、先ほど申し上げましたように、保険料の引き上げ、それから国鉄の本体の共済組合に対する繰り入れ負担増というような施策を数回にわたってとってきておるわけでございますけれども、このままだと六十年程度には単独運営がきわめて困難な状況になるというところでございます。そういう財源確保策を講ずる一方で、先ほどもちょっとお話が出たかと思っておりますが、五十三年四月に国鉄の中に研究会を設置いたしました。近い将来に破綻が予測されるこの財政をいかにして再建すればいいのかということとを諮問いたしておりますが、五十五年五月にその結論として統合一元化という答えが出されたわけでありまして、こういう趣旨の通りまして関係各方面にその実現方をお願いしてきたと、こういうような経過をしております。

それから、今後今回の施策によりお助けをいただくわけでありまして、他共済には財調という形で資金援助をいただくわけでございますが、大変心苦しく思っております次第でございますが、状況はただいま申し上げたような次第でございますので、何とぞ、ひとつ御救済の手を差し伸べていただきたい、このように切望しております次第でございます。

○太田淳夫君 国鉄の年金の悪化の原因につきま

してはいろいろありますけれども、その主たる原因を何に求めるかは立場によつてこれは異なってくると思うんです。政府は、主として国鉄共済が小単位であることと給付水準に見合った負担が行われていなかったことを挙げておられますけれども、私はそれを主たる原因とするのは非常に酷ではないかと思ひます。国の雇用政策としての国鉄への大量採用がありまして、及び昨今の合理化あるいはいま挙げられました大幅な輸送構造の変化、常に他共済より高い保険料率の負担等は、これは国鉄年金を考える上で決して見逃すことのできない問題じゃないかと思ひます。公営共済法は国鉄とともに電電、専売にも適用されてお

りますけれども、国鉄の年金のみ二公社と分離して給付水準を下げることは現実問題として許されるわけはないと思ひます。受給者から見れば電電、専売と同一の給付を受けているにすぎないわけでございます。共済年金は社会保険制度ですから保険料で賄うべきであるという原則のみを強調する政府の答弁というのは、実態を無視したこれはたまたま答弁じゃないかと思ひます。私は、国鉄年金悪化の一端は政府にもあることをこの際率直に認めて、その上でできることとできないことを明確にして財政調整等をお願いするのが筋じゃないかと思ひます。そういう点で、国鉄年金悪化に対する国の責任について大蔵大臣の率直な所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 国鉄共済そのものの問題につきましては、いまお答えがあつております。政府自体として考えてみましても、確かにちやうど私どもの年配が一番その多い対象になったわけでありまして、当時、雇用政策としてそれなりに大きな意義を果たされたと思ひます。それがちやうどいま私ども要するに退職年齢に達しておるわけでありまして、したがって、そういうことが一つの要因になつておるともわかつて、基本的には大体、これは一企業の年金保険集団で運営してきたために産業構造の変化に適切に対応し得なかったということが主因であつ

て、そうしてこの問題は国鉄のみならずわが国の公的年金制度がそれぞれ抱えている問題であると思ひます。

国鉄そのものの年金制度を別として、包含した問題としましては、私は確かにそれなりの意義を果たしてこられたし、たしか昭和三十九年ぐらゐまで——ちやうど三十九年に佐藤内閣ができました、私、内閣官房副長官にそのときになりました、国鉄出身の人が総理大臣になつたら途端に赤字になりましたという話を、これは思ひ出話として持つておるわけです。その後、産業構造の変化にどう対応していくかということに対しては、国鉄そのものの私はそれなりの努力はあつたと思ひます。それに対しては、前からいろいろ考えましたものの、それに対応する言つてみればタイミングがおくれたのではないかと云われれば、私はその指摘はこれは決して国鉄労使だけに負わすべきものでもなく、政府全体としてもその責任は背負うべきものであるという姿勢に立つて、労使双方のやり方が悪かつただけを追及するような考えは全くございません。

○太田淳夫君 それで、従来からこれは各方面からも指摘されているわけですが、この国鉄共済年金につきましては、国の社会保険の代行部分、あるいは国の戦後処理政策の代行部分、こういう部分については国の財源負担を検討すべきである、そのように言われておりますし、私もそのように思ひます。特に、軍人及び満鉄等の外国特殊法人等の期間に対する長期給付額に相当する部分につきましては、これは元来国が財源措置をすべき性格のものでありますから、これは何らかの措置を要望したい。また、その財源措置を行ったとしても決して国鉄年金だけに對するこれは特別な助成とは言えない、このように思ひます。年金問題を国鉄再建の柱格としないために、その点について大蔵大臣はどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(保田博君) 社会保障制度の分野におきまする国庫負担のあり方については、立場によ

り人によりさまざまな御意見があることは先生御承知おきのとおりでございますが、実は昭和三十七年に社会保障制度審議会が総理大臣に答申・勸告を出しておられます。そこで審議会としての御意見をちょうだいしておるわけでございます。

社会保障制度の分野におきます国庫、結局租税財源の配分のすべき第一は、貧困階層に対する公的扶助が最優先である。平たく言いますと生活保護階層に対する補助がこれが第一だと、こういうことであります。その次が、低所得階層に対する社会福祉対策、最貧階層ではないですけれども、自分たちだけではなかなか健康で文化的な生活を営むことができない階層に対する福祉施策がその第二のグループである。それから第三に、そういう対象が特定の階層に限定されるわけではありせんけれども、事業の性格からして租税をもつてしか賄うことができない公衆衛生の分野、これが第三である。現在、問題になっております年金制度は、医療保険制度ともいわずに社会保険で必要財源を基本的に賄っていくべきである、こういうふうな御答申をいただいているわけでございます。

その基本的な考え方は何かと申しますと、こういう最貧階層ではない、その上のいわゆる低所得階層ではない、そういうグループの方々というのは、本来自力で通常の生活を営める一所得階層であるわけでありまして、それらの方々が病気にかかるとか、あるいは年をとりまして現役を引退し、稼働能力がなくなった場合に必要所得保障をどうするかという年金制度の問題が起きた場合に、そういうような、保険制度で言えは事故といったような場合に備えて相互扶助の精神に基づき社会的集団的な方法で対処する、これが社会保険制度である、こういうふうな考えでおられるようでございます。したがって、一般的な所得階層の社会保険制度に対する国庫の負担というのは、最貧階層とかあるいは低所得階層に対する施策のように国費あるいは公費を財源とするよりも、目的税的な保険料を提出していただくことによつて

その財源を賄うことが原則である、こういうふうな基本的な考え方に基づいておられるようでございます。

われわれも、そういうお考えも大変尊重するといつかうございまして、実は財政運営に当たっておるわけでございまして、社会保障、社会保険、年金の分野におきます国庫負担というのはそういう意味で非常に限定的に考えるべきである。ただ、その年金制度を最低限維持することのできないような方々に対するいわば限定的な補助制度ということがやはり一つの考え方としてはあるのではないかと、こういうふうな考えでおるわけであります。

○太田淳夫君 社会保障制度審議会の答申については同僚の委員からいろいろと質疑が行われてきました。やはりこの答申にありまうように、今回の諮問を公的年金制度の再編統合の第一段階として位置づけることについてはまだ理解に苦しむといふこととございまして、私もそのように思いますが、やはり第一段階と云う以上は、早く全体的な将来展望というものを示す必要があると思ひます。新行革大綱では昭和五十八年度末までにその成案を得ることとしておりますけれども、そこで給付と負担問題を中心に、政府の基本的な考え方並びに現在の成案策定作業はどのような進捗状況にあるのか、それを説明してもらいたいと思ひます。

○政府委員(古賀章介君) 先生のいま御指摘になりました五十八年度末までに得るところの成案、これは現在、関係各省間で協議を進めておるところでございます。先ほども申しましたように、やはり公的年金制度の九割を占めますところの厚生年金、国民年金、船員保険、これの改革というものを五十九年に行うべく現在準備を進めておるわけでございまして、その内容が固まれば、その改革の趣旨に沿って共済年金も関係整理を行う、しかも、それは六十年までに行うということになっておりますので、厚生、国民、船員の改革案が固まりましたとき以降来年の三月までの間に成案を得ると、こういうことにならうかと思ひ

わけでございます。

○太田淳夫君 どの程度までいま進んでおりますか。

○政府委員(古賀章介君) それでは、厚生年金、国民年金等の改正案につきましてはできるだけ早く成案を得る、しかる後に関係審議会に諮問をするといふことで鋭意現在努力を重ねておるところでございます。間もなくその成案を得て、諮問をいたし、答申を得て、来年の通常国会には法案を提出すると、こういうことになるわけでございまして、厚生省案をできるだけ早くまとめた諮問をいたしたいと、こういうことで努力をいたしているところでございまして。

○太田淳夫君 なかなか五十八年度末まではむずかしいのじゃないかという話がありますけれども、その点は大丈夫ですか。

次に、この法律案に対して本会議で質疑がありましたけれども、そこでわが党の同僚議員は、福祉社会トータルプランで公表しました国民基本年金構想と政府の一元化構想との関係をただしているわけですね。私は、日本国民すべてを一つの年金制度で律する年金一元化というのは現実的ではないと思ひます。これはやろうとしてもなかなかできないことじゃないかと思ひます。実際的に行われる可能性のあるのは、これは手前みそではございせんけれども、わが党の年金構想または制度間の財政調整じゃないかと思ひますが、中曾根総理も、この年金構想に対して見直しの過程で十分検討していきたいと、このように答弁しておられますけれども、その点、われわれの提示しております年金構想及び統合一元化のあり方について、厚生省及び大蔵大臣はどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(古賀章介君) いま作業を進めておりますところの厚生年金、国民年金の改正案をつくります際の一番大きな問題の一つが、やはり公的年金制度の一元化と申しますか、その再編統合の観点に立っていかにかこの体系を整えていくかといふこととございまして。

それで、昨年七月の臨調答申におきましても、全国民を基礎とする統一制度により、基礎的年金を公平に国民に保障することを目標としながら改革を進めるといふ指摘がございまして、七月の社会保障審議会の意見書におきましても、各制度に共通する給付を導入するといふ考え方のもとに、全体として整合性のとれた制度とすることという指摘をいただいております。これは基礎的年金を導入するといふことを述べたものであるといふふうに理解しております。基礎的年金の上に各階建て方式というものを意見書は示唆したものと、私もこの意見書を十分尊重して案をつくっておりますところでございます。

先生のいまおっしゃいました、公明党のすでに御提唱になっております年金構想、これもこういう基礎的な年金の上に上積みするといふことでございまして、そういう意味におきましては、この意見書の考え方も似通った共通の意識を持っておるというふうな考えられるわけでございまして。

○政府委員(保田博君) 年金改革構想の具体的な中身につきましては、必ずしも公明党の二階建て年金構想と一致しない部分があるいはあるかもしれませんが、基本的な部分については政府の態度といふことでございまして、ただいま厚生省当局から御答弁したとおりでございます。われわれとしても公明党の構想を念頭に置きながら、厚生省当局といかにりつばな年金改革構想をつくるかといふことについて協議を進めてまいりたいと、こういうふうな考えでございます。

○太田淳夫君 それから、この法案によつて公企体の共済法は国共済法に統合されることになるわけですが、統合法本来の趣旨は給付水準の同一化にあるわけですから、三公社職員に懲戒等による給付制限を公務員と同一にすることはこれは不適当ではないか、このように思ふわけですが、まして厚年法と公企体を統合するようになれば、もともと給付制限ないわけですから、関係政令を

定めるに当たりましては、この点特段の配慮をすべき必要があるのじゃないか、このように思いますが、その点どうですか。

○政府委員(保田博君) 現在の共済年金制度は、いわば二つの側面を持つておるわけでございませう。一つは、当然のことながら公的年金制度の一環として、老後の所得保障を行うという社会保障制度の一環としての側面でございます。と同時に、他方で公務あるいは公企体の業務の円滑公正な運営に資するという国家公務員制度または公企体制度の一環でもある、そういう側面も兼ね備えておるわけでございませう。したがって、国の行政または公企体の企業経営の円滑公正な運営に資する目的と相入れないような職員の法令違反行為、そういったようなものがあるといったことが行われてまいったわけでございまして、その基本的な態度につきましては、今回の統合法案におきまして特段の変更を予定しておるものではないでございます。

ただ、公企体職員については、従来の公企体共済法という同一の法律の適用を受けてはおりませんが、共済制度の上では各公社ともいわずに独立の長期給付、財政運営を行ってきたわけでございませうが、今回の統合法案によりまして、少なくとも本則におきましては全く同一の給付条件に基づきまして長期給付事業を行うということでございます。したがって、同一の年金制度のもとにある国家公務員ないしは公企体の職員につきましては、先ほど来申し上げましたような給付の制限といったような点につきましても、できればこれは統一できることが基本的には私は望ましいものであらうと思うわけでございませう。ただ、職場におきましては、いろいろその特殊性もございませうし、それぞれ労働慣行として、その他の慣行としていろいろの差異が行われていたということも事実でございます。これらの点につきましては、先ほど来申し上げましたような制度の目的、それから法令違反行為の態様といったようなことを考

えながら、今後国共審等におきまして御審議をいただきながら政府として検討をしてみたいと、こういうふうな考えております。

○太田淳夫君 もう一つ、ちょっと公企体共済法に統合に当たりまして配慮をしてみたい問題があるわけでございませう。この共済年金には企業年金部分が含まれておるということで、企業年金そのものを共済制度で設立することはできないんです。しかし、公企体を厚年へ移行させるなら企業年金を設立できるわけですから、そういうような組合が存在する場合には、七十年一元化までの過程においてどういう年金制度をつくっていくかというところも今後検討を加えていかなくばならぬ。たとえば五年後にそういう問題について再検討をしていくとか、そういうこともこれは必要にならうかと思うんですが、その点についての大蔵省あるいは電電公社の所見を伺いたいと思っております。

○政府委員(保田博君) 電電公社の例でございますが、公社の形態が民間に移行するといったような場合にも共済年金制度に残っていたことが職員のためにもいいのではないかと、これは先ほど来申し上げてきたわけでございませうが、その共済年金制度には、さきほどから申し上げてありますように、社会保障的な側面といわば職域年金的な側面があるということを示し上げてきたわけでございませう。公企体の職員につきましても、あるいは国共済の職員につきましても、現在の年金額、給付の水準というものは、現在の職域的な観点も加味して現在の給付水準が設定されておるといふふうに御理解をいただきたいと思うわけでございませう。

今後、公的年金制度全体の改革が進められていくわけでございませうが、基本的には、今年度中ということを目標として、厚生省を中心とした厚生年金、国民年金等の改革の具体案ができた段階で共済年金制度についての関係制度を考えなきゃいかぬということになると思っております。したがって、現在の段階で職域年金的なものをどうするか

といったことについて明確な見通ししないしは具体案を持ち合わせておるわけではございませんけれども、年金制度全体の二階建て構想あるいは三階建て構想といったものもあるかもしれません。そういうものが具体的に進んでいく段階までは少なくとも現在の職域年金的なものにさらに上積みをするということとはなかなかむずかしいことではないかと、こういうふうな考えております。それは、将来の問題としてはあるいは考えられるかもしれません。

○説明員(中原道朗君) ただいま大蔵御当局から御答弁のあったように存じておりますが、企業年金自体を企業あるいは職員の努力によってつくり上げていくということ自体はこれは可能なことではないかと思っております。ただ、それがふさわしいことであるかどうかというところを含めまして、そのときどき持つておる年金制度全体の中で考えていかなくちゃいけないことであらうかと思っております。

○太田淳夫君 国家公務員共済組合法第一条は同法の目的を定めておりますけれども、本統合法案でも実質的にその目的を継承することとしているわけですね。いずれも「相互救済を目的とする共済組合の制度」と定めておりますけれども、このように定められたのは、その給付が組合員の相互出捐を基本にして、これに国が使用主及び公経済主体としての負担を行うべきことを示していると言われております。したがって、共済組合制度の運営に当たりましてはその自主性が最大限尊重されなければならない。先ほど同僚委員から再三その点が主張されておりましたけれども、私もその点をさらに確認しておきたいと思っております。

そこで、現行の共済法はもとより、本法律案におきましてもその設置が要請されております各種機関は最大限共済組合員の意向が反映されるように運営されなければならないと、このように考えております。いろいろなところに審議会あるいは評議員会等がございますけれども、いずれもそのことが要請されるわけです。そこで、いわゆる議決

機関、これに對しましては組合員の意向を反映させるために必ず加えることにすべきだと私たちも主張したいと思っておりますが、その点、再度御答弁いただきたいと思っております。

○政府委員(保田博君) 共済組合制度は民主的に能率的に自主的に運営されるべきであるという点については全く同意見でございます。われわれとしてもその方向で十分努力をさせていただきます。共済組合制度に關しましては、各種の諮問機関でございますが、あるいは審議会、あるいは運営協議会、運営審議会といったような諸制度がございまして、組合員の意向をくみ上げる制度はすでにかなり整備されていると思っております。したがって、やはり制度はつくられた目的に沿うように民主的に自主的に運営されるように努力することが早道なのではないかと、こういうふうに考えております。

○太田淳夫君 この法律案に關しまして大蔵省に確認をしておきますけれども、私も遺憾に思っていることが一つあるわけでございませう。それは本来、財政調整運営委員会の五カ年計画で定められるような事務が大蔵試案として、あたかも財政調整運営委員会の追認を期待するかのような形でひとり歩きをしている。財調のための五カ年計画というのは、これは運営委員会が本法律案の規定に基づいて自主的に策定をして、一連の手續を経て大蔵大臣が認可すべきものであると、このように思っています。また、その間、大蔵当局等の不当な介入があつてはならない、すべて運営委員会での検討、決定に従うべきであると、このように私は思いますが、今回の場合は大蔵試案があつたかもしり歩きをしている、その点を非常に遺憾に思うわけですが、その点、どのようにお考えでしょうか。

○政府委員(保田博君) 先生御懸念の試案は、先ほど来御答弁申し上げておりますように、この統合法案を作成する段階におきまして、関係者のいろいろな御検討をいただくための参考資料とし

て、それからまた本国会におきまして御審議をいただく際の手がかりとなるものとして、大蔵省が大蔵省なりの素材を材料としてごく粗く試算をいたしたものにすぎないわけでございます。われわれがこの試算をもつて、法案成立後構成される財政調整事業運営委員会の御検討の方向を拘束するといったつもりはさらさらないわけでございまして、われわれとしては連合会初め各公企体の共済組合が将来とも健全な財政運営が行われるように、かつまた窮迫を告げております国鉄の共済組合に対しまして、しかるべき財政援助の具体的な方法が、先ほど申し上げましたような各公企体あるいは連合会の共済組合の健全性を損なわないような方向で案がでるということを期待しておるだけのことでございまして、試算の内容にこだわるものでは決してございません。

○太田淳夫君 最後に、大蔵大臣の御意見をお聞きして終わります。

○国務大臣(竹下登君) いま保田次長から申し上げましたように、大蔵省という役所、財政当局でございまして、とかく財政主導型の政策展開だということにはやり玉にも上がるわけでございませうけれども、根がみんな、顔を見ておりまして、やさしい顔もしておりますし、そして元来、予算そのものと申しましても、いわば予算編成全体は政府一体の責任で行うべきものでございまして、本委員会等では具体的な例示を含めて御提示されたというような問題につきましても十分意を体して対応すべきものである。したがって、いろいろな段階において、試算等でも私どもがお出ししますものが絶対なるものだというほどおこがましきとは思いませんので、これからもし御注文をお願いいたします。

○太田淳夫君 終わります。

○委員長(高平公友君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十九分散会

十月十四日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願(第二二二二号)(第二二二三号)(第二二二四号)(第二二二五号)(第二二二六号)(第二二二七号)
- 一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第二二七二号)(第二二七三号)(第二二七四号)(第二二七五号)
- 一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願(第二二七六号)(第二二七八号)(第二二七九号)
- 一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第二二八二号)
- 一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願(第二二八八号)(第二二八九号)
- 一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第二二九一号)
- 一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願(第二二九三三号)(第二二九四号)(第二二九五号)(第二二九七号)(第二二九八号)(第二二九九号)
- 一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第三〇〇三〇号)(第三〇〇三一号)(第三〇〇三二号)(第三〇〇三三号)(第三〇〇三四号)
- 一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願(第三〇〇五五号)(第三〇〇六六号)(第三〇〇七七号)(第三〇〇八八号)
- 一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第三一〇一〇号)(第三一〇一一号)(第三一〇一二号)(第三一〇一三三号)(第三一〇一四号)
- 一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願(第三一五五号)(第三一五六号)(第三一五七号)(第三一五八号)(第三一九九号)
- 一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願(第三二二二二号)(第三二二二三号)(第三二二二四号)(第三二二二五号)(第三二二二六号)(第三二二二七号)
- 一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願(第三二二二八号)(第三二二二九号)(第三二二三〇号)(第三二二三一号)(第三二二三二号)(第三二二三三号)(第三二二三四号)(第三二二三五号)(第三二二三六号)

- 一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第三二三七七号)(第三二三八号)(第三二三九号)(第三二四〇号)
 - 一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願(第三二四四四号)(第三二四四五号)(第三二四四六号)(第三二四四七号)(第三二四四八号)(第三二四四九号)
 - 一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第三二五〇一号)(第三二五〇二号)
 - 一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願(第三二五五七号)(第三二五五八号)
 - 一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第三二七三三号)(第三二七三四号)(第三二七三五号)
 - 一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願(第三二七六六号)(第三二七六七号)(第三二七八号)
 - 一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第三二八二二号)(第三二八二三号)(第三二八二四号)(第三二八二五号)
 - 一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願(第三二八六六号)(第三二八六七号)(第三二八八号)(第三二八九号)(第三二九〇号)
 - 一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第三二九二二号)
 - 一、軍人恩給改定に関する請願(第三二九三三号)
 - 一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願(第三二九八八号)
 - 一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第三九九九号)(第四〇〇〇号)
- 第二二二二号 昭和五十八年九月三十日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 静岡市与一右衛門新田三三三ノ一
〇六 寺尾昭 外二十四名
紹介議員 大森 昭君
- 人事院勧告凍結と連動させた年金スライドの凍結は、千九百万人といわれる年金生活者に深刻な生活苦と不安を押し付けている。また、スライド凍結を手始めに共済組合の統合を突破口として国民の年金制度の全面改悪を計画している。したがって

て、共済組合法の改悪を許すことは、昭和五十九年に予定されている厚生年金、国民年金の改悪に直接つながるものであり絶対に反対である。政府は、国鉄共済組合の財政赤字を理由にして、三公社共済組合と国家公務員共済組合を統合し、本来国の責任で処理しなければならぬ国鉄共済組合の赤字分を他の共済組合に押し付ける財政調整方式を骨子とする共済組合法の改悪案を国会に提出した。具体的には、年間約六百億円を国家公務員共済組合と日本電信電話公社共済組合、専売共済組合に負担させ、残りの六百億円を国鉄職員の掛金引上げでまかなわせようとするものであり、掛金が値上げされるだけでなく年金の額まで引き下げられるという内容の法案である。これは公務員等労働者に対しての重大な契約違反であるばかりでなく老後生活を破壊し、ただでさえ苦しい家計を圧迫することになる。我々は、このような年金改悪を絶対に許すことはできない。ついでには、よりよい制度に改善するため、次の事項について実現を図りたい。

- 一、千九百万人の公的年金受給者の生活を脅かす年金スライド凍結を行わないこと。
- 二、共済年金、厚生年金の国庫負担四分の一削減分を直ちに利子をつけて返還すること。
- 三、公的年金改悪の第一歩である行革大綱に基づく国家公務員共済組合と、三公社共済組合の統合を行わないこと。
- 1 国鉄共済組合の財政赤字は国の政策によるものであり、国の責任で対処すること。
- 2 財政赤字を理由として、国鉄職員に高額な掛金負担を押し付けられないこと。
- 3 制度の統合により、他の共済組合員に掛金負担を転嫁する財政調整を行わないとともに、年金の切下げなど制度の改悪を行わないこと。
- 四、昭和五十八年度中に、一切の年金の最低を月四万円以上に引き上げること。
- 五、軍事費の拡大をやめ、大企業本位の不公平税制を是正するなどして安定した年金制度の確立

を図ること。

第二二三号 昭和五十八年九月三十日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道茅部郡南茅部町尾札部 小森チヨ 外三十名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二四号 昭和五十八年九月三十日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 静岡市伝馬町新田一、〇三三ノ二 中村之彦 外二十四名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二三号 昭和五十八年九月三十日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 静岡市大和二ノ六ノ三八 小沢政美 外二十四名

紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二六八号 昭和五十八年九月三十日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 秋田市將軍野堰越八ノ六ノ二 筒井敏雄 外三十四名

紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二七一号 昭和五十八年十月一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道茅部郡南茅部町尾札部一、二〇六 秋本浩一 外三十四名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二七二号 昭和五十八年十月一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岡山市川入七九六ノ四一 柴田二郎 外二十八名

紹介議員 村沢 牧君

人事院は去る八月五日、内閣と国会に対して公務員給与を六・四七パーセント改定するよう勧告し、その完全実施を強く求めている。政府は、臨時かつ異例の措置として昨年の人事院勧告を凍結し、恩給・年金の改定も見送った。その結果、公務員や年金生活者の生活が悪化しただけでなく、昭和五十八年の春闘における民間賃金のおさへ込みにも連動し、国民が求める内需拡大による不況脱出への道を閉ざしている。更に、この人事院勧告凍結を突破口に、軍拡と福祉・教育の切捨政策が強まり、国民生活に悪影響を与えてきた。また、国民が切実に求めてきた大幅減税については、実施時期・規模を明言していない。このような、国民生活犠牲、大企業優遇、軍事大国化の道をひた走る政府の態度は許すことができない。政府は、昨年の人事院勧告凍結に関するILO結社の自由委員会への回答及び国会答弁で、二度と凍結を繰り返すことはしないと明言し、さきの常会では、減税、人事院勧告問題の解決にむけて議長見解が出され、政府も最大限の努力を行うことを約束した。それにもかかわらず政府は、今年の勧告の取扱について、財政事情を理由に抑制の動きを強めている。労働基本権制約のもとにおかれている公務員労働者の生活と、人事院勧告が与える国民生活への影響を考慮し、本年の人事院勧告を早期に完全実施するとともに、人事院勧告制度の趣旨に照らし、国会で適切な措置をとるべきである。ついで、人事院勧告完全実施について国会で一般職の職員の給与に関する法律の改正を早期に行い、また、年金・恩給の改定を行われた。

第二二七四号 昭和五十八年十月一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岡山県赤松郡山陽町山陽団地六ノ五ノ八ノ一 今井国男 外二十五名

紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二七五号 昭和五十八年十月一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岡山市藤田二、二六〇 村上尚文 外二十九名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二七六号 昭和五十八年十月一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 秋田市外旭川在家一七ノ二 山川誠 外三十四名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二八一号 昭和五十八年十月三日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府南区瓦屋町二ノ七ノ二 大下寛躬 外八十九名

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二八二号 昭和五十八年十月三日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岡山県井原市七日市町七六三ノ一 関戸康正 外二十八名

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二八八号 昭和五十八年十月三日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 静岡県藤枝市本町一ノ八ノ三七 石田紀久雄 外二十四名

紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二八九号 昭和五十八年十月三日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 大阪府豊中市北緑丘二ノ一ノ二五 一〇九 油谷豊 外六十一名

紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二九一号 昭和五十八年十月三日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岡山県倉敷市連島町亀島新田 中村定雄 外十九名

紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二九三号 昭和五十八年十月三日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府堺市東浅香山町一丁三七ノ三ノ四五 阪中順子 外七十八名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二九四号 昭和五十八年十月三日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 秋田市大町二ノ五ノ二六 田口善一 外三十四名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二九五号 昭和五十八年十月三日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(一通)

請願者 静岡市中田三ノ七ノ三三 杉山肇 外七百六十一名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二九七号 昭和五十八年十月四日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府八尾市南木の本六ノ五二

紹介議員 榎井秀夫 外百名

紹介議員 榎井秀夫 榎井秀夫

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二九八号 昭和五十八年十月四日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 静岡県清水市青葉町七ノ一三 山

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二九九号 昭和五十八年十月四日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 大阪府平野区長吉六反三ノ二ノ

一五 森幸子 外七十六名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三〇〇号 昭和五十八年十月四日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岡山市東区三三四 山本近信 外

二十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三〇一号 昭和五十八年十月四日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岡山市大和町一ノ一二ノ五 青山

秀幸 外十九名

紹介議員 久保田真田君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三〇二号 昭和五十八年十月四日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岡山市福富中二ノ二ノ四 大塚尚

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三〇三号 昭和五十八年十月四日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県鳥羽市小浜町広畑 齊藤修

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三〇四号 昭和五十八年十月四日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岡山県邑久郡長船町服部五ノ一

小山月緒 外二十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三〇五号 昭和五十八年十月四日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府吹田市南吹田五ノ一〇ノ二

七 木下光治 外七十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三〇六号 昭和五十八年十月四日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪市東住吉区山坂五ノ一五ノ八

中村昇一 外三十四名

紹介議員 久保田真田君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三〇七号 昭和五十八年十月四日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府松原市天美南五ノ一六ノ三

北村治彦 外九十四名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三〇八号 昭和五十八年十月四日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府堺市毛穴町四一八 島田敏

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三一〇号 昭和五十八年十月四日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岡山県倉敷市亀山四一五 平松章

弘 外十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三一一号 昭和五十八年十月四日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岡山市光津二〇六ノ二 岡本定和

外十八名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三一二号 昭和五十八年十月四日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岡山県笠岡市笠岡二、九七二ノ三

斎藤裕 外二十九名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三一三号 昭和五十八年十月四日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岡山市中原四〇五 佐藤寛之 外

二十八名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三一四号 昭和五十八年十月四日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岡山県備前市伊部五九七 新井和

夫 外二十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三一五号 昭和五十八年十月四日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府城東区東中浜二ノ四ノ二ノ

一〇二 榎井友則 外八十四名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三一六号 昭和五十八年十月四日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 大阪府八尾市植松町五ノ八ノ二九

栗山茂 外四十四名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三一七号 昭和五十八年十月四日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 静岡県焼津市一色七一四ノ五 高

浜辰之 外五十八名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三一八号 昭和五十八年十月四日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 大阪府堺市野尻町三三三ノCノ一

六ノ三〇八 西野容子 外七十五

名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三一九号 昭和五十八年十月四日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

請願者 静岡県清水市船越南町七九五ノ一

紹介議員 山本修 外八十四名

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三三二号 昭和五十八年十月四日受理

共済年金制度改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府八尾市八尾木東三ノ三八

中本已知夫 外六百九十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第三三三三号 昭和五十八年十月四日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岡山市津島西坂一ノ二ノ三〇 大

森健三 外二十六名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三三五五号 昭和五十八年十月五日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岡山県吉備郡真備町市場四、七五

五 高槻健 外二十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三三七七号 昭和五十八年十月五日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岡山県児島郡瀬崎町彦崎二、八三

九ノ一 中川康雄 外二十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三三八八号 昭和五十八年十月五日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 秋田市土崎港中央五ノ八ノ二五

佐藤久志 外三十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三三三二号 昭和五十八年十月五日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府藤井寺市津堂二ノ一ノ一四

内本英馬 外五十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三三三三三号 昭和五十八年十月五日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 鹿児島県揖保郡瀬戸町上別府一、

五五三 下野久 外六十四名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三三四四号 昭和五十八年十月五日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東三ノ一

六ノ一五 三原和敏 外三十四名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三三五五号 昭和五十八年十月五日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)

請願者 大阪府東淀川区菅原 加治正勝

外百四名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三三六六号 昭和五十八年十月五日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)

請願者 北海道虻田郡倶知安町八幡四二四

林文太郎 外百四十八名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三三七七号 昭和五十八年十月五日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岡山県倉敷市中庄三、五七四ノ八

六 穴戸敏広 外十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三三八八号 昭和五十八年十月五日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岡山市浅川五二〇ノ六 藤田美智

子 外十三名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三三九九号 昭和五十八年十月五日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岡山市西大寺上二ノ四ノ八三 河

合保生 外二十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三四〇〇号 昭和五十八年十月五日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岡山市庭瀬八八五ノ四 森元健二

外二十八名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三四五五号 昭和五十八年十月五日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(五通)

請願者 大阪市西淀川区大和田二ノ五ノ三

一 曾我部薫 外百九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三四六六号 昭和五十八年十月五日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)

請願者 鹿児島県鹿屋市大浦町一、四六

四ノ二 川原利行 外百三名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三四七七号 昭和五十八年十月五日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道赤平市幸町一ノ三九 太田

博美 外三十四名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三四八八号 昭和五十八年十月五日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)

請願者 大阪府南河内郡美原町さつき野西

一ノ二ノ一七 渡辺士郎 外百

六名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三四九九号 昭和五十八年十月五日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道中川郡池田町旭町四三 吉

川利哉 外二十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三五〇〇号 昭和五十八年十月五日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岡山県高梁市和田町三、九四五

新屋教子 外二十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三五一〇号 昭和五十八年十月五日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岡山市玉柏二〇四 小川聡子 外

二十九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第三五七号 昭和五十八年十月六日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 静岡三島市美奈台一ノ六ノ三三

伊藤善文 外二十四名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三五八号 昭和五十八年十月六日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府八尾市東弓削一四九ノ三一

天野才一 外六十四名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三七三号 昭和五十八年十月六日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岡山県小田郡矢掛町矢掛二、三二

八ノ一 佃幸男 外三十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第三七四号 昭和五十八年十月六日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県熊野市有馬町二四ノ二二

榎本明生 外百三十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第三七五号 昭和五十八年十月六日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岡山市西市五九三ノ一 藤原忠昭

外二十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第三七六号 昭和五十八年十月六日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪市住吉区上住吉一ノ七 澤田

初雄 外七十七名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三七七号 昭和五十八年十月六日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府城東区諏訪一ノ六ノ六 里

村実 外三十五名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三七八号 昭和五十八年十月六日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 大阪府松原市天美南五ノ二〇ノ一

一 西尾隆一 外五十七名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三八二号 昭和五十八年十月六日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(三通)

請願者 北海道函館市田家町一六ノ四ノ四

三五 渡辺洋志 外三十八名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第三八三号 昭和五十八年十月六日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 三重県熊野市井戸町一、三五〇

森本慶治 外百三十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第三八四号 昭和五十八年十月六日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岡山県備前市新庄一、三七四 石

原和明 外十七名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第三八五号 昭和五十八年十月六日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岡山市矢坂本町六ノ六 安井一夫

外二十七名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第三八六号 昭和五十八年十月六日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県豊橋市王ヶ崎町宮脇二七ノ

三 加藤弘 外三十四名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三八七号 昭和五十八年十月六日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 大阪府枚方市村野本町九ノ二二

石井義雄 外八十四名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三八八号 昭和五十八年十月六日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府堺市東浅香山町三丁一〇四

ノ二六五 武村重信 外二十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三八九号 昭和五十八年十月六日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道中川郡池田町大通一〇ノ七

前川均 外百十二名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三九〇号 昭和五十八年十月六日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(五通)

請願者 静岡県沼津市馬場四七六 山本正

美 外百四十名

紹介議員 青木 薪次君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三九一号 昭和五十八年十月六日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岡山市大窪四一八ノ三 片山綾子

外十九名

紹介議員 青木 薪次君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三九二号 昭和五十八年十月六日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(一通)

請願者 三重県南牟婁郡御浜町神木 古根

川静香 外百二十四名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第三九三号 昭和五十八年十月六日受理

軍人恩給改定に関する請願

請願者 東京都新宿区西早稲田三ノ二七ノ

一二 高橋敏夫

紹介議員 土屋 義彦君

一、中支那方面の軍人恩給戦時加算につき、昭和

十六年五月一日より終戦までの、おおむね東経

百十六度の省、県以西地区を戦務甲に改定する

こと。

二、恩給受給年限に満たない者で、一箇月以上の

軍歴を有する旧軍人軍属には、戦時加算を加え

た軍歴年数を国民年金あるいは厚生年金受給対

象年限に合算すること。

理由

(一)軍人恩給の戦時加算のランクは激戦の程度によつて実在職一箇月につき三箇月加算の戦地勤務甲と実在職一箇月につき二箇月加算の擾乱地及び

戦地勤務乙に決定されるが、激戦の程度は戦闘参加人数に対する戦死、負傷者数の比率をバロメーターとすべきである。なお、満州、朝鮮は時期と場所による生命の危険程度により四ランクに、台湾は三ランクに区分されている。一方、中支那派遣軍人の恩給は、昭和十二年七月七日から昭和十六年四月三十日まででは戦務甲であるが、昭和十六年五月一日から終戦までは第一線部隊が、おおよそ東経百十六度以西地区で激戦を続け戦死者も多かったにもかかわらず、戦務乙扱いである。戦死者数を基準に戦務甲の満州、北朝鮮地区と比較すれば中支那第一線の昭和十六年五月一日以降終戦までの期間は当然戦務甲になるはずであり、戦務甲の香港、九竜半島と比較すれば昭和十八年一月から終戦までは戦務甲になるはずである。恩給はいずれも実戦の数倍期間が戦務甲となっており、香港方面部隊では実戦の十三倍の期間が戦務甲であることを考えれば、六箇月にわたった湘桂作戦が武攻特に抜群であつた中支那第一線部隊は六年半すなわち昭和十六年五月一日以降終戦までの期間が戦務甲となつてなお余る。(二)一枚の令状で、恩給受給者と大きな隔たりがある。公務員は、その在職年に軍歴年限(実役に戦時加算をプラスした年限)を合算した年限が四十年に達するまでを対象に年金を受給している。一方、民間には、公務員よりはるかに低額ではあるが、国民年金あるいは厚生年金を三十五年までを対象に受給の制度がある。よつて、軍人恩給の不合理加算率を見直した後、恩給未到達者に対しては、中支那関係に限らず、全員に、官民五箇年間の受給対象年限の格差は別として、公務員と同じ方式で軍歴年限を国民年金あるいは厚生年金に組み入れて官民格差を縮小すべきである。

(資料添付)

第三九八号 昭和五十八年十月六日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 鹿児島県西之表市西之表七、一三三
五 桑山都郎 外六十八名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三九九号 昭和五十八年十月六日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県熊野市新鹿町一、〇六二ノ
二 喜田庫三郎 外百三十五名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四〇〇号 昭和五十八年十月六日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 東京都青梅市東青梅五ノ一七ノ七
坂本清 外百三十七名
紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

十月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第四〇二号)(第四〇三号)(第四〇四号)(第四
四〇五号)(第四〇六号)(第四〇七号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第四
〇八号)(第四〇九号)(第四一〇号)(第四一
一號)

一、共済年金制度改悪反対に関する請願(第四
一三三號)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第四一四号)(第四一五号)(第四一六号)(第
四一七号)(第四一八号)(第四一九号)(第四二
〇号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第四
二二一號)(第四二二號)(第四二三號)(第四二
四號)(第四二五號)(第四二六號)(第四二七號)
(第四二八號)(第四二九號)(第四三〇號)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願

(第四三一號)(第四三二號)(第四三三號)(第
四三四號)(第四三五號)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第四
三七七號)

一、旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊
機関指定に関する請願(第四三八號)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第四四〇号)(第四四一號)(第四四二號)(第
四四三號)(第四四四號)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第四
四五五號)(第四四六號)(第四四七號)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第四四八號)(第四四九號)

一、旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊
機関指定に関する請願(第四五〇號)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第四五二號)(第四五三號)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第四五
四號)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第四
五六一號)(第四六二號)(第四六三號)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第四六四號)(第四六五號)(第四六六號)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第四
六六八號)(第四六九號)(第四七〇號)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第四七一號)(第四七二號)(第四七三號)(第
四七四號)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第四
七五五號)

一、旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊
機関指定に関する請願(第四七七號)(第四七
八號)

一、軍人恩給改定に関する請願(第四七九號)
(第四八〇號)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第四八一號)(第四八二號)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第四
八三三號)(第四八四號)(第四八五號)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第四八六號)(第四八七號)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第四
八八八號)(第四八九號)(第四九〇號)(第四
九〇一號)(第四九二號)(第四九三號)(第四
九四號)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第四九五號)(第四九六號)(第四九七號)(第
四九八號)(第四九九號)(第五〇〇號)(第五
〇一號)(第五〇二號)(第五〇三號)(第五〇四
號)(第五〇五號)(第五〇六號)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第五
〇七號)(第五〇八號)(第五〇九號)(第五一
〇號)(第五一一號)(第五一二號)(第五一三號)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第五一五號)(第五一六號)(第五一七號)(第
五一八號)(第五一九號)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第五
二〇二號)(第五二二號)(第五二三號)(第五
二四號)

(第五二五号)

第四〇二号 昭和五十八年十月七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 大阪府吹田市南金田一丁目 石黒
文雄 外百二十九名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四〇三号 昭和五十八年十月七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 大阪府松原市別所町三ノ九ノ八
石田孝夫 外三十九名

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四〇四号 昭和五十八年十月七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 大阪府住之江区東加賀屋一ノ一三
ノ三 好井信彦 外二十四名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四〇五号 昭和五十八年十月七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 山形県天童市塚野目甲二七七
片桐まさ子 外三十九名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四〇六号 昭和五十八年十月七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 大阪府堺市東雲東町四丁二ノ六
阪井剛 外六十八名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四〇七号 昭和五十八年十月七日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(五通)
請願者 静岡県沼津市新沢田町一五ノ二二
紹介議員 滝戸智恵子 外二百五十四名

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四〇八号 昭和五十八年十月七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 岡山市大福四三五〇 佐分利
萬 外十九名

紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四〇九号 昭和五十八年十月七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 岡山市西崎二ノ八ノ五三 三宅春
治 外百四十五名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四一〇号 昭和五十八年十月七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 長崎県諫早市栄田町八九六 北村
詩子 外六十九名

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四一一号 昭和五十八年十月七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県熊野市二木島町九七二 奥
地丈二 外六十九名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四一二号 昭和五十八年十月七日受理
共済年金制度改悪反対に関する請願
請願者 奈良市大宮町四ノ三三四ノ一 吉
良賢司 外百九十九名

紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第四一四号 昭和五十八年十月七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 愛知県豊橋市旭町七五 河合和
二 外百八十九名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四一五号 昭和五十八年十月七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 静岡県清水市港南町八ノ一九三
宅昌子 外五十四名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四一六号 昭和五十八年十月七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 岩手県宮古市八木沢一ノ二六ノ一
城内勉 外百十五名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四一七号 昭和五十八年十月七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 大阪府住吉区上住吉一ノ一、三〇
四 橋本登 外二十九名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四一八号 昭和五十八年十月七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)
請願者 大阪市此花区高見二ノ五ノ三 飛
世有子 外百三十八名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四一九号 昭和五十八年十月七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 大阪府平野区平野南一ノ八ノ四
関口忠一 外百二十六名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四二〇号 昭和五十八年十月七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)
請願者 鳥取県気高郡鹿野町中園 森山貢
外百一名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四二二号 昭和五十八年十月七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 長崎県福江市木場町七四五 多田
和宏 外百三十九名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四二三号 昭和五十八年十月七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 岡山県倉敷市児島味野二ノ二ノ六
八 荻野悦男 外十六名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四二四号 昭和五十八年十月七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 長崎県諫早市原町六六三ノ四
伊東初美 外百四十九名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四二五号 昭和五十八年十月七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(一通)
請願者 岡山市福泊四六ノ八 木村三知

外八十八名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第四二五号 昭和五十八年十月七日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(三通)

請願者 岡山市藤原光町一ノ七〇二 服部

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第四二六号 昭和五十八年十月七日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県南牟婁郡御浜町阿田和四、

四七一 奥地恵 外百三十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第四二七号 昭和五十八年十月七日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(四通)

請願者 三重県鈴鹿市十宮町二丁目 伊藤

彰 外四百十九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第四二八号 昭和五十八年十月七日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長崎県諫早市泉町一ノ二九 小

鉢和明 外六十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第四二九号 昭和五十八年十月七日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県熊野市五郷町寺谷 徳田克

己 外百十八名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第四三〇号 昭和五十八年十月七日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長崎県大村市池田二ノ三〇八ノ一

柳原亀作 外千三百九十九名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第四三一号 昭和五十八年十月七日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岩手県一関市三関神田二〇ノ一

河田周 外千九百九十九名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四三二号 昭和五十八年十月七日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 秋田市八橋三和町八ノ二一 樽川

隆子 外二百六十六名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四三三号 昭和五十八年十月七日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 鹿児島県肝属郡高山町前田八五二

近藤津代志 外三十四名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四三三二号 昭和五十八年十月七日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 大阪府福島区福島二ノ二ノ四ノ

一、〇〇五 赤松忠男 外六十四

名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四三六号 昭和五十八年十月七日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 鳥取市美奈野三ノ二二一 長石良

則 外七十七名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四三七号 昭和五十八年十月七日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岡山県津山市西新町六六 水野正

一 外十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第四三八号 昭和五十八年十月七日受理

旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指

定に関する請願

請願者 神戸市東灘区住吉宮町六ノ一六ノ

三一 本田昌孝

紹介議員 中西 一郎君

旧満州棉花協会、旧華北棉産改進会(旧棉花増産

実行委員会を含む)及び旧華中棉産改進会を恩給

法の外国特殊機関に指定されたい。

理由

旧満州棉花協会、旧華北棉産改進会及び旧華中棉

産改進会(以下本会という)は、戦時下において、

我が国の必需資源である棉花確保のため、日中政

府合意のもとに中国の棉花行政の代行機関とし

て満州、華北及び華中(以下中国という)にそれ

ぞれ設立された。本会は、純公益団体として常時

綿作農民と接し、主として優良種子の生産と配付

及び栽培技術の現地指導、棉花改良及び増産に関

する試験研究、技術指導員の養成、事業推進に必

要な企画・調査等の事業を行い、役員は中国政府

の要人を主とし日本側はこれを助ける形がとら

れ、日系上級職員も、農林省、大学等から推薦を

受け招へい又は出向の形式がとられた。また、経

費は中国政府資金を基とし、日本政府資金はほぼ

同額負担であつた。そして戦時下にあつて農業開

発の平和部隊として、職務上治安不十分な農村地

帯にもかかわらず綿農指導の任務を遂行したため

犠牲者も少なくはなかつたが、その結果中国の棉花

改良及び増産とその確保に画期的な役割を果たし

た。本会職員は、在外期間が恩給年数に計算され

ないため、不利益は大きく、恩給年数に達しない

者もある。そのため、昭和五十四年の第八十九回

国会以降毎国会請願を続けてきた。その結果、第

九十三回国会において参議院で、第九十四回国会

以後は衆参両院で採択されている。更に、昭和五

十六年四月、恩給法等の一部を改正する法律案に

関して「外国特殊機関の未指定分の件について速

やかに再検討を加え適切な措置を講ずること」と

の附帯決議がなされた。(資料添付)

第四四〇号 昭和五十八年十月七日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 鳥取県倉吉市沢谷一二七 野島京

子 外七十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四四一号 昭和五十八年十月八日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)

請願者 岩手県北上市川岸五ノ一ノ四七

紺野昭二 外六十名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四四二号 昭和五十八年十月八日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 鹿児島県西之表市西之表七、一七

三ノ二 榎本隆 外三十五名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四四三号 昭和五十八年十月八日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 山形市松山二ノ一〇ノ二三 坂本トシ 外二十五名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四四四号 昭和五十八年十月八日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岩手県水沢市花園町二ノ五ノ二 遠藤昭治 外二十四名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四四五号 昭和五十八年十月八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長崎県諫早市堂崎町三ノ二ノBノ三ノ三〇三 吉田明弘 外四十七名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四四六号 昭和五十八年十月八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡香焼町一、二九五 河野直美 外七十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四四七号 昭和五十八年十月八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県熊野市神川町神上 下田美穂 外百三十六名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四四八号 昭和五十八年十月八日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 秋田市新屋朝日町九ノ三 本間佑

子 外五十九名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四四九号 昭和五十八年十月八日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府東大阪市池島町三ノ一三ノ一六 山口泰弘 外百六十二名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四五〇号 昭和五十八年十月八日受理

旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願

請願者 福島県会津若松市神指町黒川橋本 甲一、三五四 大竹富次

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

第四五二号 昭和五十八年十月十一日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岩手県江刺市米里町一五ノ一 荒井清喜 外二十四名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四五三号 昭和五十八年十月十一日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 鳥取県倉吉市大原一九〇 山崎昌徳 外八十名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四五五号 昭和五十八年十月十一日受理

人事院勧告の実施に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一 福島市議会 内 島貫義衛

紹介議員 村田 秀三君

人事院は昭和五十八年八月五日内閣と国会に対し、公務員給与を平均六・四七パーセント引き上げるよう勧告し、その実施を強く求めた。昭和五十七年の人事院勧告は、臨時かつ異例の措置として凍結され、恩給や年金の改定も見送られた。政府は昨年の人事院勧告凍結に関するILO結社の自由委員会への回答及び国会での答弁において、二度と凍結を繰り返すことはしないと明言してきたし、さきの常会では、人事院勧告問題の解決にむけて議長見解が出され、政府も最大限の努力を行うことを約束した。それにもかかわらず今年の勧告の取扱いについて、また財政事情を理由に公務員の賃金を抑制しようとしている。ついでには、本年の人事院勧告を速やかに実施されたい。

第四六一号 昭和五十八年十月十一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県熊野市南母町三六四 辻至 外百三十名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四六二号 昭和五十八年十月十一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県南牟婁郡御浜町志原 山田さとみ 外六十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四六三号 昭和五十八年十月十一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡琴海町長浦二、五七〇ノ一九 濱崎富美子 外六十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四六四号 昭和五十八年十月十一日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 鹿児島県肝属郡高山町新富二二八 中野康子 外六十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四六五号 昭和五十八年十月十一日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 鳥取県倉吉市大立 大田茂 外七十一名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四六六号 昭和五十八年十月十一日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 山形市城南町一ノ一ノ七 金子久美子 外三十四名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四六八号 昭和五十八年十月十一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県一志郡熊野町天花寺五〇六 加藤道雄 外百二十九名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四六九号 昭和五十八年十月十一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県松阪市東黒部町五八三ノ二 川村幸男 外百六十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四七〇号 昭和五十八年十月十一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 三重県熊野市飛鳥町大又二五〇 太田紀子 外七十八名

紹介議員 丸谷金保君
この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第四七二号 昭和五十八年十月十一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 山形市大手町一〇ノ三 加藤永史
外五十九名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四七二号 昭和五十八年十月十一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 広島県世羅郡世羅町津口六八六ノ
一 仁井亘 外百三十四名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四七三号 昭和五十八年十月十一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 岩手県江刺市男石三ノ一ノ二〇
菅野欣一 外二百七十六名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四七四号 昭和五十八年十月十一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 鹿児島県薩摩郡東郷町斧淵一、〇
六七ノ一 中村清人 外百五十六名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四七五号 昭和五十八年十月十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県多気郡多気町相可五九〇ノ
一 西村文子 外九十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四七六号 昭和五十八年十月十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県多気郡多気町相可五九〇ノ
一 西村文子 外九十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第四七七号 昭和五十八年十月十一日受理
旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願
請願者 東京都日野市西平山一ノ二ノ五
田中勇
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

第四七八号 昭和五十八年十月十一日受理
旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願
請願者 神戸市垂水区舞子台二ノ八ノAノ
一〇四 山田悦
紹介議員 林 寛子君
この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

第四七九号 昭和五十八年十月十一日受理
軍人恩給改定に関する請願(七通)
請願者 新潟市西堀前通十番町一、六四八
大橋泰蔵 外二百五十一名
紹介議員 長谷川 信君
この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第四八〇号 昭和五十八年十月十一日受理
軍人恩給改定に関する請願(二十九通)
請願者 新潟市小針藤山一七ノ一八 小林
一郎 外百八十四名
紹介議員 吉川 芳男君
この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第四八一号 昭和五十八年十月十一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)
請願者 広島県豊田郡本郷町船木二、一八
三 香川敏子 外百四名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第四八二号 昭和五十八年十月十一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 鳥取県倉吉市東蔵城町二九二ノ三
山田広明 外三十七名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四八三号 昭和五十八年十月十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県一志郡一志町田尻五八八ノ
七 奥田千恵子 外六十九名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四八四号 昭和五十八年十月十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(三通)
請願者 三重県松阪市五反田町五ノ一、〇
七八ノ七 金子真紀子 外百七十九名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四八五号 昭和五十八年十月十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 岡山市下伊福西町二ノ一七 井上
詔子 外二十九名
紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四八六号 昭和五十八年十月十一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 大阪府住之江区新北島八ノ二ノ一
三 中田慶三 外百六十五名
紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四八七号 昭和五十八年十月十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 鳥取県倉吉市東蔵城町二九二ノ三
山田広明 外三十七名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四八八号 昭和五十八年十月十一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 鳥取県倉吉市東蔵城町二九二ノ三
山田広明 外三十七名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四八九号 昭和五十八年十月十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)
請願者 三重県一志郡嬉野町宮古九四三
脇田弘 外百八十六名
紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四九〇号 昭和五十八年十月十二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県熊野市有馬町五、三八九
岡本洋子 外六十八名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四九二号 昭和五十八年十月十二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 広島県呉市広町中開二八 牟田
洋一 外七十名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四九三号 昭和五十八年十月十二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県久居市森町九七八 中谷則
子 外五十九名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四九四号 昭和五十八年十月十二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)
請願者 三重県津市半田一、六六〇 深見
三三

第四九四号 昭和五十八年十月十二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)
請願者 三重県津市半田一、六六〇 深見
三三

紹介議員 充弘 外百十九名
村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四九五号 昭和五十八年十月十二日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岩手県和賀郡和賀町長沼六ノ三四
高橋洋子 外七十一名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四九六号 昭和五十八年十月十二日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岩手県北上市上野町五ノ二四ノ二
三 菅原和博 外三十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四九七号 昭和五十八年十月十二日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岩手県江刺市伊手荒谷一八 佐
藤伸一 外三十八名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四九八号 昭和五十八年十月十二日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(六通)

請願者 岩手県水沢市真城中道四二ノ三
高橋和子 外百七十一名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四九九号 昭和五十八年十月十二日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府東大阪市吉田島之内四〇
佐々木栄人 外三十三名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五〇〇号 昭和五十八年十月十二日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県半田市東郷町二ノ一二
杉江功 外三十四名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五〇一号 昭和五十八年十月十二日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岩手県宮古市西町二ノ五ノ二五
中洞悟 外三十二名

紹介議員 久保田真由君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五〇二号 昭和五十八年十月十二日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岩手県北上市若宮町二ノ九ノ一七
高橋秀明 外五十三名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五〇三号 昭和五十八年十月十二日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 広島県豊田郡安浦町原畑一八八ノ
三 平井博夫 外六十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五〇四号 昭和五十八年十月十二日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 静岡県浜松市白鳥町八四一ノ二
内藤峰子 外五十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五〇五号 昭和五十八年十月十二日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)

請願者 鳥取県気高郡気高町下坂本一、〇
三〇ノ一二 渡辺忠直 外百二十
名

紹介議員 安恒 良二君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五〇六号 昭和五十八年十月十二日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岩手県宮古市港町三ノ九 千崎啓
二 外四百十六名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五〇七号 昭和五十八年十月十二日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県熊野市有馬町山崎 更谷と
ら 外三百十六名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五〇八号 昭和五十八年十月十二日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長崎市中里町四九五ノ四 伊藤勘
四郎 外三十八名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五〇九号 昭和五十八年十月十二日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県松阪市川井町五八一ノ一四
柴田幸雄 外四十九名

紹介議員 久保田真由君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五一〇号 昭和五十八年十月十二日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(三通)

請願者 三重県熊野市木本町七二六ノ二九

大西由美 外百八十六名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五一一号 昭和五十八年十月十二日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県津市高野尾町一、四一九
田中保 外六十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五一二号 昭和五十八年十月十二日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県熊野市井戸町七五四ノ七
熊谷嘉雄 外七十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五一三号 昭和五十八年十月十二日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 三重県南牟婁郡紀宝町井田 南享
外六十九名

紹介議員 安恒 良二君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五一五号 昭和五十八年十月十二日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 島根県松江市大垣町一、〇八七ノ
二 奥原繁樹 外六十九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五一六号 昭和五十八年十月十二日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 島根県簸川郡大社町入南九七六ノ
四 馬庭修 外九十八名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五一七号 昭和五十八年十月十二日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岩手県江刺市玉里青條一三二 及

川茂登子 外七十二名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五一八号 昭和五十八年十月十二日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)

請願者 広島県豊田郡大崎町中野四、六一

〇ノ三一 吉本清隆 外百名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五一九号 昭和五十八年十月十二日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岩手県江刺市米里仏領二五ノ二

佐賀優子 外四十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五二〇号 昭和五十八年十月十二日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県熊野市木本町七一六ノ一

岡佐貴代 外八十九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五二二号 昭和五十八年十月十二日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県松阪市櫛田町二六ノ三 越

知通信 外百五十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五二三号 昭和五十八年十月十二日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 三重県一志郡美杉村下多気四三二

海住肇 外百三十九名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五二三号 昭和五十八年十月十二日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県松阪市大足町二八〇 清滝

久子 外百十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五二四号 昭和五十八年十月十二日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県松阪市光町二ノ六 西井俊

和 外四十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五二五号 昭和五十八年十月十二日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 香川県高松市花園町二ノ二ノ五

橋一吉

紹介議員 坂垣 正君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第五二七号 昭和五十八年十月十二日受理

共済年金制度改悪反対に関する請願

請願者 大阪府枚方市中宮北町一〇ノ一二

ノ五〇二 山田均 外六百九十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第五二八号 昭和五十八年十月十二日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岩手県宮古市小山田五ノ一九ノ四

佐々木昭男 外二十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五二九号 昭和五十八年十月十二日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長崎県諫早市白岩町二ノ四 本

田妙子 外二百十六名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五三〇号 昭和五十八年十月十二日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県松阪市南町一九四ノ一 中

西和子 外五十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五三三三号 昭和五十八年十月十三日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(六通)

請願者 岩手県宮古市和見町八ノ一五 藤

田清 外二百四十名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五三四号 昭和五十八年十月十三日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 島根県平田市灘分町九〇一 土江

貞行 外三十一名

紹介議員 久保田真田君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五三五号 昭和五十八年十月十三日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県名張市平尾二、五一 早

川昌行 外七十九名

紹介議員 久保田真田君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五三六号 昭和五十八年十月十三日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(四通)

請願者 長崎県諫早市泉町三〇ノ一七 田

淵安敏 外二百八十三名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五三七号 昭和五十八年十月十三日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 三重県松阪市大黒田町西林一、七

三三ノ一 鮎田幾子 外百二十九名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五三八号 昭和五十八年十月十三日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県松阪市小黒田町北田四八

ノ六 田中幸夫 外九十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五三九号 昭和五十八年十月十三日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県一志郡嬉野町中川一、〇八

五 葛西隆三 外四十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五四〇号 昭和五十八年十月十三日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県南牟婁郡御浜町阿田和四、

四七一 奥地叶子 外五十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五四二号 昭和五十八年十月十三日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 山形市東原町三ノ五ノ一七 国井
ちえ子 外七十九名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五四三号 昭和五十八年十月十三日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(一通)
請願者 島根県八束郡玉湯町林村一、五二
五 福岡昌幸 外百四名

紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五四四号 昭和五十八年十月十三日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(一通)
請願者 岩手県江刺市広瀬沢三二 平野清
子 外五十四名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五四四号 昭和五十八年十月十三日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 静岡県沼津市桃里三八九ノ二 長
橋 外二十四名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五四五号 昭和五十八年十月十三日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(一通)
請願者 岩手県宮古市崎山三ノ一五 澤田
貞雄 外百五十名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五四六号 昭和五十八年十月十三日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 鹿児島県日置郡吹上町湯之浦一、

一六〇 山之内三郎 外三十四名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五四七号 昭和五十八年十月十三日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(一通)
請願者 大阪府大正区平尾四ノ一三ノ八
市原 外二百九十二名

紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五四八号 昭和五十八年十月十三日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県一志郡嬉野町津屋城六二四
ノ一七 前川弥太郎 外百二十九
名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五四九号 昭和五十八年十月十三日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県熊野市木本町八二四 福田
三重子 外百一名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五五〇号 昭和五十八年十月十三日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県松阪市垣鼻町 森本裕子
外四十九名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五五一号 昭和五十八年十月十三日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(一通)
請願者 鳥取県東伯郡赤碕町笠津 永田喜
美子 外八十九名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

十月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第五七三号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第五
七四号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第五七六号)(第五七七号)(第五七八号)(第
五七九号)(第五八〇号)(第五八一号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第五
八二号)(第五八三号)(第五八四号)(第五八五
号)(第五八六号)(第五八七号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第五九〇号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第五
九一号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第五
九二号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第五九六号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第六〇三号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第六
〇四号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第六〇七号)(第六〇八号)

一、恩給問題等小委員会設置に関する請願(第
六一三三号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第六一四号)(第六一五号)(第六一六号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第六
一七号)(第六一八号)(第六一九号)

一、軍人恩給改定に関する請願(第六二〇号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第六二二号)(第六二三号)(第六二四号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第六
二五号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第六三二号)(第六三三号)(第六三四号)

六三四号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第六
三五号)(第六三六号)(第六三七号)(第六三八
号)

一、肢体障害者に対する国家公務員等特別採用
制度確立等に関する請願(第六四四号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第六四九号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第六
五〇号)(第六五一号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第六五二号)

一、軍人恩給改定に関する請願(第六五四号)

一、旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊
機関指定に関する請願(第六五六号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第六五七号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第六
五八号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第六六一号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第六
六二号)(第六六八号)(第六六九号)(第六七〇
号)(第六七一号)(第六七二号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第六七三号)(第六七四号)(第六七五号)(第六
六七六号)(第六七七号)(第六七八号)(第六七
九号)(第六八〇号)(第六八一号)(第六八二
号)(第六八三号)(第六八四号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第六
八五号)(第六八六号)(第六八七号)(第六八八
号)(第六八九号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第六九二号)(第六九三号)(第六九四号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第七
一六号)(第七一七号)(第七一八号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第七二三号)(第七二四号)(第七二五号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第七
二六号)(第七二七号)(第七二八号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第七三二号)(第七三三号)(第七三四号)

七二五号(第七二六号)(第七二七号)(第七二八号)(第七二九号)(第七三〇号)(第七三一
号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第七三二号)(第七三三号)(第七三四号)(第七三五号)(第七三六号)(第七三七号)(第七三八号)(第七三九号)(第七四〇号)

一、軍人恩給改定に関する請願(第七四七号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願(第七五二号)(第七五三号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第七五五号)(第七五七号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願(第七五八号)(第七五九号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第七六二号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願(第七六六号)(第七六七号)(第七六八号)(第七六九号)(第七七〇号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第七七一七号)(第七七二七号)(第七七三七号)(第七七四七号)(第七七五七号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願(第七七八三三三)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第七八四四号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第八〇一五号)(第八〇六号)(第八〇七号)(第八〇八号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願(第八一六号)

一七号)

第五七三三三 昭和五十八年十月十四日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 鳥取市秋里八八二 山本登 外七十三名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五七四四四 昭和五十八年十月十四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県熊野市神川町神上九五六 池澤みどり 外六十九名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五七六六六 昭和五十八年十月十四日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 岩手県江刺市岩谷堂御所橋二三ノ二 齊藤隆治 外三百二十九名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五七七七 昭和五十八年十月十四日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 島根県大原郡大東町大東五七七ノ二 遠藤光徳 外二十三名

紹介議員 久保田真直君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五七八八 昭和五十八年十月十四日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(八通)
請願者 鳥取県米子市尾高一、五一四ノ一 川本満治 外二百七十一名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五七九九 昭和五十八年十月十四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(第八一六号)

共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 静岡県沼津市高沢町八ノ七 稲川里江 外二十四名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五八〇〇 昭和五十八年十月十四日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 静岡県藤枝市田沼四ノ三ノ六 田中育子 外二十四名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五八一〇 昭和五十八年十月十四日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 岩手県下閉伊郡田老町乙部 佐々木義年 外八十四名

紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五八二二 昭和五十八年十月十四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県一志郡白山町川口 前川伸一 外千二百九十九名

紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五八三三 昭和五十八年十月十四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(六通)
請願者 千葉県富津市小久保二、八三六 鈴木和子 外八百二十二名

紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五八四四 昭和五十八年十月十四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 長崎市鍛冶屋町三ノ七 益永桂市 外二百三十九名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五八五五 昭和五十八年十月十四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(四通)
請願者 兵庫県西宮市上甲東園 小部彦二 外二百三十名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五八六六 昭和五十八年十月十四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県松阪市駅部田町七二四ノ七 吉田直弘 外七十九名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五八七七 昭和五十八年十月十四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県津市雲出本郷町一、七二三 西村篤史 外六十九名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五九〇〇 昭和五十八年十月十四日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 北海道函館市松陰町一七ノ一八 角館勝 外三十九名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五九一一 昭和五十八年十月十四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県伊勢市岩淵一ノ一六 松井正孝 外七十九名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五九二二 昭和五十八年十月十四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県伊勢市岩淵一ノ一六 松井正孝 外七十九名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五九五号 昭和五十八年十月十四日受理
軍人恩給改定に関する請願
請願者 新潟市寺山町四、六〇三 小野保
紹介議員 岡田 広君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第五九六号 昭和五十八年十月十四日受理
軍人恩給改定に関する請願
請願者 徳島市中昭和町一ノ三 川崎大三
紹介議員 内藤 健君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第六〇三号 昭和五十八年十月十四日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 北海道虻田郡ニセコ町本通三〇ノ一 福田房三 外二十九名

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第六〇四号 昭和五十八年十月十四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県一志郡一志町高野一六〇ノ四四八 水谷之紀 外七十九名

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第六〇七号 昭和五十八年十月十五日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 鹿児島県姶良郡霞島町田口四五 塩川貢 外三十四名

紹介議員 久保田真直君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第六〇八号 昭和五十八年十月十五日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 静岡県浜松市泉四ノ二五ノ二六 勾坂博至 外二十四名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第六一三号 昭和五十八年十月十五日受理
恩給問題等小委員会設置に関する請願
請願者 鳥取県東伯郡羽合町宇野一三〇 新井次郎 外二十三名

紹介議員 内藤 功君
在外預送金者は戦前、政治国策により外地に赴き、敗戦前後に、今後の生命綱を託す思いで外地にて預金しあるいは日本国に向けて送金した者であり、大混乱のなかを、命懸けで内地に引き揚げ、預金を頼みとして、苦しい日々を耐え忍んできた。昭和三十年ごろ、在外預送金が支払われるという事になり、多少の利息を期待していたところ、預送金額の百分の一程度の金額が支払われただけであつた。当時在外預送金者は、政治や法律には無縁、無知な状態に置かれていたので、この取扱いに對してなんの手だてもできなかったが、その後朝鮮銀行などの株主に対する措置及び第二会社設立の事実を知り、この不正義を正すため、その解決の一つの手段として、第二会社との支払交渉、訴訟等を始めた。しかし、在外預送金者の大半は、老齢化しているうえ、時効の関係で訴訟による解決の見込みが閉ざされている。衆議院においては、内閣委員会に、恩給問題等に関する小委員会が設置され、恩給や在外財産問題など、いわゆる戦後処理問題の再検討が行われているので、参議院においても内閣委員会に恩給問題等に関する小委員会を設置し、在外預送金者の問題について検討するよう要望するものである。一つとして検討するため、内閣委員会に恩給問題等に関する小委員会を設置されたい。(資料添付)

第六一四号 昭和五十八年十月十五日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(六通)

請願者 大阪府門真市柴町二ノ三〇ノ五

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第六一五号 昭和五十八年十月十五日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 広島県尾道市浦崎町二、八一九ノ二 高橋巖 外八十八名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第六一六号 昭和五十八年十月十五日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)

請願者 鳥取県東伯郡三朝町余戸 石田菊雄 外百六十八名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第六一七号 昭和五十八年十月十五日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 長崎県福江市西町三六九ノ五 田中玲子 外三百五十七名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第六一八号 昭和五十八年十月十五日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県一志郡白山町二本木二九ノ二 加藤豊 外五十九名

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第六一九号 昭和五十八年十月十五日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県一志郡一志町高野一六〇ノ六〇七 田村法男 外八十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第六二〇号 昭和五十八年十月十五日受理
軍人恩給改定に関する請願
請願者 川崎市麻生区百合丘団地七ノ二〇 三 深井寿

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第六二二号 昭和五十八年十月十七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 鹿児島県熊毛郡上屋久町宮之浦 森山文隆 外三十四名

紹介議員 久保田真直君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第六二三号 昭和五十八年十月十七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 鳥取市生山二五ノ一 井上彰久 外四十七名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第六二四号 昭和五十八年十月十七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 鹿児島県川内市平佐町二、四二二 福留隆 外三十一名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第六二五号 昭和五十八年十月十七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県一志郡美杉村奥津一三二 藤田武夫 外七十九名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第六三二号 昭和五十八年十月十七日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岩手県宮古市佐原二ノ八ノ一 菊地清記 外百十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六三三三号 昭和五十八年十月十七日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岩手県宮古市南町一ノ一八 佐々木浩司 外三十四名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六三三三三号 昭和五十八年十月十七日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪市東淀川区菅原三ノ一〇ノ五 岡本昭吉 外七十二名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六三四四号 昭和五十八年十月十七日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道稚内市大黒五ノ一ノ一ノ二 高田孝博 外三百五十五名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六三五五号 昭和五十八年十月十七日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県一志郡香良洲町三二六 倉田広巳 外百六十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六三六六号 昭和五十八年十月十七日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県一志郡白山町南家城 奥野光基 外百三十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六三七七号 昭和五十八年十月十七日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県熊野市木本町四四二 磯部ふさ子 外六十五名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六三八八号 昭和五十八年十月十七日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 京都市南区八条内田町二ノ六 中川道広 外五百七十四名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六四四四号 昭和五十八年十月十七日受理

肢体障害者に対する国家公務員等特別採用制度確立等に関する請願

請願者 愛知県豊橋市西幸町幸五二ノ四 石橋芳夫 外二百名

紹介議員 前島英三郎君

重度肢体障害者の多くは働くところもなく、在宅で、ひとりぼつちの生活をしている。そして、自分の力で働き、結婚し、社会人として生きていきたいと望んでいるが、そんな人間としての当然な望みさえ実現されないのが現状である。ついでに、国際障害者年行動計画を完全実施し、当面する問題として、次の事項について早急に実現を図られたい。

一、国家公務員・公社・公団職員、政府関係機関職員に、障害者特別採用制度をつくること。

二、国際障害者年推進本部が、昭和五十七年三月発表した障害者対策に関する長期計画を完全実施すること。

第六四九九号 昭和五十八年十月十七日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道苫小牧市日吉町一ノ六ノ二 二川村正廣 外三十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六五〇〇号 昭和五十八年十月十七日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県志摩郡大王町名田三〇一 里中典子 外七十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六五一一号 昭和五十八年十月十七日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 京都市右京区西院月双町一一一 藪本竹次郎 外二百六十三名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六五二二号 昭和五十八年十月十七日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡天王町天王長沼二六ノ八 猿田進 外百七十一名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六五四四号 昭和五十八年十月十七日受理

軍人恩給改定に関する請願

請願者 栃木県鹿沼市横山町四七八ノ一 高橋順 外二名

紹介議員 堀江 正夫君

この請願の趣旨は、第三九三三三号と同じである。

第六五五五号 昭和五十八年十月十七日受理

軍人恩給改定に関する請願

請願者 愛知県知多郡美浜町野間 伊藤義雄 雄

紹介議員 竹内 潔君

この請願の趣旨は、第三九三三三号と同じである。

第六五六六号 昭和五十八年十月十七日受理

旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願

請願者 東京都杉並区堀ノ内一ノ八ノ三ノ二二二 伊藤島五郎

紹介議員 竹内 潔君

この請願の趣旨は、第四三八八号と同じである。

第六五七七号 昭和五十八年十月十七日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 山形市城西町一ノ四ノ八 斎藤和子 外三十七名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六五八八号 昭和五十八年十月十七日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県熊野市飛鳥町神山 小倉利夫 外六十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六六一一号 昭和五十八年十月十八日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 香川県坂出市福江町一ノ一ノ九 木下昌和 外五十四名

紹介議員 久保田真直君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六六二二号 昭和五十八年十月十八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県安芸郡河芸町上野一、〇九 二野島喜美代 外七十九名

紹介議員 久保田真直君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六六八号 昭和五十八年十月十八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(四通)
請願者 長崎県南松浦郡富江町西新町 野
間田勲 外百九十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第六六九号 昭和五十八年十月十八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県久居市元町二、三六一ノ二
中橋昭子 外二百十八名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第六七〇号 昭和五十八年十月十八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(四通)
請願者 長崎県佐世保市大黒町一九ノ二
藤澤ヤエ子 外二百四十三名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第六七一号 昭和五十八年十月十八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県熊野市有馬町五、七四九ノ
二 梶家美苗 外六十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第六七二号 昭和五十八年十月十八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(七通)
請願者 広島県福山市旭町八ノ七 高橋芳
朗 外三百四十三名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第六七三号 昭和五十八年十月十八日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)
請願者 神奈川県相模原市大野台二二ノ一

紹介議員 神奈川 相模原市大野台二二ノ一

五ノ二 小田雅子 外百九名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六七四号 昭和五十八年十月十八日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 北海道登別市幌別町五ノ一一 宇
野広 外百六十八名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六七五号 昭和五十八年十月十八日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)
請願者 静岡県沼津市今沢三七ノ六 大嶋
雅彦 外六十一名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六七六号 昭和五十八年十月十八日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 鳥取県気高郡気高町新泉 浜本妙
子 外三十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六七七号 昭和五十八年十月十八日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(七通)
請願者 北海道上磯郡知内町上雷五〇ノ七
永田吉雄 外二百四十四名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六七八号 昭和五十八年十月十八日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 北海道登別市富士町一ノ五ノ二
長谷川章子 外六十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。
第六七九号 昭和五十八年十月十八日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 静岡県吉田八二ノ三 山本忠
次 外六名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六八〇号 昭和五十八年十月十八日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 北海道登別市富士町三ノ三ノ九
大崎真由美 外六十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六八一号 昭和五十八年十月十八日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 札幌市西区手稲穂二四〇 木村
卓爾 外百五十八名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六八二号 昭和五十八年十月十八日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(五通)
請願者 北海道室蘭市白鳥台二ノ八ノ四
三上省吾 外百十七名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六八三号 昭和五十八年十月十八日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 北海道岩内郡岩内町東山二二ノ一
川西政之理 外三十八名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六八四号 昭和五十八年十月十八日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 北海道余市郡余市町黒川町一、二
四八 乳井健治 外三十二名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六八五号 昭和五十八年十月十八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県一志郡嬉野町中川五〇二ノ
七二 本田好秀 外百九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六八六号 昭和五十八年十月十八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 長崎県平戸市職人町一三五 大串
トシ子 外四百四十六名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六八七号 昭和五十八年十月十八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(四通)
請願者 三重県津市山中岩田二、三三八
中村末次 外二百八十八名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六八八号 昭和五十八年十月十八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 長崎県佐世保市若葉町二ノ一七
山崎ひとみ 外六十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六八九号 昭和五十八年十月十八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県名張市平尾二、四八八 飯
田昭彦 外五十九名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第七一三号 昭和五十八年十月十九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(六通)

請願者 鹿児島県川辺郡川辺町上山田三、
二六三 君野和敏 外百七十四名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七一四号 昭和五十八年十月十九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 広島県福山市高西町川尻三、八七
六ノ五 奥本秋友 外百七十五名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七一五号 昭和五十八年十月十九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道中川郡池田町旭町四八ノ一
大本俊春 外三十二名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七一六号 昭和五十八年十月十九日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県熊野市有馬町七二〇 山川
富夫 外七十九名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七一七号 昭和五十八年十月十九日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県松阪市日丘町一、三七七ノ
一五四 平田雅章 外三百二十五
名
紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七一八号 昭和五十八年十月十九日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県志摩郡志摩町越賀三七三ノ
一 住屋綱代 外七十九名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七二三号 昭和五十八年十月十九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 秋田市山王六ノ一三ノ一九 伊藤
洋 外百三十二名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七二三号 昭和五十八年十月十九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 香川県坂出市寿町二ノ五ノ二七
宮本佐知子 外二百九名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七二四号 昭和五十八年十月十九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪市平野区長出戸七ノ三 高岡
恵 外三十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七二五号 昭和五十八年十月十九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 香川県丸亀市塩屋町一ノ七ノ二一
石川秀雄 外百名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七二六号 昭和五十八年十月十九日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 香川県三豊郡三野町吉津甲一、二
一六 芳地峰雄 外四十九名
紹介議員 久保田真直君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七二七号 昭和五十八年十月十九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 栃木県宇都宮市鶴田町三、四九三
ノ一七四 宇賀神英男 外八十四
名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七二八号 昭和五十八年十月十九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道小樽市新富町四ノ一七 品
田静江 外百十名
紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七二九号 昭和五十八年十月十九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道苫小牧市矢代町二ノ四ノ五
池田修 外三十二名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七三〇号 昭和五十八年十月十九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 北海道網走郡美幌町鳥里 橋本邦
子 外五十八名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七三二号 昭和五十八年十月十九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道紋別市緑町五丁目 澤野井

豊作 外百九名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七三三号 昭和五十八年十月十九日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長崎県佐世保市桜木町六六四 池
田稔 外二百七十九名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七三三号 昭和五十八年十月十九日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長崎県松浦市志佐町高野免六〇ノ
二 小賦和子 外五十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七三四号 昭和五十八年十月十九日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長崎県南高来郡津佐町戊一、八
八七 岩永佐代子 外三百七十九
名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七三五号 昭和五十八年十月十九日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長崎県南高来郡小浜町北野六九八
平春雄 外百三十九名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七三六号 昭和五十八年十月十九日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長崎県南高来郡小浜町雲仙四六七
松永間 外六十九名
紹介議員 久保田真直君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第七三七号 昭和五十八年十月十九日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(一通)

請願者 長崎県佐世保市折橋町四ノ一九

松浦實 外百十一名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第七三八号 昭和五十八年十月十九日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県一志郡三雲村小津一六七ノ

二四 堀壽々子 外二百十一名

紹介議員 高杉 迪忠君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第七三九号 昭和五十八年十月十九日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県津市長岡町君ケロ七二八ノ

一二 岡山均 外七十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第七四〇号 昭和五十八年十月十九日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 長崎県佐世保市瀬戸越町一、八五

八ノ二 吉田栄子 外百三十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第七四七号 昭和五十八年十月十九日受理

軍人恩給改定に関する請願

請願者 新潟市二葉町三ノ五、一六四ノ八

片山開造

紹介議員 竹内 潔君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第七五一号 昭和五十八年十月十九日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(九通)

請願者 鳥取県東伯郡大栄町島七五四 安

田知章 外二百八十五名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七五二号 昭和五十八年十月十九日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(六通)

請願者 三重県多気郡明和町上村七七三

浅井敦子 外三百八十九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七五三号 昭和五十八年十月十九日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県多気郡明和町佐田六六二

関宮高史 外六十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七五六号 昭和五十八年十月十九日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 秋田市南通亀の町一〇ノ一三 清

水和田雄 外百九十八名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七五七号 昭和五十八年十月十九日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪市東淀川区東淡路二ノ四 小

崎豊文 外三十四名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七五八号 昭和五十八年十月十九日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長崎県佐世保市比良町九ノ七 南

里正人 外六十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七五九号 昭和五十八年十月十九日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 長崎県佐世保市保立町二七五ノ三

三 後藤密子 外二百八十九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七六二号 昭和五十八年十月二十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 香川県坂出市江尻町六八四ノ九

中村万亀男 外四十九名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七六三号 昭和五十八年十月二十日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長崎県南高来郡有家町山川一、〇

五九ノ一 大石光徳 外六十九名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七六六号 昭和五十八年十月二十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 秋田市飯島美砂町六ノ五ノ二〇四

森田新一郎 外百五十六名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七六七号 昭和五十八年十月二十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道深川市七条八ノ二四 宮田

和幸 外三十二名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七六八号 昭和五十八年十月二十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市湯之根町八二 鎌田

ひとみ 外三十四名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七六九号 昭和五十八年十月二十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 静岡県清水市辻五ノ一ノ二五 小

松淳 外二十六名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七七〇号 昭和五十八年十月二十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岩手県宮古市黒森町八ノ一七 中

沢茂人 外三十三名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七七一号 昭和五十八年十月二十日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 川崎市幸区鹿島田八七 芦野勤

外百七十二名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七七二号 昭和五十八年十月二十日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県一志郡白山町川口二、三四

二 西川洋 外五百六十九名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七七三号 昭和五十八年十月二十日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長野市大豆島一、八八三ノ六 小

松岡秋 外四十八名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第七七四号 昭和五十八年十月二十日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長崎県佐世保市黒髪町六、四九一

梅田暢子 外六十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第七七五号 昭和五十八年十月二十日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県松阪市御麻生園町二五三

石橋久美子 外六百四十二名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第七八三号 昭和五十八年十月二十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(五通)

請願者 北海道虻田郡倶知安町北二条東三

丁目 上手雅文 外二百二十七名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七八四号 昭和五十八年十月二十日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(四通)

請願者 三重県久居市神原町一、八八四

山川あさ子 外二百六十一名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八〇一号 昭和五十八年十月二十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(一通)

請願者 香川県仲多度郡琴南町勝浦三三

三角正博 外九十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八〇二号 昭和五十八年十月二十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 福井県坂井郡坂井町西二〇ノ二〇

長谷川昌子 外四十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八〇三号 昭和五十八年十月二十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道函館市赤川一ノ一五ノ二八

本谷政春 外百八十三名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八〇四号 昭和五十八年十月二十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道網走郡美幌町島里二六

本美典 外四十三名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八〇五号 昭和五十八年十月二十日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長崎県佐世保市日野町二、〇五六

ノ七 中川浩子 外六十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八〇六号 昭和五十八年十月二十日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(一通)

請願者 長崎県南高来郡小浜町北木指七三

七 佐藤大介 外百三十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八〇七号 昭和五十八年十月二十日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 三重県上野市玄蕃町二四四ノ一三

西口義生 外百四十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八〇八号 昭和五十八年十月二十日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長崎県佐世保市陣の内町二二六ノ

一 田中繁 外三百二十三名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八一六号 昭和五十八年十月二十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 香川県丸亀市原田町一、七三二ノ

一 入江英俊 外九十八名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八一七号 昭和五十八年十月二十日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長崎県諫早市西郷町八三ノ六

祝 迫勝典 外百三十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

十一月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願

(第八二五号)(第八二六号)(第八二七号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第八

二八号)(第八二九号)(第八三〇号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願

(第八三六号)(第八三七号)(第八三八号)(第

八三九号)(第八四〇号)(第八四一号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第八

四二号)(第八四三号)(第八四四号)(第八四五

号)(第八四六号)(第八四七号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願

(第八六三三)(第八六四号)(第八六五号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第八

六六号)(第八六七号)(第八六八号)(第八六九

号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願

(第八八一号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第八

八二号)

一、満州国軍に服務した旧軍人等の処遇に関す

る請願(第八八七号)

一、軍人恩給改定に関する請願(第八八八号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願

(第八八九号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第八

九〇号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願

(第八九二号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第八

九三三)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願

(第八九九号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第九

九〇二号)(第九〇三三)(第九〇四号)(第

九〇五号)(第九〇六号)(第九〇七号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第九

〇八号)(第九〇九号)(第九一〇号)(第九一一

号)(第九一二号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願

(第九三〇号)(第九三三三)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第九

三三三)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願

(第九三六号)(第九三七号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第九

四二)

三八号)(第九三九号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第九四六号)(第九四七号)(第九四八号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第九
四九号)(第九五〇号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第九五九号)(第九六〇号)(第九六一号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第九
六二号)(第九六三号)(第九六四号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第九六八号)(第九六九号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第九
七〇号)(第九七一号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第九七五号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第九
七六号)(第九七七号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第九八三三三)(第九八六号)(第九八七号)(第
九八八号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第九
八九号)(第九九〇号)(第九九一号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第九九七号)(第九九八号)(第九九九号)(第
一〇〇〇号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一
〇〇一号)(第一〇〇二号)(第一〇〇三号)(第
一〇〇四号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第一〇一〇号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一
〇一一号)
一、人事院勧告制度の維持尊重に関する請願
(第一〇一二号)
一、人事院勧告実施に関する請願(第一〇一四
号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第一〇二二号)(第一〇二三号)(第一〇二三
号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一
〇二四号)(第一〇二五号)(第一〇二六号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第一〇三三三)(第一〇三四号)(第一〇三五
号)(第一〇三六号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一
〇三七号)(第一〇三八号)(第一〇三九号)(第
一〇四〇号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第一〇四六号)(第一〇四七号)(第一〇四八
号)(第一〇四九号)(第一〇五〇号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一
〇五一号)(第一〇五二号)(第一〇五三号)(第
一〇五四号)(第一〇五五号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第一〇六〇号)(第一〇六一号)(第一〇六二
号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一
〇六三三)(第一〇六四号)(第一〇六五号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第一〇七五号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一
〇七六号)(第一〇七七号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第一〇七八号)(第一〇八一号)(第一〇八二
号)(第一〇八三三)(第一〇八四号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一
〇八五号)(第一〇八六号)(第一〇八七号)(第
一〇八八号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第一〇九七号)(第一〇九八号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一
〇九九号)(第一一〇〇号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第一一一三三)(第一一一四号)(第一一一五
号)(第一一一六号)(第一一一七号)(第一一一
八号)(第一一一九号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一
一二〇号)(第一一二一号)(第一一二二号)(第

一二三三三)(第一一二四号)(第一一二五号)
(第一一二六号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第一一二八号)(第一一二九号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一
一三〇号)(第一一二三三)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第一一二三七号)(第一一二三八号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一
一三九号)(第一一四〇号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第一一四三三)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一
一四四号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第一一四七号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一
一四八号)
第八二五号 昭和五十八年十月二十一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 三重県津市高茶屋小森西里ノ上
川合勝治 外二十五名
紹介議員 龜山 篤君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。
第八二六号 昭和五十八年十月二十一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 香川県坂出市川津町三、八八四ノ
三 川井和子 外四十九名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。
第八二七号 昭和五十八年十月二十一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 鳥取市野坂一八〇 横山勝子 外
三十二名
紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。
第八二八号 昭和五十八年十月二十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 北海道岩見沢市美蘭四条一丁目
斉藤勝美 外八十名
紹介議員 龜山 篤君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。
第八二九号 昭和五十八年十月二十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 長崎県南高来郡有明町大三東丙四
八八ノ一 池田保明 外六十九名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。
第八三〇号 昭和五十八年十月二十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(六通)
請願者 長野県上田市蒼久保一四二 高寺
操 外三百七十四名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。
第八三六号 昭和五十八年十月二十一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 宮城県泉市寺岡一ノ三ノ二七
高橋芳行 外二百二十六名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。
第八三七号 昭和五十八年十月二十一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)
請願者 北海道函館市港町一ノ二ノ七〇
四ノ四〇四 国安秀範 外九十三
名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第八三八号 昭和五十八年十月二十一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道苫前郡苫前町旭三八 阿部 勇 外三百八十三名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八三九号 昭和五十八年十月二十一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県稲沢市西島町二、八七七 杉山智 外百四名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八四〇号 昭和五十八年十月二十一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(五通)

請願者 宮城県仙台市志波町四ノ一〇 日 野博之 外百八十七名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八四一号 昭和五十八年十月二十一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(七通)

請願者 岩手県宮古市西町二ノ五ノ二五 中洞さた子 外二百八十八名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八四二号 昭和五十八年十月二十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県名張市滝之原三、四七五 瀧井 康子 外二百七十九名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八四三号 昭和五十八年十月二十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 三重県久居市桜が丘町一、九〇〇

紹介議員 ノ七〇 鈴木豊子 外百二十二名
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八四四号 昭和五十八年十月二十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長崎県佐世保市須田尾町四四九ノ 三 坂井寿子 外五百三十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八四五号 昭和五十八年十月二十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県三重郡菰野町大強原七〇四 太田延夫 外百九十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八四六号 昭和五十八年十月二十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(三通)

請願者 三重県安芸郡美里村穴倉一、五九 四 渡辺秀広 外百九十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八四七号 昭和五十八年十月二十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(七通)

請願者 長野県松本市今井五、九六四ノ七 大瀬渡 外四百十三名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八四八号 昭和五十八年十月二十一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(五通)

請願者 北海道稚内市秋見二ノ一三ノ五 南博樹 外二百十三名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八四九号 昭和五十八年十月二十一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 宮城県泉市長命ヶ丘四ノ二ノ二 三 鈴木久隆 外三十七名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八五〇号 昭和五十八年十月二十一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 島根県平田市灘分町一、六二五 福田善実 外六十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八六一号 昭和五十八年十月二十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県名張市中村六二六 坂口嘉 博 外六十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八六二号 昭和五十八年十月二十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(六通)

請願者 長崎県佐世保市黒髪町六、三〇三 ノ一 石橋則雄 外四百十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八六三号 昭和五十八年十月二十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長野県上田市緑が丘三ノ一八ノ三 上羽晃紀 外三十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市寺家六ノ四ノ二六 南部隆裕 外二百九名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八八一号 昭和五十八年十月二十一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)

請願者 宮城県仙台市台原一ノ一五ノ二 浅野智子 外百三十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八八二号 昭和五十八年十月二十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(三通)

請願者 三重県伊勢市岡本一ノ二ノ三六 多気喜三 外二百九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八八七号 昭和五十八年十月二十一日受理
満州国軍に勤務した旧軍人等の処遇に関する請願

請願者 東京都新宿区新宿一ノ一五ノ四フ ジビル蘭星会内 丸山茂夫

紹介議員 堀江 正夫君

満州国軍に勤務した旧系軍人軍属の恩給処遇に關しては、恩給法附則第四十二条(昭和二十八年)以下の特例によつて一部の救済措置がとられていて、これは一定条件下での在職年月の通算についてのみ考慮したもので、戦死等の公務死、戦傷病、加算等についての配慮に乏しく、不合理な点が多い。満州国軍に勤務した旧系軍人軍属は昭和七年日本政府の方針によつて設置された旧系軍官制度に基づき、また、陸軍省の要請により、満州国軍に入り、関東軍總司令官の人事管理のもとに、その指揮下にあつて、北辺鎮護の重任に服したもので、実質的には外地に勤務した日本軍人軍属と全く同一であつたにもかかわらず、終戦後の

処遇は日本軍人軍属とあまりに隔絶している。ついで、日本軍人軍属と同様の取扱いを願うものであるが、特に次の事項について必要な措置をとられたい。

一、関東軍総司令官の満州国軍日系軍官の応召確認に関する証言(昭和三十七年十一月)を認め、相当する処遇をすること。

二、前項以前の期間においても日本軍の指揮下で対外戦に参戦した期間に召集されたものとみなすこと。

三、強制抑留者に国の補償措置を講ずること。

四、国内討伐中の戦死者及びその他の公務死者遺族に扶助料を、戦傷病者に傷病恩給を支給すること。

五、在職が満軍、日本軍、満軍の場合も満軍在職年月を普通恩給の基礎在職年に通算すること。

理由

(一)兵役法施行令百十八条により緊急の場合、兵役法第五十四条及び第五十五条の規定による召集権者であつた関東軍総司令官山田乙三中将は、昭和二十年八月九日の日ソ開戦の命令下達と同時に日系軍官は召集せられたものと認むべきであると証言しているが、これがまだ認められていないのは不合理である。終戦当時の戦死者は昭和二十年八月九日付で召集されたものとみなされ恩給処遇を受けているが生存者に対しても同様に扱うべきである。(二)ノモンハン事件、冀東地区作戦、太平洋戦争特にB29との空中戦等日本軍の指揮下において参戦した者は自動的に動員下令されたものとみなしその期間は日本軍と同等の処遇を認めるべきである。(三)終戦後意に反しソ連又は中国に強制抑留された者は各種の過酷な労役に服し長年にわたり日本の公的責任を果たしたのであるからこれに対し国家補償を考慮することは当然である。(四)満州国軍日系軍人軍属の場合、国内討伐中の戦死者及びその他の公務死者の遺族並びに同戦傷病者に対する救済措置がとられていないので、遺族扶助料や傷病恩給を支給すべきである。(四)恩

給法附則第四十二条第一項第一号から第五号に外国政府職員在職期間の恩給年通算のための要件が規定されているが、新たに満日満満の場合も通算を認めるべきである。(資料添付)

第八八八号 昭和五十八年十月二十一日受理
軍人恩給改定に関する請願
請願者 香川県高松市城東町一ノ二ノ二〇
穴吹哲士

紹介議員 真鍋 賢二君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第八八九号 昭和五十八年十月二十一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)
請願者 北海道深川市一条一七ノ八 武井 博道 外百九十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八九〇号 昭和五十八年十月二十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(五通)
請願者 三重県久居市小野辺町六四三ノ一 七 福島正夫 外四百五十六名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八九二号 昭和五十八年十月二十一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 名古屋市中区見玉町一ノ四九ノ五 永田久枝 外三十二名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第八九三号 昭和五十八年十月二十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 長崎県佐世保市小野町七〇 豊島 治雄 外六十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。
第八九九号 昭和五十八年十月二十一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)
請願者 北海道登別市桜木町二ノ一五 赤 塚龍幸 外百三十二名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九〇〇号 昭和五十八年十月二十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(四通)
請願者 三重県一志郡一志町高野一六〇ノ 五〇〇 中津夫美子 外二百九十九名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九〇二号 昭和五十八年十月二十二日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)
請願者 秋田市土崎港北五ノ五ノ二三 加 賀屋祐治 外百四十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九〇三号 昭和五十八年十月二十二日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 岩手県江刺市玉里中野五四 鈴木 佑二 外九十三名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九〇四号 昭和五十八年十月二十二日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 福井県三方郡美浜町北田三五ノ六 吉田智恵美 外四十九名

紹介議員 久保田真苗君

第九〇五号 昭和五十八年十月二十二日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 鳥取県岩美郡岩美町浦富 尾坂栄 外三十八名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九〇六号 昭和五十八年十月二十二日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 岩手県江刺市愛宕西九二五一 佐 藤教雄 外三十四名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九〇七号 昭和五十八年十月二十二日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 北海道紋別市大山町四丁目 大西 朋子 外三十五名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九〇八号 昭和五十八年十月二十二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(三通)
請願者 長崎県佐世保市宮田町一ノ一八 薬師慶三 外百六十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九〇九号 昭和五十八年十月二十二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県松阪市上川町三、七五二 宮下享 外百五十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九一〇号 昭和五十八年十月二十二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県松阪市岡本町六八〇 西川

則子 外六十九名

紹介議員 久保田真田君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第九一〇号 昭和五十八年十月二十二日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 沖繩市諸見里六〇八 比嘉正一
外百四十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第九一二号 昭和五十八年十月二十二日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 長崎県佐世保市横尾町一、九三三
富永シズ 外百二十七名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第九一三〇号 昭和五十八年十月二十二日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)

請願者 宮城県仙台市桜ヶ丘四ノ三三ノ二
六 兄玉純一 外百二十一名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九一三三号 昭和五十八年十月二十二日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 広島県庄原市川手町七四九ノ二
兼森博夫 外三十四名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九一三三三号 昭和五十八年十月二十二日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 佐賀県唐津市和多田四、〇三九ノ
六 岩見勇 外五十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第九三六号 昭和五十八年十月二十四日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 福井県敦賀市若葉町八〇ノ一二ノ
三 松永千波 外五十九名

紹介議員 久保田真田君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九三七号 昭和五十八年十月二十四日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 名古屋市中区泉一ノ七ノ一五 藤
森八重子 外三十名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九三八号 昭和五十八年十月二十四日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県松阪市矢津町一、六五八
小阪厚己 外六十九名

紹介議員 久保田真田君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九三九号 昭和五十八年十月二十四日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長野県上田市下塩尻一四三ノ五
藤原信一 外五十三名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九四六号 昭和五十八年十月二十四日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 鳥取県東伯郡東伯町上伊勢一二二
門田学 外三十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九四七号 昭和五十八年十月二十四日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 福井県大野市清滝二二〇ノ二七ノ
四 山内武雄 外九十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九四八号 昭和五十八年十月二十四日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市田中町二五五 大草
正行 外三十四名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九四九号 昭和五十八年十月二十四日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 長崎県佐世保市稲荷町二七ノ四
神宮安隆 外百十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九五〇号 昭和五十八年十月二十四日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(三通)

請願者 三重県伊勢市鹿海町二九八 世古
行生 外二百九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九五九号 昭和五十八年十月二十四日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 島根県仁多郡仁多町三沢一、九四
八ノ七 吉川康夫 外百四十九名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九六〇号 昭和五十八年十月二十四日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岡山市大安寺南町二ノ一ノ四九
藤井静 外三百五十二名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九六一号 昭和五十八年十月二十四日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 広島県庄原市板橋町一、六四〇
東登美夫 外三十四名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九六二号 昭和五十八年十月二十四日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長崎県佐世保市天神町九六四 原
美穂子 外六十二名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九六三三号 昭和五十八年十月二十四日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県松阪市黒田町一、六九七
若林ひろ子 外百七十九名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九六四号 昭和五十八年十月二十四日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県北牟婁郡紀伊長島町東長島
清水尚男 外四十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九六八号 昭和五十八年十月二十四日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 島根県仁多郡仁多町三沢七一〇ノ
四 藤原武義 外百四十八名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九六九号 昭和五十八年十月二十四日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 北海道余市郡余市町朝日町一
土門和子 外二百三十六名

紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九七〇号 昭和五十八年十月二十四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県一志郡白山町北家城三九五
安田一雄 外四百二十八名

紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九七一号 昭和五十八年十月二十四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県多気郡勢和村丹生一、七三
九 池村昌子 外二百九名

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九七五号 昭和五十八年十月二十四日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 北海道上川郡鳳連町西町一ノ四三
西村俊彦 外百六十三名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九七六号 昭和五十八年十月二十四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(一通)
請願者 長崎県佐世保市日野町七三ノ四
平山誠二 外二百九名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九七七号 昭和五十八年十月二十四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(三通)
請願者 長野県上田市別所温泉一、六六二

神原暢 外百七十四名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九八三号 昭和五十八年十月二十四日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 宮城県仙台市東仙台七ノ九ノ三二
ノ二〇四 石川勇志 外三百十二
名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九八六号 昭和五十八年十月二十五日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)
請願者 島根県松江市西川津町二、四五二
池田美紀子 外百一十一名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九八七号 昭和五十八年十月二十五日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 鳥取県岩美郡岩美町木庄 中江和
子 外七十六名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九八八号 昭和五十八年十月二十五日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 名古屋市中区西茶屋一ノ三五ノ六
見野裕 外十八名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九八九号 昭和五十八年十月二十五日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 長野県佐久市伴野六〇 原哲郎
外三十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九九〇号 昭和五十八年十月二十五日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(四通)
請願者 長崎県佐世保市大和町八〇七 滝
口一枝 外二百七十九名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九九一号 昭和五十八年十月二十五日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県伊勢市岡本二ノ一七ノ一
奥山一子 外二百九名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九九七号 昭和五十八年十月二十五日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 福井県敦賀市元比田一七ノ二三
山本俊一 外四百二十九名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九九八号 昭和五十八年十月二十五日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 福井県敦賀市相生町二〇ノ一九
高城賀津子 外五十四名

紹介議員 久保田真直君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第九九九号 昭和五十八年十月二十五日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 群馬県高崎市新保町一、六四九
柴田義久 外百三名

紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇〇〇号 昭和五十八年十月二十五日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 宮城県多賀城市下馬一ノ八ノ二六
菅野勝子 外三十四名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇〇一号 昭和五十八年十月二十五日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県松阪市鎌田町七九〇ノ一
深田一司 外五十九名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇〇二号 昭和五十八年十月二十五日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県松阪市大黒田町木居町四五
五ノ一 長谷川明生 外四百九十
九名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇〇三号 昭和五十八年十月二十五日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県松阪市宝塚町七四九ノ四
藪とよ 外六十九名

紹介議員 久保田真直君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇〇四号 昭和五十八年十月二十五日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 長野県吉田二ノ二三ノ一六 北澤
好意 外二百二十九名

紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇〇五号 昭和五十八年十月二十五日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 秋田県北秋田郡比内町独站日詰村

八重子 外四十二名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇四八号 昭和五十八年十月二十六日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県中島郡平和町中三宅宮南二

一 住田誠治 外五十八名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇四九号 昭和五十八年十月二十六日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県稲沢市石橋町八 磯野栄一

外十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇五〇号 昭和五十八年十月二十六日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岡山県英田郡美作町平福三〇七ノ

三 橋本光男 外二百十名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇五一号 昭和五十八年十月二十六日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長野市東和田四四五 原田義盛

外二百十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇五二号 昭和五十八年十月二十六日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 長崎県佐世保市大和町五九ノ一〇

勝本英子 外二百九名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇五三三号 昭和五十八年十月二十六日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県津市垂水二、九七〇千歳ケ

丘 秋山純一 外四十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇五四四号 昭和五十八年十月二十六日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長野県上田市三好町七二四 竹村

嘉親 外五十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇五五五号 昭和五十八年十月二十六日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 広島県豊田郡木江町沖浦一、三四

一 住吉利政 外二百九十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇六〇号 昭和五十八年十月二十六日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 島根県松江市米子町五五 大野悦

子 外二百四十四名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇六一号 昭和五十八年十月二十六日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 宮城県塩釜市向ヶ丘一ノ二九

門馬真弓 外三十四名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇六二号 昭和五十八年十月二十六日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)

請願者 岡山県和気郡吉永町今橋一〇 国

光君子 外百九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇六三三号 昭和五十八年十月二十六日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(三通)

請願者 長野県木曽郡檜川村檜川 小沢達

雄 外二百三十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇六四四号 昭和五十八年十月二十六日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長崎県佐世保市東大久保町五ノ一

四 福田稔 外四百八十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇六五五号 昭和五十八年十月二十六日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県松阪市稲木町一、三七〇

西田種子 外四十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇七五五号 昭和五十八年十月二十六日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 群馬県安中市原市一ノ三ノ一八

半田庄太郎 外百二十名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇七六六号 昭和五十八年十月二十六日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長崎県佐世保市天神町二、六六三

ノ五 中村陽子 外百三十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇七七七号 昭和五十八年十月二十六日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県松阪市大黒田町六二 広瀬

忠男 外百五十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇七八八号 昭和五十八年十月二十六日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岡山市西大寺中野本町六ノ一六

島田美都子 外百四名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇八一号 昭和五十八年十月二十七日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岡山県浅口市郡鳴方町益坂一、六六

九ノ四 西本晋也 外百四名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇八二二号 昭和五十八年十月二十七日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)

請願者 岡山市福泊六ノ九 小坂加男

外百三十六名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇八三三号 昭和五十八年十月二十七日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 宮城県塩釜市向ヶ丘一〇ノ三六

大沼こと子 外六十九名

紹介議員 本岡 昭次君

五三

東長男 一 外三百三十二名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一一六号 昭和五十八年十月二十七日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県津市高野尾町 加藤正憲

外三百二十二名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一二八号 昭和五十八年十月二十七日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(七通)

請願者 岡山市祇園五七四ノ五 田中利夫

外二百三十三名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一二九号 昭和五十八年十月二十七日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪市平野区流町四ノ六ノ二〇 玉置隆夫

外二百二十四名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一一三〇号 昭和五十八年十月二十七日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県亀山市阿野田町一〇二 豊田俊子

外二百九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一一三二号 昭和五十八年十月二十七日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(六通)

請願者 三重県伊勢市大湊町一、一二五ノ一三 井坂浩子

外四百二十九名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一一三七号 昭和五十八年十月二十七日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 鳥根県安来市飯島町四六八ノ二二 遠藤有実子

外四十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一一三八号 昭和五十八年十月二十七日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 新潟市文京町一九ノ二二 斉藤隆男

外百十四名

紹介議員 高杉 建忠君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一一三九号 昭和五十八年十月二十七日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県名賀郡青山町滝三八二 滝 悟

外八百八十一名

紹介議員 高杉 建忠君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一一四〇号 昭和五十八年十月二十七日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県伊勢市本町一ノ一二 片岡佳子

外五十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一一四三号 昭和五十八年十月二十七日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 宮城県仙台市成田町一ノ一 八木とよ子

外二十七名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県度会郡玉城町山神六八二 中村裕子

外八十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一一四七号 昭和五十八年十月二十七日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 鳥根県大原郡大東町川井一、三七 三 勝部智明

外百七十九名

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一一四八号 昭和五十八年十月二十七日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 三重県南牟婁郡御浜町栗須一、二 三一 山西貞男

外四百九名

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

十一月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願

(第一二五二号)(第一二五三三三)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一

一五四号)(第一一五五五号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願

(第一二七二七号)(第一二七三三三)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一

一七八号)(第一二七九三三)(第一二八〇三三)

(第一二八二二二)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願

(第一二八六六三)(第一二八七三三)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一

一八八号)(第一二八九三三)(第一二九〇三三)

(第一二九一三三)(第一二九二三三)(第一二九三三三)

(第一一九四四号)(第一一九五五号)(第一一九六

号)(第一一九七五号)(第一一九八八号)(第一一九

九号)(第一二〇〇三三)(第一二〇一三三)(第一二

〇二三三)(第一二〇三三三)

一、旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊

機関指定に関する請願(第一二〇七三三)(第一

二〇八三三)(第一二〇九三三)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願

(第一二二四三三)(第一二二五三三)(第一二二六

三三)(第一二二七三三)(第一二二八三三)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一

二二九三三)(第一二三〇三三)(第一二三一三三)

(第一二二三三三)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願

(第一二三七三三)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一

二三八三三)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願

(第一二四六三三)(第一二四七三三)(第一二四八

三三)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一

二四九三三)(第一二五〇三三)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願

(第一二六三三三)(第一二六四三三)(第一二六五

三三)(第一二六六三三)(第一二六七三三)(第一二六

八三三)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一

二六九三三)(第一二七〇三三)(第一二七一三三)

(第一二七二三三)(第一二七三三三)(第一二七四三三)

一、旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊

機関指定に関する請願(第一二八〇三三)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願

(第一二八二三三)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一

二八二三三)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願

(第一二八五三三)(第一二八六三三)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一

二八七三三)(第一二八八三三)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第二一九七号)(第二一九八号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一二九号)(第一三〇号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第一三〇二号)(第一三〇三号)(第一三〇四号)(第一三〇五号)(第一三〇六号)(第一三〇七号)(第一三〇八号)(第一三〇九号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一三二〇号)(第一三二一号)(第一三二二号)(第一三二三号)(第一三二四号)(第一三二五号)

一、老後不安解消のための国鉄共済年金改善に関する請願(第一三三六号)(第一三三七号)(第一三三八号)(第一三三九号)(第一三四〇号)(第一三四一号)(第一三四二号)(第一三四三号)(第一三四四号)(第一三四五号)(第一三四六号)(第一三四七号)(第一三四八号)(第一三四九号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第一三五〇号)(第一三五一号)(第一三五二号)(第一三五三号)(第一三五四号)(第一三五五号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一三五六号)(第一三五七号)(第一三五八号)(第一三五九号)(第一三六〇号)(第一三六一号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第一三七五号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一三七六号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第一三八八号)(第一三八九号)(第一三九〇号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一三九一号)(第一三九二号)(第一三九三号)(第一三九四号)(第一三九五号)

八号(第一四二九号)(第一四三〇号)(第一四三二号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一四三三号)(第一四三四号)(第一四三五号)(第一四三六号)(第一四三七号)(第一四三八号)(第一四三九号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第一四四二号)(第一四四三号)(第一四四四号)(第一四四五号)(第一四四六号)(第一四四七号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一四四八号)(第一四四九号)(第一四五〇号)(第一四五一号)(第一四五二号)(第一四五三号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第一四七一号)(第一四七二号)

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一四七三三号)(第一四七四号)(第一四七五号)(第一四七六号)(第一四七七号)

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第一四七八号)(第一四七九号)(第一四八〇号)

第一一五二号 昭和五十八年十月二十八日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 宮城県塩釜市山の寺九ノ九九 菊田雅之 外九十九名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一一五三三号 昭和五十八年十月二十八日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(五通)
請願者 島根県松江市法吉町五〇ノ一八 井上怜子 外百七十三名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

請願者 三重県熊野市木本町一、五二八ノ一 石倉嘉久 外四百二十九名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一一五五号 昭和五十八年十月二十八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)
請願者 長野県下伊那郡上郷町飯沼三、二五二ノ八 篠原康広 外七十九名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一一七一七号 昭和五十八年十月二十八日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 宮城県気仙沼市中前二ノ九ノ六 杉原栄治 外八十五名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一一二二二号 昭和五十八年十月二十八日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市鶴田町三、二〇四ノ四 福田幸子 外百四名

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一一七三三号 昭和五十八年十月二十八日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(八通)
請願者 大阪府守口市八雲東町二ノ一五四ノ三 坂本勝 外二百八十七名

紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一一七四四号 昭和五十八年十月二十八日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市菊水町四ノ五 矢古宇明 外三百十三名

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一一七五五号 昭和五十八年十月二十八日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 名古屋市中区南十一番町五ノ二 松本孝一 外百一名

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一一七六六号 昭和五十八年十月二十八日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 宮城県仙台市山田上ノ原二ノ四 沼田英治 外三十四名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一一七七七号 昭和五十八年十月二十八日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 神奈川県平塚市四之宮二八一 池谷好秀 外百二名

紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一一七八八号 昭和五十八年十月二十八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県津市栗真小川町四八五 田中晃 外二百四十九名

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一一七九九号 昭和五十八年十月二十八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(十一通)
請願者 長崎県佐世保市赤崎町一三四 古賀巧 外八百五十一名

紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長野県下高井郡山ノ内町平穩九一

三 山本元和 外四百五十九名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一一八一号 昭和五十八年十月二十八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県熊野市井戸町四七〇ノ二九

大崎辰機 外二百九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一一八二号 昭和五十八年十月二十八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長野県松本市元町一ノ六ノ一八

酒井綾雄 外百六十八名

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一一八六号 昭和五十八年十月二十八日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(六通)

請願者 宮城県泉市加茂三ノ一〇ノ八 小

山勝弘 外三百三十五名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一一八七号 昭和五十八年十月二十八日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 宮城県仙台市堤町二ノ一四ノ一

氏家国夫 外五十六名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一一八八号 昭和五十八年十月二十八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県松阪市美濃町二、〇二二

堀隆行 外六十九名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一一八九号 昭和五十八年十月二十八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(六通)

請願者 長崎県佐世保市保立町一ノ四二

福満孝 外四百二十五名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一一九〇号 昭和五十八年十月二十八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 東京都豊島区巢鴨四ノ一四ノ一五

福永いづみ 外一万七千六百十三名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一一九一号 昭和五十八年十月二十八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 横浜市中区市沢町七八六 林茂

外一万七千六百一十一名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一一九二号 昭和五十八年十月二十八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 東京都荒川区荒川三ノ六八ノ六

菅又恵美子 外一万七千六百一十一名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一一九三号 昭和五十八年十月二十八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 東京都荒川区荒川三ノ六八ノ六

西田和秋 外一万七千六百一十一名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一一九四号 昭和五十八年十月二十八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 東京都足立区弘道一ノ四ノ一八

山村トヨ 外一万七千六百一十一名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一一九五号 昭和五十八年十月二十八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 千葉県松戸市八ヶ崎三九一ノ五

田島恵子 外一万七千六百一十一名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一一九六号 昭和五十八年十月二十八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 東京都荒川区西尾久七ノ二二ノ五

ノ四〇六 小林寛 外一万七千六百一十一名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一一九七号 昭和五十八年十月二十八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 東京都荒川区荒川三ノ九ノ一〇

丸山洋一 外一万七千六百一十一名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一一九八号 昭和五十八年十月二十八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 東京都荒川区荒川二ノ二六ノ二

鈴木勲 外一万七千六百一十一名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一一九九号 昭和五十八年十月二十八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 東京都荒川区東尾久一ノ三七ノ六

小久保庄治 外一万七千六百一十一名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第二二〇〇号 昭和五十八年十月二十八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 東京都荒川区荒川三ノ五四ノ二

杉本貞一 外一万七千六百一十一名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第二二〇一号 昭和五十八年十月二十八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 東京都荒川区荒川三ノ一〇ノ八

中村ヨシエ 外一万七千六百一十一名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第二二〇二号 昭和五十八年十月二十八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 東京都荒川区町屋七ノ一九ノ五ノ

四〇一 松本洋子 外一万七千六百一十一名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第二二〇三号 昭和五十八年十月二十八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 千葉県我孫子市湖北台四ノ一ノ

一九 中嶋隆大 外一万七千六百一十一名

紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二六四号 昭和五十八年十月三十一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 福井県勝山市元町三ノ六ノ二三
坂下一夫 外九十九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二六五号 昭和五十八年十月三十一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 宮城県仙台市南小泉三ノ五ノ三二
佐藤由栄 外六十五名

紹介議員 久保田真直君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二六六号 昭和五十八年十月三十一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 名古屋市中千種区御影町二ノ二五ノ二
中川利博 外六十九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二六七号 昭和五十八年十月三十一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 宮城県角田市角田幸町二六ノ二
佐藤由美子 外三十四名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二六八号 昭和五十八年十月三十一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)
請願者 愛知県安城市柿崎町勘定二九ノ一
手嶋功 外百二十八名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二六九号 昭和五十八年十月三十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(三通)
請願者 岐阜県本巣郡本巣町外山一九八
桑原弘光 外二百二十九名

紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二七〇号 昭和五十八年十月三十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)
請願者 長崎県松浦市志佐町浦七五八
川上宣子 外百四十九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二七一号 昭和五十八年十月三十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県熊野市大泊町二四八 榎本
哲広 外六十九名

紹介議員 久保田真直君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二七二号 昭和五十八年十月三十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町下里
植地淑子 外六十九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二七三号 昭和五十八年十月三十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県多気郡勢和村土屋 山本み
や 外四十九名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二七四号 昭和五十八年十月三十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(四通)
請願者 長野県佐久市岩村田二、一三三ノ

四 茂木昇 外百九十九名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二八〇号 昭和五十八年十月三十一日受理
旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願
請願者 東京都世田谷区下馬二ノ二八ノ三
九ノ四〇四 南島忠一

紹介議員 板垣 正君
この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

第二二八一号 昭和五十八年十月三十一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)
請願者 鳥根県安来市西荒島町二一九 佐
々木弘 外百一名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二八二号 昭和五十八年十月三十一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県松阪市松ヶ島町二五ノ二
山村淳二 外六十九名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二八五号 昭和五十八年十一月一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 鹿児島県姶良郡牧園町宿窪田二、
〇六一 辻清行 外百七十四名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二八六号 昭和五十八年十一月一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市下高隈町四、五三
〇ノ一九 岩本伸一 外三十三名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二八七号 昭和五十八年十一月一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 長野県北佐久郡浅科村桑山一、二
一六 小林高樹 外四十九名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二八八号 昭和五十八年十一月一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 長野市安茂里小市南団地Aノ七ノ
一八 小山田保 外三百四十七名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二九七号 昭和五十八年十一月一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 鹿児島県垂水市牛根籠二、七〇六
ノ二 川畑千歳 外八十五名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二九八号 昭和五十八年十一月一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 北海道紋別市緑町四ノ四ノ二四
大坪芳雄 外四十七名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二九九号 昭和五十八年十一月一日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 長野県更埴市土口三ノ四ノ二 飯
島佳代子 外六十八名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三〇〇号 昭和五十八年十一月一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県久居市須ヶ瀬町一、五五二

前川隆 外二百十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一三〇二号 昭和五十八年十一月一日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡岩舟町静一、八三

五 渡辺正 外二百二十四名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一三〇三号 昭和五十八年十一月一日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 鹿児島県加世田市小湊二、四六二

相星共幸 外六十八名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一三〇四号 昭和五十八年十一月一日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 香川県高松市西宝町一ノ一三ノ五

ノ三〇二 広田隆明 外五十八名

紹介議員 久保田真直君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一三〇五号 昭和五十八年十一月一日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市大庭三、五一九

田中雅子 外四十二名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一三〇六号 昭和五十八年十一月一日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岩手県北上市口内町仁田七二 菅

野浩一 外七十三名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一三〇七号 昭和五十八年十一月一日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市羽根町一六 岡部

繁美 外三百九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一三〇八号 昭和五十八年十一月一日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 山形県尾花沢市尾花沢二、〇三〇

ノ一 柴田一昭 外七十七名

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一三〇九号 昭和五十八年十一月一日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 山形県最上郡真室川町平岡五八九

酒井良孝 外百十二名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一三一〇号 昭和五十八年十一月一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県南牟婁郡御浜町下市木 城

内妙子 外二百五十九名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一三一一号 昭和五十八年十一月一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県熊野市久生屋町七三六ノ二

橋爪利巳 外百三十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一三一二号 昭和五十八年十一月一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岐阜市安食九四〇 玉井聖通 外

六十九名

紹介議員 久保田真直君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一三一三号 昭和五十八年十一月一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長野県小諸市古城一ノ四ノ二九

高野幸子 外百五十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一三一四号 昭和五十八年十一月一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 群馬県前橋市日吉町二ノ八ノ五

荒木俊夫 外百四十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一三一五号 昭和五十八年十一月一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長野県飯田市上飯田五、七二二

山下平四郎 外六百四十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一三一六号 昭和五十八年十一月一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 群馬県佐波郡赤堀村五日牛四〇一

神沢四郎 外六十九名

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一三一七号 昭和五十八年十一月一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 群馬県前橋市元総社町二、五七八

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一三三六号 昭和五十八年十一月一日受理

老後不安解消のための国鉄共済年金改善に関する

請願

請願者 岐阜県不破郡関ヶ原町西町 高木

ヒサ 外四千四百三十五名

紹介議員 市川 正一君

一九八〇年代に入り、高齢化社会の到来に伴つ

て、社会保障制度の拡充は国民的な課題となつて

いる。こうしたなかにあつて、公的年金制度の現

状、とりわけ国鉄共済年金の財政問題は深刻化

し、昭和六十年以降は、年金が支給できないと

いう状況になつており、国鉄労働者及び年金受給

者とその家族の間に、老後に対する不安が増大し

ている。現在、国鉄共済組合への対応策として、

国家公務員共済組合と公共企業体共済組合による

財政調整という統合案が、大蔵省案として出されて

いるが、その内容は、国の責任を全く放棄し、将来

展望も明らかにしないまま自助努力と称して、国

鉄共済組合の組合員に対しては昭和五十八年度の

掛金を現行の千分の七十四から八十八に、更に昭

和五十九年十月からは千分の百二に引き上げ、年

金受給者にはスライドを三年間ストップさせる、

という給付の切下げと負担の増を、そして他の共

済組合員に対しては国鉄共済組合への拠出分とし

て千分の六の掛金負担を求めている。国鉄共済年

金の財政悪化の原因と責任は、国鉄が戦中・戦後

期に大量採用を行い、あわせて多数の復員者を受

け入れたことからくる年齢構成のゆがみと、これ

までの相次ぐ合理化、人減らしという国家的政策

にあり、労働者に責任はない。それなのに、国鉄

共済年金の維持の名のもとに大幅な掛金引上げが

行われ、他の共済組合に比べて四割も高い掛金を

負担させられてきた。これは、同一負担、同一給

付という公的年金制度の在り方からみても問題で

ある。こうした現状からして基本的に統合・一元化を求めていくものである。ついで、国鉄共済年金の将来の不安を解消するため、速やかに次の措置をとらねばならない。

一、国の負担責任を明らかにし、統合・一元化の促進を図ること。

二、格差の拡大となる掛金の引上げはやめること。

三、年金のスライドは他の共済組合と同様の取扱いとすること。

四、国庫負担及び追加費用は、国鉄に肩代わり負担させることをやめ、国の責任において負担すること。

五、国鉄共済年金の財政悪化の促進となる合理化、要員削減はやめること。

第三三七号 昭和五十八年十一月一日受理
老後不安解消のための国鉄共済年金改善に関する請願
請願者 東京都豊島区池袋本町四ノ四六ノ一ノ四〇四 富樫勇夫 外四千四百二十七名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一三三六号と同じである。

第三三八号 昭和五十八年十一月一日受理
老後不安解消のための国鉄共済年金改善に関する請願
請願者 札幌市北区篠路町北七ノ一三〇 石黒正二 外四千四百二十八名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一三三六号と同じである。

第三三九号 昭和五十八年十一月一日受理
老後不安解消のための国鉄共済年金改善に関する請願
請願者 静岡県浜松市古見町三、〇三二 深津重明 外四千四百二十七名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一三三六号と同じである。

第三四〇号 昭和五十八年十一月一日受理
老後不安解消のための国鉄共済年金改善に関する請願
請願者 長野県小諸市中松井甲三、九〇一 常田勲 外四千四百二十八名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一三三六号と同じである。

第三四一号 昭和五十八年十一月一日受理
老後不安解消のための国鉄共済年金改善に関する請願
請願者 札幌市東区北七条東一八ノ一〇五ノ一〇四ノ一〇八 瀬戸雅幸 外四千四百二十七名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第一三三六号と同じである。

第三四二号 昭和五十八年十一月一日受理
老後不安解消のための国鉄共済年金改善に関する請願
請願者 札幌市東区北十七条東一五丁目 東田宏己 外四千四百二十八名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第一三三六号と同じである。

第三四三号 昭和五十八年十一月一日受理
老後不安解消のための国鉄共済年金改善に関する請願
請願者 岐阜市加納西丸町一ノ七三 横家 良平 外四千四百二十七名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一三三六号と同じである。

第三四四号 昭和五十八年十一月一日受理
老後不安解消のための国鉄共済年金改善に関する請願
請願者 神奈川県小田原市矢作二六ノ五 工藤末治 外四千四百二十七名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第一三三六号と同じである。

第三四五号 昭和五十八年十一月一日受理
老後不安解消のための国鉄共済年金改善に関する請願
請願者 北海道登別市登別東町四ノ三一 三宅武雄 外四千四百二十七名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一三三六号と同じである。

第三四六号 昭和五十八年十一月一日受理
老後不安解消のための国鉄共済年金改善に関する請願
請願者 横浜市西区戸部本町五一ノ二六 集治良博 外四千四百二十七名
紹介議員 宮本 顯治君
この請願の趣旨は、第一三三六号と同じである。

第三四七号 昭和五十八年十一月一日受理
老後不安解消のための国鉄共済年金改善に関する請願
請願者 静岡県富士市中里一、三六三ノ五 渡辺基弘 外四千四百二十七名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第一三三六号と同じである。

第三四八号 昭和五十八年十一月一日受理
老後不安解消のための国鉄共済年金改善に関する請願
請願者 神奈川県小田原市矢作二六ノ五 工藤末治 外四千四百二十七名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第一三三六号と同じである。

第三四九号 昭和五十八年十一月一日受理
老後不安解消のための国鉄共済年金改善に関する請願
請願者 千葉県柏市向原町三ノ一五ノ三〇 七 佐藤増男 外四千四百二十八名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一三三六号と同じである。

第三五〇号 昭和五十八年十一月一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 香川県綾歌郡宇津町八〇二ノ三 馬場明 外百八十名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第三五一号 昭和五十八年十一月一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 群馬県邑楽郡邑楽町中野四、六〇 四 遠藤隆 外六十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第三五二号 昭和五十八年十一月一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 群馬県前橋市川曲町六五二 島田 和也 外八十五名
紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第三五三号 昭和五十八年十一月十日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 鹿児島県垂水市市木一、一二五ノ六 川上稔 外百六名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第三五四号 昭和五十八年十一月一日受理

第三四九号 昭和五十八年十一月一日受理
老後不安解消のための国鉄共済年金改善に関する請願
請願者 千葉県柏市向原町三ノ一五ノ三〇 七 佐藤増男 外四千四百二十八名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一三三六号と同じである。

第三五〇号 昭和五十八年十一月一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 香川県綾歌郡宇津町八〇二ノ三 馬場明 外百八十名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第三五一号 昭和五十八年十一月一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 群馬県邑楽郡邑楽町中野四、六〇 四 遠藤隆 外六十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第三五二号 昭和五十八年十一月一日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 群馬県前橋市川曲町六五二 島田 和也 外八十五名
紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第三五三号 昭和五十八年十一月十日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 鹿児島県垂水市市木一、一二五ノ六 川上稔 外百六名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第三五四号 昭和五十八年十一月一日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(七通)

請願者 群馬県吾妻郡中之条町山田二、六

九二ノ一 関隆之 外二百四十三名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三五五号 昭和五十八年十一月一日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岡山市高松九二〇ノ一七四 熊代昌三 外三十四名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三五六号 昭和五十八年十一月一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岐阜市東馬五ノ一二二 岩田清男 外二百六十名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三五七号 昭和五十八年十一月一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 三重県名張市滝之原三、二四八 福嶋和代 外百三十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三五八号 昭和五十八年十一月一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 東京都北区東田端一ノ一一ノ九 宮西純一 外百二十九名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三五九号 昭和五十八年十一月一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 三重県安芸郡芸濃町雲林院 増地

次郎 外百三十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三六〇号 昭和五十八年十一月一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(五通)

請願者 東京都北区滝野川三ノ六八ノ八ノ四一九 熊田雅人 外三百六名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三六一号 昭和五十八年十一月一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 三重県亀山市中庄町八二六ノ四 新川吉一 外百三十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三七五号 昭和五十八年十一月一日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 栃木県黒磯市豊浦一六 松本英二 外二百十二名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三七六号 昭和五十八年十一月一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県亀山市南尾町二、九二九 植田栄子 外四百八十一名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三七八号 昭和五十八年十一月二日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 群馬県前橋市東大室町五二九 斎藤義行 外七十一名

紹介議員 龜山 篤君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三八九号 昭和五十八年十一月二日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 香川県観音寺市栗井町一、七一九ノ二 宮本靖子 外九十三名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三九〇号 昭和五十八年十一月二日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 高知市平和町二七ノ一 西村和江 外五十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三九一号 昭和五十八年十一月二日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 東京都足立区東伊興町四七ノ五〇 石井正由 外六十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三九二号 昭和五十八年十一月二日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(三通)

請願者 名古屋市中千種区稲荷通二ノ一〇 村瀬正忠 外二百二十名

紹介議員 龜山 篤君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三九三号 昭和五十八年十一月二日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岐阜県本巣郡北方町加茂七四ノ三 今井隆 外六十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三九四号 昭和五十八年十一月二日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 佐賀県唐津市山本二、二六七ノ三 増田春己 外百四十八名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三九五号 昭和五十八年十一月二日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 長崎県佐世保市松山町一ノ二 黒木徹彌 外百三十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三九六号 昭和五十八年十一月二日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 宮城県仙沼市赤岩五駄鱈一三八ノ三〇 那須俊一郎 外百三十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三九七号 昭和五十八年十一月二日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、七八ノ七 一 板倉恵二 外六十四名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一四二五号 昭和五十八年十一月二日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)

請願者 大阪府吹田市南金田一ノ一一ノ二 三 石田栄次郎 外百五十二名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一四二六号 昭和五十八年十一月二日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)

請願者 群馬県伊勢崎市連取町七八ノ四

紹介議員 吉田孝男 外百三十二名
紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一四二七号 昭和五十八年十一月二日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 栃木県上都賀郡足尾町四、四四一
ノ二二 山田文江 外二百七十一
名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一四二八号 昭和五十八年十一月二日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市元今泉一ノ四ノ七
小堀久雄 外三十九名

紹介議員 久保田真田君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一四二九号 昭和五十八年十一月二日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 群馬県高崎市城山町二ノ一〇ノ七
高橋富士夫 外百十名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一四三〇号 昭和五十八年十一月二日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 群馬県桐生市境野町六ノ五九七ノ
二 青木渉 外二百名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一四三一号 昭和五十八年十一月二日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 高知市南久万二〇ノ七 奥代節子
外百三十五名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一四三二号 昭和五十八年十一月二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(三通)
請願者 三重県津市岩田四ノ二〇 古市助
一 外百八十九名
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一四三三号 昭和五十八年十一月二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 札幌市西区八軒七条西七丁目 増
田英雄 外百五十九名
紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一四三四号 昭和五十八年十一月二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(三通)
請願者 北海道釧路市緑ヶ丘六ノ八ノ四九
池田透 外二百三十一名
紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一四三五号 昭和五十八年十一月二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 岐阜市下奈良一八八ノ一 加藤馨
外五百九名
紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一四三六号 昭和五十八年十一月二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 三重県熊野市二本島町九二四 中
村こすぎ 外六十九名
紹介議員 久保田真田君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一四三七号 昭和五十八年十一月二日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(三通)
請願者 埼玉県新座市片山二ノ二ノ二三
五十嵐保 外二百六十四名
紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一四三八号 昭和五十八年十一月二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 東京都荒川区町屋四ノ一三ノ三〇
佐藤丑松 外五百九名
紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一四三九号 昭和五十八年十一月二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 横浜市緑区美しが丘四ノ四一ノ九
佐藤進 外二百三十八名
紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一四四二号 昭和五十八年十一月二日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 香川県善通寺市善通寺町二三〇ノ
七六 原田敏夫 外百六十一名
紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一四四三号 昭和五十八年十一月二日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 福井市渡町四三六 建部好光 外
七十九名
紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一四四四号 昭和五十八年十一月二日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 群馬県吾妻郡長野原町長野原五五
三 佐藤みどり 外百六十二名

紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一四四五号 昭和五十八年十一月二日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 鹿児島県垂水市高城二、五七六ノ
一 伊地知辰美 外六十九名
紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一四四六号 昭和五十八年十一月二日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)
請願者 名古屋市中山区下志段味一、一八
〇 野田政一 外百十四名
紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一四四七号 昭和五十八年十一月二日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市上谷町一三ノ一二
小村純則 外二十三名
紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一四四八号 昭和五十八年十一月二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 兵庫県明石市魚住町中尾五七ノ七
堀武雄 外二百四十七名
紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一四四九号 昭和五十八年十一月二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 群馬県前橋市北代町五一ノ三
金子幸子 外二百十八名
紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一四五〇号 昭和五十八年十一月二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 大阪府豊中市大島町三ノ一ノ二
〇ノ三〇四 中植健夫 外二百三十八名

紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第一四五一号 昭和五十八年十一月二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)
請願者 三重県一志郡白山町佐田一、六三
一 阪本正義 外百四十九名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第一四五二号 昭和五十八年十一月二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(三通)
請願者 三重県松阪市東黒部町五七三 川
村憲子 外百六十九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第一四五三号 昭和五十八年十一月二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 長野市浅川西条一、〇八四 杉村
英男 外六十一名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第一四七二号 昭和五十八年十一月二日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 群馬県群馬郡倉前村三ノ倉八二二
設楽護 外六十七名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一四七二号 昭和五十八年十一月二日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(五通)

請願者 宮城県塩釜市松陽台三ノ二三ノ一
一 井城信広 外百九十三名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二四七三号 昭和五十八年十一月二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(六通)
請願者 三重県津市高野尾町北山三、〇〇
六ノ四七 奥谷一樹 外三百二十四名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一四七四号 昭和五十八年十一月二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)
請願者 大阪府門真市上野町二ノ三
福田芳正 外百四十六名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第一四七五号 昭和五十八年十一月二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 長野県上田市古里七五ノ七 小池
敏 外四十九名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第一四七六号 昭和五十八年十一月二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(三通)
請願者 岐阜県関市川端町二〇 河村年治
外二百六十九名
紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一四七七号 昭和五十八年十一月二日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(三通)
請願者 東京都荒川区荒川一ノ五三ノ一二
ノ三〇二 井伊常三郎 外二百九十九名

十九名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二四七八号 昭和五十八年十一月二日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 群馬県伊勢崎市波志江町一、四一
二ノ一〇 根岸務 外六十四名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一四七九号 昭和五十八年十一月二日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)
請願者 高知市旭上町七 河野隆文 外百
二十六名
紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一四八〇号 昭和五十八年十一月二日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 岩手県岩手郡磐石町御明神天瀬二
六ノ三〇 原希代子 外五十七名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

十一月十四日日本委員会に左の案件が付託された。
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第一四九〇号)(第一四九一号)(第一四九二
号)(第一四九三号)(第一四九四号)(第一四九
五号)(第一四九六号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一
四九七号)(第一四九八号)(第一四九九号)(第
一五〇〇号)(第一五〇一号)(第一五〇二号)
(第一五〇三号)(第一五〇四号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第一五三四号)(第一五三五号)(第一五三六
号)(第一五三七号)(第一五三八号)(第一五三
九号)(第一五四〇号)(第一五四一号)(第一五

四二二号)(第一五四三三三)(第一五四四四号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一
五四五五号)(第一五四六六号)(第一五四七七号)(第
一五四八八号)(第一五四九九号)(第一五五〇〇号)
(第一五五一号)(第一五五二二号)(第一五五三
三三三)(第一五五四四四号)(第一五五五五五号)
一、軍人恩給改定に関する請願(第一五七七号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第一五七九号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一
五八〇号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第一五八三三三)(第一五八四四四号)(第一五八五
五五五)(第一五八六六六号)(第一五八七七七号)(第一五
八八八八号)(第一五八九九九号)(第一五九〇〇号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一
五九一一一)(第一五九二二二号)(第一五九三三三三)(第
一五九四四四号)(第一五九五五五号)(第一五九六六六
六六)(第一五九七七七号)(第一五九八八八号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第一六一四四号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一
六一五五号)(第一六一六六六号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第一六一七七号)(第一六一八八八号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一
六一九九九号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第一六二〇〇号)(第一六二一一一)(第一六二二二
二二)(第一六二三三三三)(第一六二四四四号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一
六二五五五号)(第一六二六六六号)(第一六二七七七号)(第
一六二八八八号)(第一六二九九九号)(第一六三〇〇〇号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
(第一六三一一一)(第一六三二二二)(第一六三三三三三)(第
一六三四四四号)(第一六三五五五号)(第一六三六六六
六六)(第一六三七七七号)(第一六三八八八号)(第一六三
九九九九号)(第一六四〇〇〇号)(第一六四一一一)(第一六四
二二二二)(第一六四三三三三)(第一六四四四四号)(第一六
四五五五五)(第一六五六六六六)(第一六五七七七号)(第
一六五八八八号)(第一六五九九九号)(第一六六〇〇〇号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一

六四

一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願
（第二二六三号）（第二二六四号）
一、人事院勧告の完全実施に関する請願（第二二六五号）
一、軍人恩給改定に関する請願（第二二七号）
（第二二四号）（第二二五号）
一、満州国軍に服務した旧軍人等の処遇に関する請願（第二二六号）

第一四九〇号 昭和五十八年十一月四日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 岐阜県関市平賀町一ノ六三 長沼透 外八十九名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一四九一号 昭和五十八年十一月四日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願（三通）
請願者 群馬県前橋市小相木町一ノ五ノ二 吉江篤郎 外百十四名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一四九二号 昭和五十八年十一月四日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 群馬県渋川市金井四三九ノ一 武藤一久 外三十四名
紹介議員 久保田真由君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一四九三号 昭和五十八年十一月四日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 長崎県杵岐郡芦辺町深江栄三七 西原辰也 外四百六十二名
紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一四九四号 昭和五十八年十一月四日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 高知市南久万二二六 川崎美登
外百七十五名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一四九五号 昭和五十八年十一月四日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 岩手県北上市稲瀬町岩川五九 高
橋末男 外五十六名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一四九六号 昭和五十八年十一月四日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 群馬県前橋市文京町二ノ一五ノ一
五 橋本恵津子 外八十四名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一四九七号 昭和五十八年十一月四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 群馬県新田郡新田町金井四一七ノ
一 金井満 外二百七十二名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一四九八号 昭和五十八年十一月四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)
請願者 群馬県沼田市榛名町四、二五七ノ
四 星野恵子 外百三十九名

紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一四九九号 昭和五十八年十一月四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 佐賀県伊万里市木須町五、五四八

紹介議員 ノ四三 岩本公章 外八十七名
久保田真田君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五〇〇号 昭和五十八年十一月四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 岐阜県山県郡高富町大桑五五三
玉井典夫 外二百四十九名

紹介議員 高杉 迪忠君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五〇一号 昭和五十八年十一月四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 岐阜市河渡一、一〇九 白木幸一
外三百三十二名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五〇二号 昭和五十八年十一月四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)
請願者 東京都荒川区南千住七ノ二四ノ二
四ノ四〇五 秋山秀子 外百四名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五〇三号 昭和五十八年十一月四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)
請願者 埼玉県和光市南一ノ九ノ八〇 元
香見 外百三十一名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五〇四号 昭和五十八年十一月四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 茨城県稲敷郡笠崎町桜が丘二ノ
八 渡辺博 外百十二名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五三四号 昭和五十八年十一月四日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 岐阜県恵那市長島町久須見一、五
六八 岡本直敬 外八十五名

紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五三五号 昭和五十八年十一月四日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 福井県勝山市沢町二ノ一三ノ二六
岡山邦雄 外二百二十三名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五三六号 昭和五十八年十一月四日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)
請願者 群馬県渋川市一六三ノ七 飯塚幸
男 外二百四名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五三七号 昭和五十八年十一月四日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 兵庫県美方郡温泉町中辻四〇七
西尾英雄 外九十五名

紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五三八号 昭和五十八年十一月四日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 宮城県仙台市西勝山三ノ二七 加
藤二郎 外百九名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五三九号 昭和五十八年十一月四日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 群馬県勢多郡柏川村室沢四六八
河原信代 外三十一名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五四〇号 昭和五十八年十一月四日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 群馬県館林市足次三〇四ノ一 荒
川芳男 外六十七名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五四一号 昭和五十八年十一月四日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 兵庫県明石市魚住町西岡五四七ノ
一〇 石井まゆみ 外八十四名

紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五四二号 昭和五十八年十一月四日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 群馬県前橋市総社町三ノ八ノ一七
佐藤勉 外百七十九名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五四三号 昭和五十八年十一月四日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 群馬県新田郡敷塚本町大原四七四
平塚勝美 外二十一名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五四四号 昭和五十八年十一月四日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 岐阜県土岐市旭ヶ丘町四七ノ一四
鈴木直子 外九十九名

紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五四五号 昭和五十八年十一月四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(三通)
請願者 群馬県沼田市二、二六七 水田修
外二百九名

紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五四六号 昭和五十八年十一月四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 東京都足立区竹の塚六ノ一七ノ一
岡本友明 外四百四十三名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五四七号 昭和五十八年十一月四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)
請願者 佐賀市堀川町二ノ一四 大坪芳男
外百七十九名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五四八号 昭和五十八年十一月四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 群馬県沼田市新町四三九ノ四 星
野征子 外二百七十四名

紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五四九号 昭和五十八年十一月四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 長野県上田市材木町二ノ五ノ一〇
成瀬広美 外百三十八名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五五〇号 昭和五十八年十一月四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)
請願者 大阪市平野区長吉長原二ノ一四ノ
一四 森本修 外百三十六名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五五一号 昭和五十八年十一月四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 千葉県松戸市小金原二ノ二二団地
サビス小金原寮 橋伸幸 外二
十名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五五二号 昭和五十八年十一月四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(四通)
請願者 群馬県桐生市相生町五ノ七〇五ノ
一二 金子茂明 外二百四十名

紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五五三号 昭和五十八年十一月四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 東京都足立区関原三ノ三七ノ二
田口順子 外三百十二名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五五四号 昭和五十八年十一月四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 東京都文京区白山一ノ二五ノ一
石川芳男 外七十六名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五五五号 昭和五十八年十一月四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 東京都新宿区戸山一ノ二ノ三 古
原隆夫 外百十八名

紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五七七号 昭和五十八年十一月四日受理
軍人恩給改定に関する請願
請願者 兵庫県姫路市安田一ノ四九 柳内
義一

紹介議員 梶原 清君
この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第一五七九号 昭和五十八年十一月四日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市辻堂元町一ノ八ノ
一 今井ヒサ 外三百二十六名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五八〇号 昭和五十八年十一月四日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 岐阜県大垣市笠縫町三 日比野義
和 外五百九十二名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五八三号 昭和五十八年十一月五日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 兵庫県水上郡市島町下竹田二八二
ノ一 土田譲一 外九十九名

紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五八四号 昭和五十八年十一月五日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 兵庫県揖保郡御津町室津 福尾憲
博 外八十九名

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五八五号 昭和五十八年十一月五日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 兵庫県加古郡稲美町中一色一八六
永田雅司 外四十六名

紹介議員 久保田真直君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五八六号 昭和五十八年十一月五日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 岡山県総社市三須三四ノ四 小
池恵子 外三百三十二名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五八七号 昭和五十八年十一月五日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 福井県今立郡今立町藤木一〇ノ四
乙部幸雄 外百七十五名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五八八号 昭和五十八年十一月五日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 岐阜市若宮町九ノ五 郷喜博 外
九十九名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五八九号 昭和五十八年十一月五日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 群馬県前橋市下細井町三四九ノ一
斉藤友喜 外三十三名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五九〇号 昭和五十八年十一月五日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道紋別市緑町五ノ七ノ一六
桜井勇 外四十四名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五九一号 昭和五十八年十一月五日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県上野市依那具三四五ノ二
中野茂 外百三十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五九二号 昭和五十八年十一月五日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 大阪府岸和田市土生町一、五三〇
ノ六〇 笠井善四郎 外百三十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五九三号 昭和五十八年十一月五日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 群馬県甘楽郡下仁田町下仁田三九
八ノ三 島崎淳 外三十三名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五九四号 昭和五十八年十一月五日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長野県塩尻市宗賀二、八九九ノ五
中神広治 外五百九十三名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五九五号 昭和五十八年十一月五日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 群馬県前橋市山王町二ノ四〇ノ二
諸願者 群馬県前橋市山王町二ノ四〇ノ二

○ 岩佐秀明 外二百四十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五九六号 昭和五十八年十一月五日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(四通)

請願者 東京都国立市富士見台一ノ七ノ一
ノ一ノ四〇一 坂口好邦 外九十名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五九七号 昭和五十八年十一月五日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 千葉県松戸市常盤平西窪町二ノ
二六 伊藤幹雄 外七十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五九八号 昭和五十八年十一月五日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長野県上水内郡三水村普光寺 庄
村道男 外五十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六一四号 昭和五十八年十一月五日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)

請願者 群馬県前橋市関根町九八八 宮沢
福寿 外百十四名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六一五号 昭和五十八年十一月五日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(四通)

請願者 群馬県桐生市川内町五ノ七二四
高草木利行 外二百六名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六一六号 昭和五十八年十一月五日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 群馬県桐生市梅田町一ノ二二 橋
本竜男 外五百八十六名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六一七号 昭和五十八年十一月五日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 神奈川県南足柄市向田六〇七 遠
藤静江 外三百三十一名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六一八号 昭和五十八年十一月五日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岐阜市清八二二 片桐潤 外九十
二名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六一九号 昭和五十八年十一月五日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 東京都田無市西原町四ノ四ノ三四
ノ一ノ五〇四 吉田順子 外七十
九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六二〇号 昭和五十八年十一月七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)

請願者 群馬県前橋市城東町五ノ六ノ五
設楽吉晴 外四十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六二八号 昭和五十八年十一月七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 栃木県今市市栗原四一七ノ四一
中村猛 外九十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六二九号 昭和五十八年十一月七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 群馬県渋川市南町二、五二〇ノ一
佐藤保之 外三十四名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六三〇号 昭和五十八年十一月七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 群馬県高崎市員沢町一、〇四四ノ
一 宮崎一隆 外三百四十四名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六三一号 昭和五十八年十一月七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)

請願者 岐阜市三田洞東五ノ九ノ七 後藤
嘉明 外八十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六三二号 昭和五十八年十一月七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)

請願者 福井県坂井郡芦原町下番三ノ四
二 北嶋直美 外百四十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六三三号 昭和五十八年十一月七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(四通)

請願者 北海道根室市昭和町二ノ一〇四

紹介議員 吉谷広美 外三百七十九名
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一六三三号 昭和五十八年十一月七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 佐賀県武雄市武雄町武雄七、二六

六 田代昌敏 外百七十五名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一六三三三号 昭和五十八年十一月七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 佐賀市赤松町四ノ二二 野田美代

子 外六十三名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一六三三六号 昭和五十八年十一月七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岐阜市白菊町二 市川武男 外二

千三百八名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一六三七号 昭和五十八年十一月七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 東京都世田谷区奥沢五ノ二二ノ一

一 白井衛 外九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一六三八号 昭和五十八年十一月七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(四通)

請願者 群馬県群馬郡群馬町棟高五五五

土屋幸太郎 外二百十名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一六五四号 昭和五十八年十一月七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 福井県武生市平出二ノ五ノ三二

長谷川和彦 外六十六名

紹介議員 磯山 篤君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六五五号 昭和五十八年十一月七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(五通)

請願者 岐阜県関市神明町二丁目 藤井豊

子 外三百十五名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六五六号 昭和五十八年十一月七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 山形県新庄市金沢二、八四七 小

野光寿 外七十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六五七号 昭和五十八年十一月七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 神戸市西区持子三ノ三五ノ一 葛

西敏広 外百十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六五八号 昭和五十八年十一月七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 兵庫県明石市港町二四ノ一〇 鍵

本定男 外百六十八名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六五九号 昭和五十八年十一月七日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 鹿児島県指宿市小牧四六〇 堀ミ

チ子 外七十四名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六六〇号 昭和五十八年十一月七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 群馬県前橋市平和町一ノ一四ノ一

七 大橋隆治 外三十一名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六六一号 昭和五十八年十一月七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)

請願者 福井県今立郡今立町野岡九ノ一四

ノ一 林典子 外百六十五名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六六二号 昭和五十八年十一月七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 佐賀市天祐二ノ七ノ四九 白武勇

外二百三名

紹介議員 稲山 篤君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六六三号 昭和五十八年十一月七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 三重県南牟婁郡紀宝町成川 垣内

利夫 外百四十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六六四号 昭和五十八年十一月七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 茨城県勝田市足崎西原一、四五八

綿引誠一 外八十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六六五号 昭和五十八年十一月七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(三通)

請願者 大阪府吹田市山田西一ノ二三 岡

村好久 外二千六百九十六名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六六六号 昭和五十八年十一月七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(一通)

請願者 東京都荒川区東尾久六ノ一六ノ八

林美知子 外四百四名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六六七号 昭和五十八年十一月七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 三重県志摩郡阿児町神明中田 徳

田弘司 外百四十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六六八号 昭和五十八年十一月七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 東京都荒川区荒川八ノ一八ノ八

加藤勝久 外九十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六六九号 昭和五十八年十一月七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(四通)

請願者 千葉県浦安市富岡三九三 西岡直

輝 外二百三名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六八二号 昭和五十八年十一月七日受理
軍人恩給改定に関する請願(二十通)

請願者 宮城県遠田郡小牛田町北浦峰谷森

千田薫 外二十九名

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第一六八八号 昭和五十八年十一月七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市土岐町四二ノ一五

大竹喜彦 外五十七名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六八九号 昭和五十八年十一月七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)

請願者 鹿児島県加世田市武田一七、八二

一新沢康文 外百四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六九〇号 昭和五十八年十一月七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)

請願者 福井県小浜市甲ヶ崎二ノ一九

野村勝 外百四十一名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六九一号 昭和五十八年十一月七日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市川東町七、〇八四

ノ三 島井リツ子 外二十二名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六九二号 昭和五十八年十一月七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 京都市左京区浄土寺上馬場町五五

山本明雄 外百三十三名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六九三号 昭和五十八年十一月七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 神奈川県横須賀市平作六ノ二ノ一

四 桜井英夫 外百四十一名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六九四号 昭和五十八年十一月七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(四通)

請願者 茨城県那珂郡東海村石神内宿二、

二四八ノ一〇二 小松田幸 外二

百五十七名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一六九五号 昭和五十八年十一月七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長野県佐久市岩村田一、二四六ノ

一 清水志げ子 外五十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一七〇六号 昭和五十八年十一月八日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岐阜市春日町一丁目 北川浩一

外四十二名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一七〇七号 昭和五十八年十一月八日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 鹿児島県加世田市小湊七、九九三

中金達郎 外七十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一七〇八号 昭和五十八年十一月八日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)

請願者 兵庫県加古郡稲美町中村一、二二

九 橋本博嘉 外百三十九名

紹介議員 久保田真直君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一七〇九号 昭和五十八年十一月八日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 兵庫県龍野市神岡町中一八五ノ

三 赤路義雄 外二百五十名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一七一〇号 昭和五十八年十一月八日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 福井県坂井郡芦原町北潟二七ノ二

五 佐藤雅美 外百四名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一七一一号 昭和五十八年十一月八日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岩手県岩手郡雫石町八地割麻見田

一九ノ五 村田保次 外三十一名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一七一二号 昭和五十八年十一月八日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市山岸六ノ一六ノ五

山田和明 外六十三名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一七二三号 昭和五十八年十一月八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 奈良市佐紀新町二、三三二 武田

恒夫 外百三十九名

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 神戸市長田区宮川町五ノ四ノ八

小西貞男 外二百九十七名

紹介議員 山田 謙君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一七二四号 昭和五十八年十一月八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 兵庫県伊丹市昆陽西中田四ノ二三

藤木一光 外百三十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一七二五号 昭和五十八年十一月八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県南牟婁郡御浜町阿田和 阪

口昇 外二百四十三名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一七二六号 昭和五十八年十一月八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(三通)

請願者 奈良県桜井市大福二二三ノ一一

吉本平義 外二百十九名

紹介議員 久保田真直君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一七二七号 昭和五十八年十一月八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 群馬県前橋市大友町三ノ六ノ二

田島新太 外二百四十九名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一七二八号 昭和五十八年十一月八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 奈良市佐紀新町二、三三二 武田

恒夫 外百三十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一七一九号 昭和五十八年十一月八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長野市川中島若葉町一、四四八ノ

五六 酒井八郎 外五十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一七二〇号 昭和五十八年十一月八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 群馬県前橋市川原町五〇九 井野

進 外百四十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一七二二号 昭和五十八年十一月八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 埼玉県狭山市鶴ノ木二ノ二八 富

沢由次 外二百一十一名

紹介議員 山田 謙君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一七三〇号 昭和五十八年十一月八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 埼玉県蕨市中央三ノ二ノ五 河相

孝二 外百五十八名

紹介議員 内藤 功君

六年連続の所得減税見送り、軍拡と大企業奉仕のため国民に犠牲と負担増を強要する臨調路線によつて国民の暮らしは重大な危機にさらされている。ついで、人事院勧告を直ちに完全実施されたい。

第一七三七号 昭和五十八年十一月八日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 兵庫県豊岡市庄境四三四ノ四 松

紹介議員 下和義 外九十九名

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一七三八号 昭和五十八年十一月八日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 兵庫県龍野市龍野町大道二五二

尾西裕子 外百十三名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一七三九号 昭和五十八年十一月八日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 兵庫県龍野市菅田町山四三三

三木和代 外九十一名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一七四〇号 昭和五十八年十一月八日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 鹿児島県鹿屋市西蔵川町七二三ノ

六 末吉広美 外六十八名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一七四二号 昭和五十八年十一月八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 神奈川県相模原市西大沼五ノ一七

ノ七 大橋春男 外百三十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一七四二号 昭和五十八年十一月八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 群馬県桐生市東久方町二ノ六ノ五

一大島征二 外八十三名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一七四三号 昭和五十八年十一月八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 群馬県佐波郡境町境六一九ノ五

小林富子 外百二十四名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一七四四号 昭和五十八年十一月八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 長野県佐久市中込四三三ノ一 柳

澤初美 外九十六名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一七五三号 昭和五十八年十一月八日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 兵庫県小野市大島町一、〇一七ノ

一 松尾正明 外四十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一七五四号 昭和五十八年十一月八日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 香川県観音寺市杵田町山田乙一、

八五一ノ一 香川武子 外百六十六名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一七五五号 昭和五十八年十一月八日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 香川県高松市木太町二、七三二

横内春夫 外百四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一七五六号 昭和五十八年十一月八日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)

請願者 兵庫県加古川市加古川町南備後一

〇一 松井和彦 外百七十一名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一七五七号 昭和五十八年十一月八日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)

請願者 山形市松山二ノ八ノ一四 佐藤公

子 外四百三名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一七五八号 昭和五十八年十一月八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 大阪府八尾市上之島町北一ノ一二

大橋実 外百三十二名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一七五九号 昭和五十八年十一月八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 神戸市東灘区湊森台二ノ五ノ三〇

一 若山郁夫 外二百五十二名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一七六〇号 昭和五十八年十一月八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 京都府城陽市枇杷庄島ノ宮 谷川

一市 外百四十一名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一七六一号 昭和五十八年十一月八日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 大阪府大正区鶴町四ノ一ノ七ノ

四〇六 上野耕二 外百三十九名
紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一七六二号 昭和五十八年十一月八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)
請願者 三重県松阪市殿町一、三八三 山
本妙子 外百五十九名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一七六三号 昭和五十八年十一月八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 東京都荒川区東日暮里一ノ一一ノ
一三ノ一、〇一〇 中山実 外千
二百四十名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一八一三三号 昭和五十八年十一月八日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 岐阜市蔵前二ノ二〇 田中勝利
外百一名
紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八一四号 昭和五十八年十一月八日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)
請願者 岐阜市西野町四ノ二六 一柳保
外百七十三名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八一五号 昭和五十八年十一月八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)
請願者 大阪府松原市一津屋町三二八ノ一
一 岡田勝美 外百四十一名
紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一八一六号 昭和五十八年十一月八日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)
請願者 新潟市関屋田町二ノ三〇二 溝口
俊夫 外七十九名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一八二三号 昭和五十八年十一月九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 神戸市灘区八幡町四ノ一〇
竹田孝義 外四十九名
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八二四号 昭和五十八年十一月九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 鳥取市門通寺八二六 竹内順子
外七十八名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八二五号 昭和五十八年十一月九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 神戸市西区玉津町上池四ノ一 森
田清 外九十名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八二六号 昭和五十八年十一月九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 鹿児島県垂水市錦江町一ノ二二三
県営住宅九、四〇四 尾迫逸郎
外三百三十四名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八二七号 昭和五十八年十一月九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 福井市殿下町三三ノ三 青木幸枝
外百三名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八二八号 昭和五十八年十一月九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 神奈川県平塚市高村二六ノ二〇ノ
五〇六 木村征紀 外三十四名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八二九号 昭和五十八年十一月九日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 岐阜市下奈良六八ノ一 鈴木誠
一 外百五十九名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八三〇号 昭和五十八年十一月九日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)
請願者 奈良市二条町三ノ五ノ四 佐藤幸
三 外百三十九名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八三一号 昭和五十八年十一月九日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)
請願者 群馬県桐生市梅田町一ノ四一九
内田忠男 外百三十一名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八三二号 昭和五十八年十一月九日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 群馬県桐生市宮前町一ノ六ノ四六
群馬県桐生市宮前町一ノ六ノ四六

山岡昭良 外十五名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八三三三号 昭和五十八年十一月九日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願(七通)
請願者 大阪府東大阪市大蓮北二ノ一四ノ
六 角田良男 外六千四百三十三名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八三四号 昭和五十八年十一月九日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 長野県小諸市八満六二九 柳沢知
賀子 外五十六名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八五一号 昭和五十八年十一月九日受理
公的年金制度の改悪反対に関する請願
請願者 奈良県北葛城郡河合町泉台一ノ四
四五 吉田節子 外二千四百三十
六名
紹介議員 橋本 敦君

政府は、国家公務員共済組合と国鉄など三公社の
共済組合を統合して、長期掛金大幅引上げや給付
の改悪をすすめる国家公務員及び公共企業体職員
に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公
務員共済組合法等の一部を改正する法律案を提出
しているが、我々は反対である。これは、第二次
臨時行政調査会の基本答申が公的年金制度の全面
的改悪を提起したのを受けたもので、国の責任で
処理すべき国鉄共済組合の財政赤字を口実にし、
また、急激な高齢化の進行のもとで、労働者への負
担増を大幅に推進しようとするものである。しか
も、この法律案に引き続いて、厚生年金、国民年
金制度の改正案も準備されており、昭和五十九年
以降、かつてない大規模の年金制度改悪が行われ

ることになる。既に人事院勧告凍結と連動させた年金スライド凍結で千九百万人の年金生活者は大きな痛手を受けており、この回復も急務である。今は、労働者が老後に尊厳をもつて生活できる権利を保護するための、年金制度の充実と改善が追求されなければならない。ついては、軍費費などの削減、大企業優遇税制の是正や、年金財源の民主的管理、運用などにより安定した年金制度の確立のため、当面、次の事項について実現を図りたい。

一、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案を廃案とすること。国鉄共済組合の財政赤字は、国の責任で措置し、国鉄労働者はもとより、他の共済組合にも負担を転嫁しないこと。

二、六十歳以上のすべての国民に生活できる年金を支給すること。年金の支給開始年齢の繰延べをやめ、婦人については五十五歳支給開始を保障すること。当面、国民年金・老齢福祉年金は月額四万円以上に、労働者年金は月額九万円以上を保障すること。

三、年金スライドの凍結を直ちに解除すること。四、社会保障としての年金は、国と使用者で負担する原則の確立を目指し、当面、国庫負担の増額を図るとともに、年金保険料の労使負担割合を、労働者三、使用者七に改めること。

五、行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案による国庫負担の四分の一の停止措置を直ちに中止し、利子をつけて返還すること。

六、共働き女性の年金併給調整など給付の削減切下げを行わないこと。

第一八五二号 昭和五十八年十一月九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 岐阜県古城郡古川町上町四六四ノ

紹介議員 一 栗本節子 外百九十九名
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八五三号 昭和五十八年十一月九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 群馬県桐生市相生町三ノ六四二ノ

紹介議員 三三 前原弘治 外六十九名
寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八五四号 昭和五十八年十一月九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 沖縄県浦添市伊祖四九七 渡名喜

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八五五号 昭和五十八年十一月九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 群馬県藤岡市上落合六六七 岸久

紹介議員 雄 外四十二名
八百板 正君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八五六号 昭和五十八年十一月九日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 大阪府淀川区十三東三ノ六〇二二

紹介議員 国沢大作 外六百五十五名
久八重子君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八五七号 昭和五十八年十一月九日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 群馬県桐生市元宿町二ノ三二

紹介議員 荒木保 外百二十九名
寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八五八号 昭和五十八年十一月九日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 群馬県新田郡敷家本町敷家一、八

紹介議員 六三ノ二二 金井玄次 外二十八名
八百板 正君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八八七号 昭和五十八年十一月九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 兵庫県津名郡北淡町室津一、〇七

紹介議員 二 沢田真里代 外百四十四名
粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八八八号 昭和五十八年十一月九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 鳥取市上町一三四上町ハイツ二ノ

紹介議員 二 大谷泰彦 外八十三名
片山 甚市君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八八九号 昭和五十八年十一月九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 鳥取市吉方町二ノ三六一 那須多

紹介議員 賀子 外七十八名
志苦 裕君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八九〇号 昭和五十八年十一月九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 福井市末広町一六〇一 堀内謙一

紹介議員 外九十四名
野田 哲君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八九一号 昭和五十八年十一月九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 福井市板垣町下畑九八ノ一 高松

紹介議員 進 外百六十九名
福岡 知之君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八九二号 昭和五十八年十一月九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)
請願者 北海道函館市乃木町五ノ二三 林

紹介議員 直行 外八十九名
松前 達郎君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八九三号 昭和五十八年十一月九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)
請願者 群馬県吾妻郡中之条町西中之条

紹介議員 一、七五九ノ一 水野時雄 外二百三十二名
丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八九四号 昭和五十八年十一月九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 福井市二の宮四ノ一〇ノ八 大久

紹介議員 保恵美子 外五十四名
村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八九五号 昭和五十八年十一月九日受理
共済年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)
請願者 兵庫県赤穂市東有年六七九 寺坂

紹介議員 信男 外百三十七名
村田 秀三君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八九六号 昭和五十八年十一月九日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 大阪市平野区瓜破東二ノ二ノ一七

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一八九七号 昭和五十八年十一月九日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 三重県一志郡白山町南家城 天花

寺正博 外百三十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一八九八号 昭和五十八年十一月九日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 群馬県桐生市菱町黒川七九ノ一

井草秀雄 外八十八名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一八九九号 昭和五十八年十一月九日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(五通)

請願者 東京都荒川区町屋二ノ一〇ノ八

中島美佐子 外四百一名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一九〇〇号 昭和五十八年十一月九日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 群馬県佐波郡境町上矢島二三九

羽島盛三 外五十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一九〇一号 昭和五十八年十一月九日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 大阪府平野区瓜破東三ノ二ノ一六

厚田貞明 外百三十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一九三二号 昭和五十八年十一月九日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 東京都江戸川区南小岩六ノ二〇ノ

一二 上野文雄 外四千二百十二

名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一九四一号 昭和五十八年十一月九日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 兵庫県高砂市曾根町二、二二二

小南和子 外六十名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一九四二号 昭和五十八年十一月九日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 群馬県桐生市広沢町六ノ八二七ノ

九 亀津正夫 外六十六名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一九四六号 昭和五十八年十一月九日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 神戸市東灘区魚崎北町一ノ七ノ一

〇 鳥羽フミ 外九十四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一九四七号 昭和五十八年十一月九日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 兵庫県出石郡但東町赤花一、五八

五 小西昌儀 外百六十三名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一九四八号 昭和五十八年十一月九日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(十通)

請願者 大阪府南河内郡太子町太子五四

内田良美 外七千九百八十三名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一九四九号 昭和五十八年十一月九日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 東京都国立市富士見台三ノ七ノ三

ノ四ノ二〇六 梶原勝行 外四百

九十八名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一九七九号 昭和五十八年十一月十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 神戸市中央区鎮内町六ノ五ノ四

森田清一 外百九名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一九八〇号 昭和五十八年十一月十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 神戸市長田区五位ノ池町四ノ二一

ノ八 吉村安喜 外九十七名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一九八一号 昭和五十八年十一月十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 栃木県塩谷郡藤原町藤原一、〇六

九 早山市太郎 外七十九名

紹介議員 久保田真直君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一九八二号 昭和五十八年十一月十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 兵庫県加東郡滝野町高岡一、七五

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一九八三号 昭和五十八年十一月十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 鳥取市寺町一五五ノ一 山本須美

子 外百五十八名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一九八四号 昭和五十八年十一月十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 兵庫県城崎郡竹野町羽入一四七ノ

一 森上博 外九十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一九八五号 昭和五十八年十一月十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 福井県大野市大和町四ノ一五 稲

垣成久 外九十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一九八六号 昭和五十八年十一月十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 兵庫県姫路市実法寺二七三ノ一

山本邦男 外九十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一九八七号 昭和五十八年十一月十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 福井市四ツ井二ノ二ノ一 白友寮

岡本久美子 外五十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一九八八号 昭和五十八年十一月十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(一通)

請願者 沖繩県石垣市平得一六三ノ三 長

派康 外七十四名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一九八九号 昭和五十八年十一月十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 鳥取県境港市野町一、三九〇

青山重之 外千四百三十三名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一九九〇号 昭和五十八年十一月十日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(四通)

請願者 埼玉県比企郡小川町青山六三三四ノ

五 松坂俊衛 外二百八十九名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一九九一号 昭和五十八年十一月十日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 埼玉県比企郡嵐山町志賀一〇二ノ

二三 中野順 外百三十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一九九二号 昭和五十八年十一月十日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 埼玉県春日部市小淵一六二ノ一春

日部サンハイツ二ノ一〇四 島田

勝則 外六十九名

紹介議員 久保田真留君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一九九三号 昭和五十八年十一月十日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 千葉県松戸市小金原三ノ一八ノ三

ノ一〇二 長谷川敏機 外百四十

六名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一九九四号 昭和五十八年十一月十日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 東京都江東区南砂一ノ五ノ三〇ノ

六二五 町田弘 外百二十六名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一九九五号 昭和五十八年十一月十日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 群馬県太田市鶴生田八九五ノ二

茂木只義 外百十五名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一九九六号 昭和五十八年十一月十日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(一通)

請願者 大阪市東淀川区東淡路一ノ五ノ三

ノ四二二 上田正和 外百三十二

名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二〇二六号 昭和五十八年十一月十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 兵庫県姫路市香住町訓谷 浜田光

男 外二百七十四名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二〇二七号 昭和五十八年十一月十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 鹿児島県加世田市武田七九一

木和 三 外六十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二〇二八号 昭和五十八年十一月十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)

請願者 兵庫県豊岡市下陰 今井知子 外

百四十七名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二〇二九号 昭和五十八年十一月十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 沖繩県美里二、六四九ノ一美里団

地Aノ一ノ一〇四 金城昇 外四

十名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二〇三〇号 昭和五十八年十一月十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(一通)

請願者 福井県武生市学園町三五 牧野実

外二百一十一名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二〇三一号 昭和五十八年十一月十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)

請願者 神戸市長田区五番町三ノ七 山田

一成 外百九十九名

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二〇三二号 昭和五十八年十一月十日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 大阪府枚方市村野木町一〇ノ一四

石堂福蔵 外三百六名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二〇三三号 昭和五十八年十一月十日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(一通)

請願者 三重県伊勢市岡本二ノ九ノ八 山

本春生 外百三十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二〇三四号 昭和五十八年十一月十日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(三通)

請願者 大阪府堺市浜寺諏訪ノ森町中一丁

七五ノ三 花房キヌエ 外百四十

九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二〇三五号 昭和五十八年十一月十日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 宮城県白石市白石八九八 廣瀬

康子 外五十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二〇三六号 昭和五十八年十一月十日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(三通)

請願者 三重県一志郡嬉野町中川一、一三

六 坪井勇 外二百七十五名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二〇六七号 昭和五十八年十一月十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(五通)

請願者 岐阜県各務原市那加手力町一〇

浅野光俊 外百九十七名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二〇六八号 昭和五十八年十一月十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)

請願者 鳥取県八頭郡家町花 平木道則

外百四十七名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二〇六九号 昭和五十八年十一月十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 兵庫県高砂市高砂町東浜町一、二

四六 永井よし子 外七十四名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二〇七〇号 昭和五十八年十一月十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(一通)

請願者 沖縄県浦添市宮城六七三 松村猛

外五十五名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二〇七一号 昭和五十八年十一月十日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(四通)

請願者 大阪府港区磯路三ノ二一ノ一八

坂本均 外二百七十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二〇七二号 昭和五十八年十一月十日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(三通)

請願者 群馬県沼田市柳町四〇一 小林恒

夫 外百六十一名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二〇七三号 昭和五十八年十一月十日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(三通)

請願者 埼玉県草加市氷川町四四七ノ一

豊田利雄 外百二十名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二〇九五号 昭和五十八年十一月十日受理

軍人恩給改定に関する請願

請願者 福島市郷野目宝来町四二ノ二 今

泉善吉

紹介議員 亀長 友義君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第二〇九六号 昭和五十八年十一月十日受理

軍人恩給改定に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡村松町高松七〇〇

ノ一 小池善太郎

紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第二〇九七号 昭和五十八年十一月十日受理

軍人恩給改定に関する請願(九通)

請願者 福島県いわき市平仲間町二ノ一

前松鏡 外八名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第二〇九八号 昭和五十八年十一月十日受理

軍人恩給改定に関する請願

請願者 新潟県長岡市東坂之上町一ノ三ノ

一〇 山田暢雄

紹介議員 高平 公友君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第二〇九九号 昭和五十八年十一月十日受理

軍人恩給改定に関する請願

請願者 福島県郡山市虎丸町二一の一六

村越重幸

紹介議員 林 寛子君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第二二〇〇号 昭和五十八年十一月十日受理

満州国軍に服務した旧軍人等の処遇に関する請願

請願者 東京都新宿区北新宿二ノ五ノ二

須藤司

紹介議員 板垣 正君

この請願の趣旨は、第八八七号と同じである。

第二二〇一号 昭和五十八年十一月十日受理

満州国軍に服務した旧軍人等の処遇に関する請願

請願者 埼玉県所沢市上新井一、〇七一

曾根原実

紹介議員 亀長 友義君

この請願の趣旨は、第八八七号と同じである。

第二二〇二号 昭和五十八年十一月十日受理

満州国軍に服務した旧軍人等の処遇に関する請願

請願者 埼玉県草加市氷川町一、五五〇

田中厚道

紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第八八七号と同じである。

第二二〇三号 昭和五十八年十一月十日受理

満州国軍に服務した旧軍人等の処遇に関する請願

請願者 東京都北区田端町五ノ一三ノ二一

野上完一

紹介議員 高平 公友君

この請願の趣旨は、第八八七号と同じである。

第二二一〇号 昭和五十八年十一月十日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県春日市勝川町六ノ六 増田

茂樹 外五百九十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二一一号 昭和五十八年十一月十日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(三通)

請願者 福岡県甘木市黒川二、二二三 林

利則 外五千九百四十五名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二一二号 昭和五十八年十一月十日受理

軍人恩給改定に関する請願

請願者 新潟県柏崎市長浜町三ノ八 阿部

正

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第二二一三号 昭和五十八年十一月十日受理

満州国軍に服務した旧軍人等の処遇に関する請願

請願者 東京都杉並区大宮二の五ノ一九

中浦勝二

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第八八七号と同じである。

第二二一四号 昭和五十八年十一月十日受理

公的年金制度の改悪反対に関する請願

請願者 大阪府平野区平野宮町一ノ四ノ二

五 酒井美名子 外二千四百三十

七名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一八五一号と同じである。

第二二二〇号 昭和五十八年十一月十一日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 群馬県前橋市後関町二九ノ一 矢

端廣行 外三十三名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二二二号 昭和五十八年十一月十一日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

